

第百五十九回国
参議院
総務委員会
會議録
第二号

平成十六年三月十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十五日

辞任

高嶋 良充君

補欠選任

岡崎トミ子君

出席者は左のとおり。

委員長

景山俊太郎君

理事

柏村 武昭君

岸 宏一君

山崎 力君

内藤 正光君

広中和歌子君

委員

狩野 安君

久世 公堯君

椎名 一保君

世耕 弘成君

山内 俊夫君

小川 敏夫君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

谷林 正昭君

松岡満壽男君

渡辺 秀央君

鶴岡 洋君

日笠 勝之君

八田ひろ子君

宮本 岳志君

又市 征治君

国務大臣

総務大臣

麻生 太郎君

副大臣

総務副大臣

田端 正広君

政府特別補佐人

総務副大臣

山口 俊一君

事務局側

人事院総裁

中島 忠能君

常任委員会専門

員

藤澤 進君

政府参考人

人事院事務総局

総務局総括審議

官

人事院事務総局

勤務条件局長

山野 岳義君

人事院事務総局

公平審査局長

潮 明夫君

総務大臣官房長

平井 正夫君

総務大臣官房総

括審議官

大野 慎一君

総務省人事・恩

給局長

戸谷 好秀君

総務省行政管理

局長

松田 隆利君

総務省自治行政

局長

高部 正男君

総務省自治財政

局長

瀧野 欣彌君

総務省自治税務

局長

板倉 敏和君

総務省情報通信

政策局長

武智 健二君

総務省総合通信

基盤局長

有富寛一郎君

総務省郵政行政

局長

清水 英雄君

総務省政策統括

官

鈴木 康雄君

厚生労働大臣官

房総括審議官

長谷川真一君

大石 明君

厚生労働大臣官

房審議官

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消

防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

(行政制度、地方行政、消防行政、情報通信行

政等の基本施策に関する件)

(平成十六年度人事院業務概況に関する件)

(平成十六年度地方財政計画に関する件)

○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び

納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○所得課税法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○委員長(景山俊太郎君) ただいまから総務委員

会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨十五日、高嶋良充君が委員を辞任され、その

補欠として岡崎トミ子君が選任されました。

○委員長(景山俊太郎君) 次に、政府参考人の出

席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消

防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のた

め、本日の委員会に人事院事務総局総務局総括審

議官関戸秀明君、人事院事務総局勤務条件局長山

野岳義君、人事院事務総局公平審査局長潮明夫

君、総務大臣官房長平井正夫君、総務大臣官房総

括審議官大野慎一君、総務省人事・恩給局長戸谷

好秀君、総務省行政管理局長松田隆利君、総務省

自治行政局長高部正男君、総務省自治財政

局長瀧野欣彌君、総務省自治税務局長板倉敏和

君、総務省情報通信政策局長武智健二君、総務省

総合通信基盤局長有富寛一郎君、総務省郵政行政

局長清水英雄君、総務省政策統括官鈴木康雄君、

厚生労働大臣官房総括審議官長谷川真一君及び厚

生労働大臣官房審議官大石明君を政府参考人とし

て出席を求め、その説明を聴取することに御異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(景山俊太郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(景山俊太郎君) 次に、行政制度、公務

員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び

郵政事業等に関する調査を議題とし、行政制度、

地方行政、消防行政、情報通信行政等の基本施

策に関する件及び平成十六年度人事院業務概況に

関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高橋千秋君 おはようございます。民主党・新

緑風会の高橋千秋でございます。麻生大臣に対し

て質問させていただくのは初めてでございますの

で、どうかよろしくお願いを申し上げますと思

います。

私は予算の方の理事もしております、今日も

テレビの集中審議をやっておりますが、麻生大臣

の方も、この参議院の方での予算委員会でも連日

のようにこの三位一体の話出てまいりまして、い

ろいろ苦渋の答弁をされておられますが、やはり

今日は一般質問ということでございますので、こ

の三位一体の論議については避けられないと思

います。この話をまず冒頭に質問させていただき

たいと思っております。

いろいろ私は今回のこの質問に対して資料を調

べておりまして、あるキャッチフレーズがあり

ました。ちよつと三行ほどですので読まさせていただきますけれども、「地方に税源を与ふれば完全な発達には自然に來る 地方分権丈夫なものよひとりあるきで発てんす 中央集権は不自由なものよ 足をさせさし杖も与ふ」こういうキャッチフレーズがありました。これは何かというところ、一九二八年、昭和三年の初めての普通選挙、第十六回総選挙で、当時の二大政党の一つの政友会の選挙ポスターのキャッチフレーズなんです。この中身、今、今年七月に参議院選挙ございますけれども、同じキャッチフレーズ使っても、ちよつと難しいですが、今風の言葉に換えてキャッチフレーズ書いてもこれをそのまま使えるんではないかなというふうに思いますが、御感想をまずひとつ伺いたいんですが。

○国務大臣(麻生太郎君) 明治四年の廃藩置県に始まって、やつぱり三百大名を四十七、當時は九十幾つあった、北海道、函館県始め県が幾つありましたので、今は四十七都道府県になっておりますけれども。

いづれにしても、當時全国に、各地方に江戸二百七十年間の間ばらばらになったものをとにかく近代工業化社会を作り上げて、當時のアジの情勢は列強によります植民地化が進んでおる中であつて、断固その中であつて日本の自主独立を保つためには、中央集権化された政府の下に日本を近代工業化社会にすること以外に植民地化を避けることはできないという、當時の明治政府の政治家の結論だつたと思ひますけれども、その當時それで推し進めて、結果としてはたつた三十七年であのナポレオンすら勝てなかつた當時の帝政ロシアに勝てたんですから、それは結果としては、方法としては決して間違つていなかったと思ひますし、また戦後、経済復興という国家目標一本に絞つてやるためには、いろんな意味で官僚主導、業界協調型と、多分そんな体制だと思ひますが、それを作り上げて成功したんだと思ひますが、貧しいときはそこそこ行つたんですが、これだけ地方が皆、そこそこ皆一応、何でもうね、地

方公民館から図書館から体育館から一応持つところまで至つてくると、みんなが要るものはその地域によつて差が出てくるのが当然でありますから、その地域において、その地域の判断に基づいて、うちの県は体育館は要らない、うちの市は体育館は要らないと、むしろこういつたものが要るとかいう話は、むしろ地方の方がやりやすい、分かつておるという前提に立つて考えるのが当然だと思ひますので、時代にあつて地方分権の流れ、地域主権というのが僕は正しいと思つておりますが、地域主権の流れが出てきているというのはいいことだと思ひますので、今の感想を言われて、その当時からもそういう意見があつたんだと思つて、改めてあの当時、あの時代の政治家の方がよく勉強しておつたなと、率直なそんな感じがします。

○高橋千秋君 大臣の非常に歴史に対するいろんな知識等、ふだん聞かされていただいておりますけれども、この三位一体改革については、予算委員会だつたと思ひますが、三位一体という言葉はキリストの精神から来ているというのを麻生大臣から予算委員会であつたとき、三位一体という言葉は、私はどうもその精神とはちよつと違つて、三者ばらばら改革ではないかなというふうな感覚を受けるんですね。ばらばらというよりも、地方に随分痛みが逆に行つていけるような気が私はしてならないんです。

それで、大臣の地元の方でもいろいろお話はあるかと思ひますが、先日、予算委員会の視察というところで三年ぶりに派遣ができたんですけれども、今、御存じのように予算委員会の委員長は片山前総務大臣でございますが、片山委員長は片山下、鹿児島県と熊本県に予算委員会の視察に行つてまいりました。そこで両知事から話を伺うという機会があつたんですけれども、両方のその大臣の地元である九州の二つの県の知事からも、今回のこの三位一体改革に対して大変な不満という不公平がそこでも随分述べられました。片山委員長が総務大臣のように答弁をされておりましたけれども、

ども、正に全国から今このことに対して不公平不満が総務省又は総務大臣の方に上がつてきていると思ひますけれども、その辺はどう対応されておられるのか。

そしてもう一つ、既に知事会や市町村会、全国知事会は二月九日ですか、それから全国市長会が二月二十三日に、それぞれ地方交付税の大幅削減に対する緊急コメントとか三位一体改革に関する緊急要望というのが出ております。これは文書として出ておりますし、しよつちゅうマスコミにも出てきて、知事会での大変な文句等も出てくるというのを当然目にされておられると思ひますけれども、このことに対してどう思つておられるのか、まずお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、高橋先生おっしゃいましたように、私の選挙区、生活保護世帯率日本一を誇つていられるわけじゃありませんけれども、現実、北海道、福岡県筑豊というところはそういうところでありまして、財政指数は極めて低いところ、私の選挙区でもありますので、今御指摘の点につきましては、かねてから私も直接、間接によく伺つておるところです。

これだけ大きな改革をいたしておりますので、地方税が累積で約二百兆を超え赤字を抱えておりますから、これ、このまま放置はできないというところで、まあ国と同じように地方もある程度ということでは、事を進めております。

私どもとしては、基本的には今おっしゃられてある意味は、交付税の減り方が等々いろんな御意見があつておりますが、過日、共同通信がやりました全国調査というもので見ていただいても分かりますように、人口五万以上のところは総じて賛成、行政区の人口が五万以上のところは総じて、六〇%以上のところが賛成、反対の方々が、ただ、御存じのように、これは町村数で割りますと、これ人口数で割りますと五万以上のところは約七〇%、七二、三%が人口五万以上のところに住んでおられることになりまして、町村数で割りますと逆に今度は、町村数は数が多いものですから、

ら、首長さんの数からいきますと約一五%ぐらいになります。そういう意味では、数字の差が出てくることになっておりますので、総じて反対の首長さんが多いということになる、人口五万以下の数の方が多いわけですから。そのところは私どももよく理解をした上で、それでも現実問題としてかなり町村の小さな市町村の方に非常に痛みが出てくることは確かだと私も思ひます。

したがいまして、その点につきましては、今後實際運営していくに当たりましては、財政再建債等々、いろいろなものを柔軟にかつ幅広く理解するような方向で、地域再生債とかそういうものを扱わせていただくことで対応させていただきたいと思つておりますが、流れとして小さなところの方により多く痛みが出ていくということは確かだと思ひますので、先生の選挙区におきましても、多分同じように地元の中で小さな、三重の四日市なんかとは別に、もつと小さな、まあ鈴鹿ぐらゐり行きやちよつと大きなところですけども、もう少し小さなところへ行けば行くほどその種の声がよく聞かれるところになるであろうと、私どももそう思つておりますので、そういう点につきましては私どもも個別に対応させていただかぬと、ちよつと一括皆同じというのと大分地域によつて差が極端にございまして、そういうところは個別に対応させていただきたいと思つております。

○高橋千秋君 ある程度は分かつていただいているというのか、分かつていただいているとは思ひますけれども、私は、合併自体はそう否定するものではないと思ひます。やはり効率的な運用するということを考えると、これは合併は確かに必要だと思ひます。

私が今自分の住んでいる地区は人口が一万ちよつとの、私が成人式の日に村から町になったところなんです、そういうところに住んでおります。日本というのはそういう小さなところもあつて、いろいろなところがあつて私は文化がいろいろ発

達をしてきたすばらしい国だというふうに出ておられますけれども、合併のことについて後でもう少し深く聞きたいと思いますが、そういう小さなところに痛みが出る、そのことによつてそういう小さな村とか町がなくなっていくことは、私はむしろ日本にとつて不幸なことではないのかというふうに思うんですが、大臣、いかがお考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には古い懐かしい名前が消えていったというのは、例えば郵便局のときにも震町だ、笄町だ、高樹町ら辺にありました名前が南青山何丁目とか、おおよそいかにわしんだか安っぽいんだか上等なんだか分からぬような名前に皆変えて、当時あのかたちは皆不愉快な思いをしたんです。みんなその人たちは、みんな住民反対したんだけれども、だげどにかく南青山何とか何と何丁目になったという話ですが、そういう意味では、その地域に対する思い、昔ながらの名前が皆消えたので、そういう意味では私も、断固反対して残った大伝馬町、小伝馬町、蠟燭町等々の住民の方がよほど見識があったと、私自身は個人的にはそう思います。

また、町村名につきましては、いろいろ今小さな地域でというのは私も基本的にはそうだとは思いますが、ただ、先生、一人頭に掛かります行政経費というのは、五千人以下だと約百万円から百五十万円掛かっております。それが、二万人ぐらゐまで超えてくると一挙にどんと半分ぐらゐの四十五万とか五十万程度まで下がる。後はずっと下がって三十三万程度まで下がって、約また四十万人の人口を超えますと三十何万円からまた少し上がるという、一人当たりには掛かります行政経費というのはかなり、三倍も違いますというところになってくると、ちよつとこれはなかなか、その分はどこかほかのところから埋めにやいかぬということになるのが一点。それから、そこいらつしやる方々も基本的には、じゃ、うちはこれしかないんだから、町会議員の数は、村会

議員の数は三人でいいとか二人でいいとか、みんな無給でやれとか、そういう話で、収入役は要らない、村長一人でやれとか、いろんなことができるようなことを皆している。

例えば、ほかの国で見ますと、シティーマネジャー雇つてきて、おまえが経営する、あとのやつは皆おれたちは議員でやるけれども、経営はおまえやる、それがおれたちは普段というふうな、それだけ合理化されたものでやるというふうな、いろんなことをよほど考えないと、小さなところに掛かります行政経費、ましてや、今後、行政手続はすべてオンラインでということになると、オンラインの対応ができるかということになると、それもできないようなところに当たりましては、行政のサービスでありますものがなかなかそこにいる村民、町民に与えられないというのは明らかに不公平を生じますので、そこらところも勘案して考えないといかぬのではないかなという感じはします。小さなところが残るといふのは私も基本的には賛成なんですけれども、ただ、現実問題としては、今申し上げたように、今地方分権という言葉、よく使われますが、地域が主権を持つて、地域間同士が競争していくことになろうと思ひますので、そういうときにあつてはある程度のサイズが要するというではないかというのが率直な実感です。

○高橋千秋君 三重県はつい最近いなべ市というのができまして、三重県の名古屋に近い方なんです、員弁郡というところが、一町が参加できなかったんですけれども、平仮名の地名でないなべ市というのができまして、それまでは六十九市町村あったんですが、これは多いか少ないかは先生の、大臣の地元と比べて数については分かりませんが、これからどんどん当然減っていくんだろうと思ひます。

そういう中で、あるところの今回のこの三位一体改革に伴つてプラマイどうなんだということをちよつと聞いてみましたら、三重県のちよつと真ん中ぐらゐに大台町という、大台ヶ原というのが

有名ですが、大台町というところがあるんですが、その今度の三位一体改革でプラマイを聞いてみますと、地方交付税で八千万、それから臨時財政対策債で八千二百萬減るんですね、一億六千二百萬ですか、それからその他の国庫補助負担金の一般財源化されたものも全部含めると、大体二億ぐらゐ減ります。それで、逆に税源移譲、今回の、これから出てきます所得譲与税等の措置で増える分が大体千二百萬ですね。それはプラマイ考えると約一億九千万ぐらゐ減るんですね。

人口の非常に少ないところで、確かにさつき大臣が言われるように効率化を考えなきゃいけないし、それにつれて大きな改革をしていかなければいけないという事実はよく分かります。しかし、これ、急にこういう話が出てきて、あちこちの町村長やさつき九州での知事の話も聞いても、我々が当初思つてたよりも大幅に減つてしまふと。今年はまだとにかくこれやりくりをして、いろんな基金を取り崩したりして何とか予算が組めるけれども、来年、再来年のことを考えると、とてもこれは予算を組むことができないという声物が物すごく多いんですね。これは大臣も聞かれていてのことだと思ひます。これは鹿児島県の知事も熊本県の知事も同じことを言われておられました。別のこゝろ、大台町とか三重県のそういう小さな町村長に聞いても同じフレーズで出てくるんですね。今年は何とかまあぎりぎりやっていく、ところがこれ、来年以降非常に難しくなってくるんだという声物が物すごく多いんですね。

そういう地方の方々から見ると、最初、片山大臣が出された片山プランということからずつと推察をしながらいろいろやつてきたと思ひます。が、どうも実際、今回出てきた中身を見ると、ちよつと約束と、約束していたわけではありませんが、話と違ふじゃないかと。本来、三位一体改革というのは、カットの部分と税源移譲の部分がないで、まずカットありきで来ていて、とてもこれは予算を来年以降組める状態にないというよう

な声が非常に強いんですね。私は、これは非常に余りにも大幅だし、地方のことをしつかりと、まあ大きくなればいいじゃないかと言われるかも知れませんが、大きくなるにも時間掛かりますし、これは来年、再来年の話ですから、来年、平成十七年の三月までにかなり合併が進んでいくとは思ひますけれども、そう簡単にいくものではないと思ひますが、どうお考えでございましょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には、先生、これはやっぱり三年間で四兆という話になっておりますんで、初年度いきなり一兆というところが出ましたもんで、ある程度ぐくぐくしたことは間違ひありません。ただ、基本的には、平成十八年度までの三年間の間に四兆円のいわゆる経費削減という補助金のカットということ、二十兆円の補助金の中から約四兆円、五分の一を削減するというのが本来のターゲットというのか、ターゲットなんで、それまでの間どうやって調整していくか。

初年度一兆ということになりましたので、税源の移譲につきましてはいろいろ話があつたのは御存じのとおりですが、基本的にはこういう形を三つ一揃にするということになつたもので、それから、これまで絶対と言われた、譲ることがないと言われた国税であります所得税を、少なくともそれを住民税に移行することにははつきり一歩踏み出したということになりましたんで、ただ、それは御存じのように、義務教育の退職金と、ところでそれを充てることにしましたもので、それから、義務教育の退職金というのは今後、いわゆる何というの、団塊の世代が退職してきますので、一挙にわつと増えていくということも考えますので、今こゝでちよつとはめてしまふと、その額ということが後になるとその分だけ地方が割を食ふことになりかねませんので、そのことを考えれば、やっぱりこゝろは地方に対する所得譲与税という形で向こう三年間の間、その額が正式に決まりますまでの間はある程度アローアンスを持たせ

るために所得譲与税という名前を付けた、ある程度の、いわゆる所得税を住民税という形にしてありますので、流れとしては明らかに地方住民税の方に、所得税、国税の方から地方税へというのをはつきりさせたというのは、今回の中では結構流れとしてははつきりしておると思っております。

ただ、額については、いろいろ今後の十七年度以降が問題になるのではないかとおっしゃるのはそのとおりだと思いますので、その点につきましては私も、この夏に向けて、概算要求の段階で私もその点についてはききんとした方向を、小さなところ、先生が今言われたところが約人口が七千八百ぐらいだそうですから、七千八百人ぐらいのところですか、先ほど申し上げましたように一万人以下のところですので、ちょっとつきつきが大きいだろうという感じもいたしますので、そういったところにつきましては私も別に対応させていただきますと思っております。

県で言われました。県は、大体一県当たり二百五十から三百ぐらいのところ、三百億ぐらいのところが減ってきていると思っておりますので、そういった意味では、県はまだ世帯がある程度大きいものから、そこそこ対応できる県もあらうとは思いますが、小さなところに行けば行くほど比率としては結構きついなってきいてるだろうなと思っておりますので、その点につきましての対応は別途考えていくというのが例の財政再建債であり、地域再生債ということであります。

それも、もうきちんとした形じゃなくて、少しある程度柔軟に対応しないかとやってみようかなというふうに思っておりますので、その点につきましても対応させていただきますと思っております。

○高橋千秋君 確かに、そういう地方、所得譲与税という過渡的な措置を取られると、何度か大臣も予算委員会の中でも言われておりますけれども、結局は私は、額の方が地方にとっては問題に

なってくるわけで、実際どうやって予算を組んでいくんだといったときに、さっきのような話で大幅に減るわけですね。

（委員長退席、理事山崎力君着席）

総務省とすれば、過渡的な措置を取って柔軟に対応していきまうというのはいくらでも、じゃ、柔軟に対応していきまうというのはいくらでも、今この対応についてはよく分かりませんが、今回のこれだけの減額というのは分かったのが昨年の末です。それから、それまでそれぞれの地方、市町村も県も、それまでの思いと、いやいや出てきたら随分違うんじゃないかという、そんなことを急に言われても困る。

（理事山崎力君退席、委員長着席）

さっき大臣が柔軟に対応していくというお話をされましたけれども、どう柔軟に対応していくのか。そして、来年以降、来年、再来年についてもちゃんと対応していきまうという言葉はあるものの、中身が全然見えてこないですね。また、ぎりぎりのところではたばたばたしてやっつけなければいけない。これは地方でそれぞれ行政を任されている首長さんやそれぞれの公務員の方々にしてみれば、そんな簡単にいく話ではないんだというの、これは実感だと思っております。

それは、東京の方で数字だけで、はいこち減らして、はいこちにひつ付けるみたいな、そんなことだけでは地方の運営というのはできないというの、大臣がよく御存じだと思っておりますけれども、さっき大臣が言われましたけれども、私は順序が逆だと思っております。削減がまずありきで、そういう税源移譲が後になっていく。地方交付税の話と、それから全部で大体一二％ぐらい減るんですよ、今年。それだけ大幅に減っていくとなると、当然、義務的経費を払うだけで、政策的ないろいろなことをやりたい、ああいうことをやりたいとか、こういうことをやってみようかという駄目なんだという部分があるように全然できなくなってしまうという声が多々あります。

もう耳にたこ状態かも知れませんが、もう一度確認をさせていただきたいんですけど、その柔軟に対応していくという部分と、それから今回のこのやり方に対して、これは正しいんだとまあ思われているのかどうかを、もう一度伺いたいと思います。

○国務大臣（麻生太郎君） 柔軟に対応する細目につきましても、これはいろいろありますので、ちょっとそれだけで手間は掛かりますが、基本的に類を渡した方がよろしいと思いますが、基本的には今回、一連の中で、やっぱり地方でやっておられます事業でこれだけは絶対必要というものにつきましても、これは十割間違いなく地方に対して、先ほど申し上げました義務教育の分につきましても、税源移譲予定交付金、税源移譲予定特例交付金という形でお渡しするようにしていただき、思っております。

つきましては、これは先生、ある程度私も思っておりますが、これは先生、ある程度私も思っております。でも、地方もこれは努力していただくにやいかぬところが一杯あるんだと思っております。

例えば、給与はその地域で、その役場の給与がその地域の企業の中で一番高くなっているわけじゃないか、ラスパイルズ指数はどうですかという、昔に比べて大分下がりましたよ、ラスパイルズ指数は、昔に比べて。だから、それは結構高いところもあるんじゃないかと、また、今、地方が自分でやっておられるのを今アウトソーシングできるように地方自治法が改正になっております。そういった意味では、地方が仕事を外にアウトソーシングすることによってコストを下げられる等々、規制があるおかげでできなかった部分は随分と変わってきておると思っております。

また、その他不要不急の分につきましても、二年でやることを三年でやっていただけじゃないかと、いろいろな形でその地域地域、地方地方においてそれなりの努力をお願いしているところでありまして、私もそれは、今この額につきましても、直ちにその額は全部とは申し上げませんが、少なくとも三年間で見ていただいて、その間

に税源移譲の分も今からいって、さっきのことから出てまいりますので、そういったことをする、今申し上げたように、来年度以降という点につきましても、それなりの、今年みたいな、何か今年急に来たような感じがいたしておりますので、そういうことではないのか。

それから、来年度につきましても、早く言えというお話ですが、これは元々はおととしから始まった話だったんですが、おとしの分につきましても、結構その他の面で補てんをしたらなかなかした部分ですから、それなりの痛みは少なかったとは思っています。ただ、いよいよ今年から始まったということでありまして、その意味では結構早めに対応しておられたところもあるんです、実のところを言うと。そういったところは、別にこつちにもう分かっておったからと言われるところもありますが、急に来たような感じのところ、これもまたその首長さんの対応の仕方、情報収集の仕方、違いも随分あると思います。

ただ、今年度につきましても、これはもう大体のところは、いわゆる概算要求ぐらいのところまでは、私も思っています、大体こういうことになるといことはあらかじめ知らせておくべきではないかということで、役所の方にはそのように申し付けてあるところで、今年度のように何となくわあつという感じが混乱は是非避けたいと思っております。

○高橋千秋君 是非避けたいというよりも避けたいというところ、大臣の方からはいいとこの例も出ておられますけれども、全国三千もある市町村の中の、そういうふうな大臣が言われるように考えておられたところというのは幾つあるのか、私は心もとないと思っております。ほとんどのところは大変な混乱を今回の予算編成でしていると思っております。これはもう事実だと思っております。大臣も認めておられるように、ほとんどのところがこれはえらいことだというふうな実感を持っているのが事実だと思っております。それで今、大臣の方から義務教育の負担の部

分、お話が出ましたので、そこについても触れたいと思うんですが、この義務教育というのは私にもう正に国の一番の責任の部分だと思っておりますが、大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 義務教育につきましては、いわゆる初めて義務教育ができました明治の時代に、世に不学の人なからしめんと欲すに始まります。世に不学の人の状況で、少なくともイギリスに先立つこと三年も早く義務教育というシステムを世界に先駆けて作り上げた見識、また、戦後も教育はいち早く取り組んで、義務教育というものは、少なくとも私も私としては最低限のもの、は確保というのは、結構、国として大事に大事にこまめにやってきたものだと思っておりますので、義務教育に関しては、今いろいろ教育もこれだけになってきますと、学校に行かせないという人はほとんどいないので、学校に行かせ過ぎる方、学校だけでいいのに塾まで行く必要はないではないか、教育費の掛かるのは塾じゃないかと、これは教育になりますと、これはもうありとあらゆる方々が教育評論家に皆なれますので、いろいろな御意見というのは実に種々様々私どものところにも昔からよく伺うところであります。ただ、義務教育につきましては、読み書き計算等々は、これは基本的なところとしてきちんとして、ある一定限のものをきちんとして対応していくというのは国として大事なことでありたいと思っております。

○高橋千秋君 ここに「大瀬東作伝」というのがあるんです。聞かれたことないかと思うんですが、実はこれは三重県の、さつき言った大台町の近くに大宮町という小さな町がございまして、そこも合併を、元々は合併したんですが、そこに七保村という村があったんです。その村長さんが大瀬東作さんという大正時代の方なんです。実はこの人が全国町村長会を作った人なんです。当時ここに役場の職員が七人いたそうです。そこに、その役場の中にこの全国町村長会の事務局、設立事務局を置いて、この方が作ったわけなんです。

すが、三十五歳のときだそうなんです。

この方が論文を大正十年に書かれておられて、この中に入っております。それを見ると、当時の日本人の年齢、平均寿命が三十歳と書いてありますが、ちよっとおかしいかなと思いますが、ともかくも、当時役場の費用の中の七割五分が教育関係なんです。ほとんど、役場のその予算のほとんどが教育、言わば先生の給料でございます。これでは何もできないということ、この義務教育国庫負担を半分に削ってほしいという活動をされたのがこの大瀬東作さんという方なんです。余り知られていないんですが、実はこの地元のところの橋のたもとに銅像がありまして、その人の偉業がずっと書かれております。

この方が、一九一八年その市町村義務教育国庫負担法が制定されたんですけれども、そのいろいろな努力をされた方で、三十五歳で村長になられて、全国にこの活動を広げられて、自分自身はその全国町村長会の会長にならずに副会長をやられておるんですね。それで、これが実現をしたら三十九歳で村長を辞めて、地元の村でまた農家に戻って、五十五歳で亡くなるまで地元でその農家をしながら、地元の青年団活動やいろいろなことをしながらやられたという方の努力があつて、今のこの義務教育のこの国庫負担というのができていくという歴史がございまして。これは非常にいい話というか、昔私のその地元にもそういう立派な方がいたんだというふうに改めてこれ、感動をいたしました。すけれども。

それで、それからずっと給料の国庫負担の分も含めて、これは義務教育というのは国の責任だということ、これは当たり前というか、国を、日本がこれだけ大きな国、強い国になったというのは、経済的に強い国になったというのはやっぱり義務教育があつての上だというのはこれはもうみんなが認めることだと思つて、それに伴つていろいろな手当てが、国で手当てしていこうということでその義務教育の部分でずっと、さつきの退職手当の問題やいろいろなものが国として、負担として

賄ってきたわけですね。

ここに文部科学省の資料でこういう、大臣見ていただけますか。ちよっと見づらいですが、こういう山型の資料があるんです。これは山を見ていただければ結構なんです。要は、最初この給料が国の負担で付いて、その後旅費だとか退職手当だとかだんだんどんどん恩給費だとかさつと一生懸命付けていったんです。そうしたら、昭和四十九年から今度は右にだんだんどんどん減つていったんですね。今回のこの退職手当の部分と、児童手当ですか、この部分で給料本体ではない部分というのがもう交付という形になつてしまつて、残るはもう教員の給料本体の部分だけになるんですね。これ、ちゃんと交付に、予定としてやっていくというふうなこともお話ありましたけれども、交付としてやっていくんだからいいんじゃないかというお話もありますけれども、さつきの話で、これ、今回のこの三位一体の中で地方が、それぞれの地方が予算が組めない中である基金も取り崩していかなくやらない、一般予算の中にも振り込んでいくということになると、この教育という部分が私はちよつと、大変不安になつてくるのではないかなというふうに思つて、今回のこの措置も含めて、この給料本体の部分は別として、これまでのこの流れ、それから今の大瀬東作さんのこれまでの努力とはまた逆行する形でだんだんどんどん減つてくることに對して、どういうふうな大臣思われますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) この大瀬東作という人の資料は今ちよつと拝見したんですが、少なくともその当時、国の補助はわずかに一割程度、そのほとんどが地方公共団体に負わされてたというのが、大正十年二月、全国町村会長ができて、大正十一年に国庫負担金は約四倍に増加ということになったんだということが書いてありまして、その後、全額国庫負担として実を結んでいった。元はといえば、いわゆるこの大瀬さんという方のところから始まったんだと思つて、この人のことは

大したものだと思います。

おっしゃる通りに、明治政府最初のころまでは、国家予算の約三割が教育費、三割が国防費、残り四割でその他すべてというのが大体明治三十七年ぐらいまでの国家予算の大体の流れです。そういう大きな意味で教育に猛烈な勢いで金を掛けたというのは、私は政策としては正しかったと、私もそう思います。結果としてこれだけのものになつて、資源もない国がこれだけ経済大国に成り得たのはひとえに人材、その点も私も全く同感ですが、今の話の中で、今、補助金約二十兆円のうちこの義務教育国庫負担金に占めます比率は約三兆というところになりますので、その分が何となく目に付くところといえれば目に付くところ、四兆円のうち三兆がそこに目に付いているところだと思つております。流れとしては。

ただ、問題としては、その義務教育国庫負担金という部分が地方に渡されたら、その地方に渡されたら、それをどこかほかのところに使っちゃうんじゃないかというの、それは知事としてはちよつと正直常識を疑うところではあるんですが、これは、その金は間違いなく来るわけですから、国がやらねばならぬという義務として渡すわけですから、その三兆は三兆丸ごと確実に地方に渡される、従来どおり渡されるお金。そのお金をどういう具合に効率よく義務教育に使うかというところが、今、何となくそれが学校の前の道路になるんじゃないかとか、学校の前の何とかに変わるんじゃないかという多分御心配なんでしょう。すけれども、基本的にそういうのが出てきたらどうするかと言われたら、それはやめてもらうしかないんだという感じが率直な感じですね。それを、むしろそのお金を使つてより良くもつと効率性におれたらにやらせてくれという御意見は正直私どものところには一杯あります。これを渡してくれさえすればもうさうまく、文部省が一々一々差し込んでくるやつを、おれは十人学級と五十人学級に分ける。大体御存じのように、学校で落ちこぼれとかいうのが出てくる事柄になる

のは、大体分数のときと因数分解が入ってきたときに大体そういうことになりまして、その段階で、もう十人学級と、六十人のところだったら、もう三十人、三十人じゃなくて、十人学級と五十人学級に分けると。もうできるやつはこっちは行けると。それだけ十人でやって、追い付いたらまた三十、三十に戻すとか。これは実にいろいろなことを言っておられる方もいろいろいらつしますんで、特区にしてくれとか。

それで、おれのところは九年なんだろうと、だから中学はやめたと、中学と高校と一貫制にしてくれと。六年じゃなくて五年でいいぞと、その代わり幼稚園と小学校を義務教育にしろと、そっちの方がよっぽどいいのかなんとか。これはもう知事さん、政令都市の市長さん、いろいろなアイデアを持っていろいろおみえになつてゐるというのは事実です。

ただ、いずれも義務教育をやめろという方はいらつしやらぬので、そういう意味では、今、教育というものに関しては別の意味でいろいろ御意見が出てきてゐるところなんで、そもそも金の話からこの義務教育に入ってくるのが間違ひなんので、これ、経済財政諮問会議でもこの義務教育の話については、そもそも義務教育という話と金の話とは別にしてやってもらわぬと、金から入ると非常に話が矮小化するんでやめてもらいたいというところで、義務教育は義務教育できつちやつてもらいたいというお話は私どもとして申し上げてゐるところなんで、御心配の、言っておられることはよく分かりますけれども、基本的には、義務教育と金の話は基本的には分けて考えてしかるべきものだと思つております。

○高橋千秋君 当然そうしていただきたいと思つますし、これ負担という部分、負担という言葉と交付という言葉は全然違ふんですよね。だから、これは義務教育はやっぱり国の負担でやつていくんだという、そういう、これは文部科学大臣ではないんで、是非、文部科学大臣、総理、財務大臣、その辺におつしやつていただきたいと思つます

けれども、やっぱり、国の負担としてやつぱり教育というのはやつていくんだということをやつぱり死守してほしいと思つてゐますね。

さっきの、お金の部分は分けていくんだというお話ですが、実は今回、これは仮にその義務教育国庫負担金を全廃して全額税源移譲した場合、どういふ県が増える、どういふ県が減つていくのかというのを試算した数字があるんですね。これといくと、増えるのは東京近辺、東京は一二五%増えます。約二倍以上。この近辺の千葉や神奈川も多少増えます。あと増えるのは、愛知県とかそれから大阪の近辺とか、要は都会ばかり。私の三重県でいうと一八%減ります。ほとんどのところが減りまして、福岡でいうと約一二%減ります。

結局、さっき数字は分けるというお話で、そうしていただきたくないわけですが、もしこんなことになつてしまつたら、それこそさっきの話で、教育費の部分をほかのところへ使つてしまつたら、そんなのはやめてもらわぬかぬという話かも知れませんが、もう背に腹は代えられなくなつてもうどうしようもなくなつたときに、教育に手が抜かれていくというそういう心配は物すごくあるんですね。

この義務教育のこの国庫負担については、特に最後の部分、最後のとりでの部分は必ず国の負担としてやつていくんだということを大臣としてもお願いしたいと思つてゐますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 高橋先生既に御存じのように、保育園の、公立保育園のところの一部義務、義務とは言いませんけれども、地方に渡る分が地方税になりました。そして、地方税になつたけれども、従来保育園の補助でもらつてゐたやつが仮に二千万としますか、二千万。税金になつた途端に二千万になつたんだと。八百万円は従来どおり交付金をもらつておいた方が良かったと。税源移譲されたつて、おれのところは取る人口もなけりや、企業もないんだと、だから八百万円損したんだという御意見は、正直のところ、私ども

も幾つか伺つたところですが、その八百万円につきましては地方交付税をもつてその分は埋めましますがつて、従来より減るということはありません。

逆に、さっき言われたように、より多く来ちゃつたところ、人口が多くて二千万のところは三千万、交付税が、代わつて税が増えたところはその分だけ交付税は減らしますんで、その分はチャラということになりますんで、おかしなことになるように、少なくとも保育園の段階では今回そういういたしておりますんで、義務教育についても同じような御懸念なんだと思つますが、そのような御懸念がないような方向で事を進めたいと思つております。

○高橋千秋君 ちようどいい話を大臣からしていただきましてけれども、今朝のフジテレビのワイドショーで、公立保育園がどんどん減つてゐるという話が今日されてゐたところでございますけれども、今、私の地元でも小学校、合併との問題にもなつてきますけれども、小学校、公立小学校をどんどん統合して減らしてゐるという動きがあります。効率的に運用するというのはこれはまあ大事なことですけども、地元からは、これは通学大変だとかいろんな話が出ていて、この義務教育については非常に不安が多いんですね。

時間がそれほどありませんので、また今度、あさつてですか、十八日の日に地方税三法のところで私また質問させていただきますので、同じような質問になるかも知れませんが、またさせていただきますますので、是非この義務教育については国としてやつぱり責任を持つていくんだということを、文部科学大臣ではありませんが、ほかの内閣の中でも是非指摘をしていただきたいなというふうに思つてゐます。

それで、もう私の質問割当て時間は同僚議員からちよつといただいて、もう一つ別の質問をしたと思つてゐます。

これは、地上デジタル放送のことをちよつと伺いたいんですが、地上波のデジタル放送、始まり

まして三か月ぐらいたちましたですかね、一生懸命、総務省の方もNHKさんの方とかも一生懸命これ普及に努めておられて、あちこちでデモンストレーションを見ることができまして、その町の中のものな大きな量販店へ行くとそのデモンストレーションをやつていて、一度見るとこれはきれいですから、なかなかあれ見ちゃうと普通の今のまでの地上波のうわうわした画面は見づらいなというのはあるので、これは国策としてやられていくというのは一つの方向だと思つますし、いことだとは思つてゐますが、全国に十三の独立局というのがあるんですね、独立UHF局。

我が県にも三重テレビというのがありまして、はつきり言つて余り視聴率が高くないんですが、ただやつぱり、地元のニュースとか地元結構密着した番組も多いのでそれなりにやつぱり見ている方もたくさんおられるんですが、この地元のUHF局も今、この十三局全国にある中で、みんなやつぱり二〇〇六年までに地上デジタル放送の対応をしなければいけないということで準備を一生懸命されておられます。

私も先週の日曜日にその地元のテレビ局、今工事中のところを見てまいりました。それでいろいろお話を伺つてきたんですけども、実はこの私の地元の三重テレビは年間売上げが三十億なんです、三十億。地上波デジタルに掛かるお金が四十億掛かるんです。四十億のうち、スタジオだとかそういういろんな放送局に備え付けなきゃいけない機材のお金が二十億、それからあちこちに中継局を置かなきゃいけませんから、これが二十か所要るといふことで、全体で四十億ぐらゐる掛かると。売上げが三十億しかない企業で四十億のお金を掛けてこの大事業をやつていかなきゃいけないというところで、この三重テレビは、実は十三局ある独立UHF局の中では財務内容が一番いい内容なんです。その幹部の方も、財務内容はいいんだと、いいけれども、これからこれだけの大きな事業をやつていくに当たつてこれは大変だと。いろいろ、それぞれ税制の面での優遇措置だと

そうすると、あえて名古屋の地上波デジタルを見るということもしないわけですので、この辺の再送信同意、これ、三重県その部分だけでなく、ほかの例えば県境の辺りでいろいろそういうところがあるんですよ。例えば三重県だけでいっても、一番南の新宮市と紀宝町というところがあるんです、この和歌山県との境のところ。ここは、三重県の方は和歌山の放送を見えます。ほかにいろいろなあると思うんですね。だから、そういうことに対してやっぱり総務省として、これは、民間放送局同士の話し合いとは言いながらもこれは文化の問題になってきますので、是非総務省として指導していただきたいと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは基本的に民間の話ですので、今言われましたように、放送業者同士間の話合いだと思えますが、ちょっと細目いろいろあると思うので、政策局長の方から答弁させます。

○政府参考人(武智健二君) ただいま先生お話がありましたように、ケーブルテレビが地上放送を再送信する場合には、その地上放送事業者の同意というものが必要であるわけでございます。そして、現在、アナログ放送の話で申し上げますと、現段階では確かに伊賀上野、それから名張市におけるケーブルテレビ業者がアナログ放送については再送信同意を取っているというのが実態でございます。

そこで、今後のその地上デジタル放送の話になるわけでございますけれども、先生もおっしゃいましたように、基本的には民間同士、いわゆる市民の問題であるということでございます。今後、その当事者であるケーブルテレビ事業者と地上デジタル放送事業者の話合いで解決されるべきものだと考えているということでございます。

そして、この地上デジタル放送、まだ始まったばかりでございますので、恐らく先生がおっしゃった地区においてもまだ放送波は届いていないと思えますが、今後増力をしてまいりますので、カバー領域が拡大をしてまいりますと、御指摘の県境地区においてもだんだん波が届いてくる。そんな中で、当該地域の、先生のおっしゃいましたような実情を勘案して、当事者において話合いが十分尽くされることを期待しているわけでございますが、総務省といたしまして、その必要があれば当事者間の話合いが円滑化するような努力もしたいと考えているところでございます。

○高橋千秋君 これ、NHKもそうですので、総務省としてはやっぱりしっかり指導をしていくべきだと思えます。それから、増強していつていずれ範囲に入ること待つということではなくて、既にそのケーブルの特性を生かして名古屋の

方の地上波デジタルについてはもう見れるようになっていて、同じようなやっぱり指導をすべきだろうというふうに思っています。

ただ、これになると、問題は、政見放送が三重県の場合はこの伊賀地区では見てもええないんですよ。こういう問題も多少あるので、この件についてまたいづれ質問をさせていただきたいと思えますが、実は今の状態では政見放送が伊賀地区ではNHKも民放の方も大阪の政見放送を見るんですよ。それで、これは、私は特に伊賀地区は弱いものですからあれなんです、このこともやっぱりちょっと考慮をさせていただきたいなというふうに思っています。

もう大分私の時間をオーバーして同僚議員の時間を取ってしまったが、この三位一体、それから、今日はほかにもいろいろ質問通告をしていたんですが、非常に基本的な問題をやっぱり総務省とすれば解決していかなくちゃいけないことがたくさんあると思えます。是非、新大臣には前の虎さんに負けないように頑張っていたいただきたいというふうに思っています。

今度また、地方税法三法のところで三位一体のこと等についてまた質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、質問を終わります。

○小川敏夫君 小川敏夫です。

別に質問時間取られたんじゃないかと、話合いの上でちゃんと譲与したのでありますから、別に何の問題もありませんから。

三位一体改革、基本的には税源移譲が目的であるけれども、過渡的に所得譲与という形を取っているということでありまして、高橋委員の方からもありましたように、削られた分だけ必ずしも自治体に来ないので、大変に自治体の方で混乱を来しているということもあります。また、漏れ聞きまして、いずれ税源移譲は所得税が中心となつて地方税の方に移譲するというところであります。所得税を払っている多くの国民の人に直接関心があるということもございます。

それで、この点につきまして、平成十八年度までに具体的な、具体的な内容を実施するというところでありますけれども、現段階でどういう方向性であるのか、そのアウトラインですね、これをお示しいただければ、特に、もう少し絞りますと、税源移譲ということでございますけれども、具体的にどういう税源を移譲するという考え方のなか、お示しいただきたいと思えます。

○国務大臣(麻生太郎君) 今基本的に、高橋先生にも関連して申し上げておりますけれども、いわゆる所得税というもののうち住民税が、御存じのように五％、一〇％、一三％という比率で入っております。そのうちの比率を簡単に言えば触るといふことになるんだと思っております。基本的にはその額を何％にするかというのが決まらないから、譲与税という形に移管するまでの間を決めておるわけですが、そういう意味で、仮に、簡単な例で申し上げれば、一三％も五％も、払っている人は住民税を払っておるのか所得税を払っておるのか、とにかく税金を払っておるとしか多分思っておりぬと思えますが、仮に中で分けますと、一律仮に一〇％にいたしますと、一三％を五％上げる、そういう形ですと、一律一三％にする約三兆円になります。

そういう意味で、所得税から住民税に移管するというのはこれは結構大変なこととして、今回財務省との間の交渉で、少なくとも基幹税と言われる所得税が住民税という地方税に形として移管したというのは、これは正直申し上げて今まで一回もない、ずっと自治省の時代からやり合ってきたところですので、そういう意味では一つの大きなステップを前に踏んだことだけは間違いないと思っております。

ただ、それをどうやっていくか、どれぐらいになるんだと言われれば、これは正直申し上げて、いわゆる補助金の削減が本場にどれぐらいいのか、ちよつと申し上げられないところですが、その数字を合わせにやいかぬところですが、仮に一律一

〇％ということにいたしますと約三兆円ということになるという数字だけは分かりますが、そこまですべて補助金の削減ができるのかできないのか、またその他のところの部分もありますので、いろいろなものを勘案してやっていかなくやいかぬところだと思っております。

○小川敏夫君 そうすると国民の側、所得税と住民税ですが、これは増減税はなくて、全く国が取る所得税と、減らして、減らした分を全く地方税に移管するというところで、国民のレベルから見ると、増税、減税はないという考えなんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) ございます。

○小川敏夫君 増税がないということで少し安心しましたけれども。

その自治体レベルでざっくりいって減らされた分、一〇〇％の税源移譲はないということですが、大体どのくらいの割合になるんですかね。今回の所得譲与税ですと一億五千九百二十五万ですが減つて六千五百五十八万が所得譲与税などであるわけだから、かなりグロスが減っていますよね。将来的な確定的なプランとしては、やはり減らされた分に対してどのくらいの比率の数字的に見て税源移譲がなされるようなプランなんですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 国として義務的にやらねばならぬ、国がやるべきものを地方でやってもらっているものにつきまして、いわゆる義務的と言われるものにつきましては一〇〇％のものであります。その他、減らしていただかなくやいかぬ、もうちよつと、これ単体でやっておられる事業につきまして、少なくともパブル以前ぐらいまでに戻してくださいというようにお話を幾つもありますので、そういうものにつきましては減らしていただくというので、約それが八割ぐらいかなと、大体の目安として申し上げさせていただきます。ばそういうことにならうかと存じます。

○小川敏夫君 大変に影響が多い分野ですので、具体的な内容なるべく早急にまとめて提案して議論の対象にしたいということに思っています。

平成十六年度のこの所得譲与税の件についてお尋ねしますけれども、国の方は、減らす方の立場としては、公立保育所運営費に関して二千四百四十億、公共事業関係等などで、ついて四千五百二十七億円と、こういうふうに加減する方の内訳を出しているんですが、一方、受ける自治体の側から見ますと、もう一方から見ますと、どの分どの分ということ所得譲与税があつたんじゃないくて、一般財源としてほんと来ているわけです。そうすると、もう一方から見れば、つまり減らす方から見ればこの分とこの分を減らしたよと言うけれども、もう一方とすれば何に使つてもいい一般財源として来ておるわけです。

そういうふうになりますと、実は、公立保育所運営費の分として二千四百四十億円を減らして、しかし、税源移譲に見合う分として二千百九十八億円が譲与されたよというふうに、渡す方の側の論理としてはそうなっているかもしれないけれども、もう一方とすれば公共事業関係も含めたばつと一兆円ぐらゐのものが減らされて、結局二千百九十八億円ぐらゐのものが来たよという。それは一般財源だから何に使ってもいいんだと、こういうふうになりますと、公立保育所の運営費が減らされた本来の理屈からいけば、その分の二千百九十八億円は公立保育所の運営費関連で自治体も使わなくちゃいけないというんだけれども、しかし、一般財源だから公立保育所の運営費には使わないでほかの方に使っちゃって、結果として公立保育所の方の予算が削減されることになってしまふんじゃないかと、こういうふうに不安を持つ向きがあるんですが、意見もあるんですが、この点はいかがでしょうか。

○國務大臣(麻生太郎君) 基本的には、地方分権、地域主権ということは、地方が自由裁量を持てる、地方の自由度が増すということになります。

したがって、例えばよく出ます公立保育園の今回の例で申し上げれば、公立保育園を民営化

する、アウトソーシングすることによって、基本的には今、待機児童等々、幼稚園にその補助金を一部回して、幼稚園に待機児がある程度持つてもらう。また、市町村が認可をすれば、駅前保育所等々については、それも従来は補助金は出せないことになっておりましたけれども、今度市町村が自分の権限で駅前のところには、保育所というところに金を出せるようにということも自由になりますので、そういった意味では、地域という預かっている行政体をいかにうまく経営するか、運営するかというところが今度能力を問われることになるんだと思っております。

この地域主権ということとは、地方が競争する時代ということになりますので、そういったいろいろな知恵を、ああ、そんなこともできるのか、あんなこともできるのかというお話はようあるところでもありますので、私どもは、この県はこうしております、この市長はこうやっておりますと、なるべくそういった点については、アイディアの非常にたくさんよく出てこられる首長さんとならない首長さん、いろいろいらっしゃいますので、私どもとしては、こういったやり方もありますとかああいったやり方もあります等々につきましては、私ども、結構きめ細かく対応をさせていただいておりますけれども、今言われましたように、その分を丸々どこかに使っちゃうという例はちよつと今のところ私どものところには返つてきておりませんので、結構効率よく自由にさせてもらつたおかげで、もうこれは、もうこれの、事細かく言ってくるのがすばつとなくなつておりますので、結構自分なりにうまく使つておられる首長さんの方からはよくお礼を言われるところではあります。

したがって、その例をちよつと済まぬけれども、おたくの隣の町のあれのところに教えてやつてくれるなんという話を私どもするぐらいですのでも、実にアイデア競争みたいになっている部分はありますんですが、ただ、それをばつさりやめてどこかほかのところに使うという話はまだ今のところ

ころ私どもは聞いておりませんので、ただ、そう
いったことがないわけじゃないと思いますので、
注意深く見守っていかなければならぬと思ってお
ります。

○小川敏夫君 次に、高速道路のことについて若干触れたいと思いますが、いわゆる高速道路、日本道路公団がこれまで造るということで、自治体の負担、整備費も管理費も自治体の負担はなかったわけですが、今度、新直轄方式ということで六、百九十九キロが国及び自治体の負担で整備する、あるいは管理費用も出すということになった、ということであります。

私の基本的な考えは、道路公園の高速道路の料金あるいは道路公園の借金という形で国民が負担していたものを、今度は新直轄方式ということで税金という形で国民が負担するんだから、本当の高速道路の道路公園改革にはなっていないんじゃないかというのが私の基本的な意見なんです、ここでの質問はまた別にしまして、この新直轄方式によって地方自治体が整備費、管理費について負担が生ずるわけですが、これについてどの程度負担が生じて、そしてそれについての将来財政負担、重荷にはならないかという点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君)　ちよつと数字の細かい話になろうかと思ひますので、財政局長の方から答弁させます。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 私の方から御説明させていただきます。

日本道路公団の民営化に当たりまして、料金収入を活用しました従来の整備手法を補完する新たな手法として、ただいま御指摘ありましたように新直轄方式というものが想定されているわけでございます。これは、料金収入によりましては管理費を賄えない路線など、新会社によります整備、管理が難しいと見込まれる路線なり区間を対象にいたしまして、十五年、平成十五年度より、国と地方、負担割合は三対一ということでございますが、新たな方式ということが導入されているわけ

でいいます。

これは、高速道路のネットワークにつきまして早期形成していただきたいという地方からの要望が非常に強いということも踏まえまして、また、従来、直轄の場合でございまして、国と地方の割合というのは基本的に二対一ということが基本だと思いますが、それよりは国の負担割合を高めるといふことで対応していきたいというものでございします。

また地方の負担が全体の四分の程度ということになるわけでございますけれども、この地方の交付割合を高めるといふことで地方にも財源を措置するといふようなことを配慮しているところですので、こういった中で、高速道路のネットワークの形成に向けて、全体としてはまあ必要な措置かなというふうに我々は考えております。

○小川敏夫君　今のは整備費だと思ふんですが、今度維持管理費の方はどうですか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 維持管理費でござい
ますけれども、これにつきましては、今後この新

しい方式によります。高速道路が建設されていくことになるわけでございますけれども、まだ実際に供用を開始するまでにはもちろん時間があるわけでございますので、現在のところは、維持管理を行うことになるまでの間に関係省庁で協議して定めるということになっております。

ただ、我々といしましては、一般的に国直轄事業に掛かりますこの維持管理費の関係につきま

しては、基本はその設置者が負担をすべきものであろうというふうには考えておるところでございます。

ますが、いずれにいたしましても、今後よく協議してまいりたいというふうに考えております。

○小川敏夫君 終わりました。

○日笠勝之君 公明党の日笠勝之でございます。
先日ので委員会、人事院総裁から人事院の業

務概況の説明をいただきました。その際、總裁からは、厳しい経済情勢の下、民間給与の実態を適

切に把握し、民間準拠の考え方に沿った公務員給与を確保するよう努めるとともに、給与構造の基本的見直しに取り組むと、こういう御説明がございました。

そこで、給与、退職金、手当などにつきまして若干伺いをしたいと思います。

まず初めに、公務員の給与の振り込みでございませうけれども、昨年の十一月、CIO連絡会議の事務局のこのデータによりますと、まだまだ公務員の方々の給与振り込みが電子政府とかIT国家だとかいいながら進んでいない。

この公務員の給与を現金で渡すということは、現金の運搬、仕分、袋詰め作業等、給与支給業務が、これ、多岐にわたるわけですね。公務員が自分の給料を現金で袋詰めするためにまた人件費を使うという、全くとってこれはいかげなものとかなど、こう思いますし、現金の取扱いがなくなるということは安全性の確保からも非常に重要でございませう。

今現在、この公務員の給与の振り込み、よその省庁は結構ですよ、人事院と総務省はどうなっておりますか。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 振り込み状況につきましては、昨年の二月と六月と九月というふうに調査をしております。その状況ですが、二月の段階では全省庁で四五%ぐらいの振り込みの状況、九月の段階では五八%という状況でございませうから、大分上がってきているなと思います。

これはただ問題が表面化しましてから、私も、当時、政調会長でいらした麻生大臣のところに御相談に行きまして、いろいろ相談したんですが、麻生大臣は少し各省庁に頑張ってもらえというので、各省庁にそれぞれ働き掛けてまして、五八%まで上がったわけですね。

ちなみに私たちのところで少し職員に働き掛けましたところが、九月段階では九〇%を超えるようになりまして、二月段階では四五%でしたけれども、九月段階では九〇%を超えるということでございます。今年の一月にまた全省庁調査をして

おりますけれども、私たちの役所では、銀行振り込みをしていない人間にちよつと出会うのが難しいような状況でございますから、恐らく九五%ぐらいは行っているなというふうに思います。

それぞれの省庁で、趣旨をよく話して、各省、各個人の自覚を促すようにいたしますと、やはり上がってくるだろうというふうに思います。それぞれの省庁で、任免権者側で努力していただくということじゃないかというふうに思います。

ただ、全額振り込みいたしますと、銀行もそれなりのATMの設置というのをやっていたかになきや、大変、職員が不便しているという状況でございませう。私たちのところで申し上げますと、厚生労働省とか環境省というでかいビルがありますけれども、私たちの方もそこを利用させていただいてるんですが、その地下にATMが一台だけしかないということですから、月給日及びその翌日ぐらいは、もういつも長蛇の列で、私などはもうとにかく下ろすのが大変だという状況ですから、銀行側にもこれから努力していただく必要があるなというふうに思います。

○政府参考人(平井正夫君) 総務省及び消防庁における銀行振り込み率でございませうが、今年の三月時点の給与振り込み率でございませうが、総務本省が九九・七%、消防庁は九六・五%でございまして、総務本省で八人の方、消防庁で四人の方です、約三千人中、その人数がまだ手でお支払いしているという状況でございませう。

○日笠勝之君 電子政府を先導する総務省でありますから、是非ひとつ前向きに取り組んでいただければと思います。

それから、人事院総裁、先ほど銀行言いましたけれども、郵便局の振り込みも、これはいいんじゃないでしょうか。どう。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 大丈夫でございます。大丈夫でございますが、郵便局の方が更に遠いところがございますので、非常に不便だと思います。

○日笠勝之君 これは総務委員会ですから、郵政行政担当局長もいらつしてございませうので、銀行及び郵便局と、このように言っていたかと非常に場も和らぐんじゃないかと、こう思います。

さて、続きまして、諸手当についていろいろとお聞きしたいと思います。

調整手当というのは、これ、御存じのように、物価の高い都市部について割増しの、例えば甲地である東京特別区であれば一二%ということでございます。こういうように調整手当というものが公務員にはあるわけでございませうが、現状、この調整手当についてどういうふうに取り組んでおられますか。はい、どうぞ。

○政府参考人(山野岳義君) 調整手当の見直し状況について御報告いたします。

調整手当につきましては、調整手当支給地域に職員を短期間在勤させた後に異動させることに伴って異動保障を適用させる、いわゆるワンタッチという問題がございました。それからまた、支給期間が三年間というふうな、制度の趣旨から見て長過ぎないかという御指摘があったところでございませう。

こうした御指摘を踏まえまして、私どもでは昨年の勧告におきまして、いわゆるワンタッチにつきましては、調整手当の異動保障の支給対象者を引き続き六か月を超えて在勤していた職員に限定する、また、支給期間を三年から二年に短縮いたしました。二年目の支給割合を八割に低減する旨の勧告を行ったところでございまして、本年四月一日からの施行に向けて、現在、必要な作業を行っているところでございませう。

○日笠勝之君 先ほど総務大臣からも、交付税が相当減額されて、地方ももう一生懸命行革に取り組んでおるわけですね。特にこういう手当なんかも本当に今厳しく、民間の、民間はどうなっているかと、まあ民間準拠ですから、いうことで、いろいろその民間の実態を調査しながらやっております。

例えば、この調整手当も、今のお答えによりまして、支給期間を三年から二年に短縮で、二年目は一年目の支給割合の八割に引き下げる、その方向で今調整しているという御答弁でしたけれども、私は岡山市に住んでおりますが、岡山市東京事務所というのがあります、東京事務所。その所長さんがこの四月に岡山へまた帰るわけですね、異動で。聞きましたら、もう調整手当はもう即カット、即カット。東京来たら調整手当が付いたわけですね、岡山帰るわけですね、この四月に、即カット。だから、地方がどれほど、この調整手当一つでもどれだけ努力して血のにじむような努力をしているか。国の方はまだ何ですか、二年間に短縮して二年目は八割も出さないと、こういうことじゃ、地方の皆さん一生懸命にこの厳しい中を努力しているのに、これは率先垂範を国家公務員、特に人事院辺りがそういうことを、地方はどうなっているのかという実態も踏まえながらやらないと。

反対に、この東京で国家公務員の方が岡山へ異動になる場合ありますね。その場合は、これ、この手当が二年間付くんですよ。反対に、岡山の方で東京へ来ていた方が岡山へまた帰るともう即カット。同じ公務員でも国家公務員と地方公務員、これだけ違う。これは何とかそういう声を取り入れて調整をしていかなきゃいけないんじゃないかなと、こう思います。これは大臣、どうでしょう。

○政府特別補佐人(中島忠能君) おっしゃることはよく分かります。ただ、岡山の方が東京から岡山に帰るときには、家族が住んでおるところに帰るといふことですから、世帯が分割されて、生活費がたかきん掛かるという状況がそこでなくなるわけですね。ところが、岡山から東京に来るときには世帯が分割されて生活費がたかきん掛かるから、東京へ行けば調整手当がもらえるから、月給が増えるから我慢して行ってくれと、こういうことで運用されているわけですね。だから、国家公務員の場合には、大体東京から地方、大都市から

地方というときに、転勤するときに、もうほとんど今単身赴任の状況になっている。しかも調整手当がカットされるということになりますと、生活費は余分に掛かる、しかも月給が下がるということになると、各省の官房はもうそこで人事異動ができなくなるから、とにかく調整手当の異動保障というのは置いておいてくれという要望なんですね。だから、そこは私たちは各省の官房の人事管理の実態というのを考えてあげなきゃ、円滑な中央と地方との人事異動というのができなくなるおそれがあるということになります。

ただ、先生のようなお考えもよく分かりますので、先ほど局長が御答弁申し上げましたように、改革をさせていただいたわけでございます。いろいろな御意見というものがこれからまた出てくると思いますので、その御意見をよくお聞きしたいというふうに思います。

○日笠勝之君 その単身赴任手当というのはまた別にあるんじゃないんですか、単身赴任手当。それから、岡山の例を取りましたけれども、岡山の方は東京で子供さんと一緒に住んでいるんですよ、大学生ということ。

ですから、一つ一つ取り上げていくと、まだまだこれは、地方の皆さん、それは違うかもしれないよ、家族のいるところへ帰る、行くというようなことで。しかし、東京で公務員をやっている方が地方に行った場合だって、家族ごとに行っている方もいらっしゃるわけでしょう。そういうことがありますので、これはやっぱり国民の目から見て、何でもこんなことになるのだからと。まあ、これから一歩前進ですが、さらに、この給与構造を見直すとおっしゃっておるわけですから、更に精査をして、民間準拠に、また地方の皆さんと同じような方向になるように努力はしていただきたい、こう思いますね。

それから次は、特殊勤務手当というんですけれども、この特殊勤務手当というのは何か資料をいただきますと三十六種類あるようでございます。それで先日、これもニュースでございますけれど

ども、横浜なんかはこの特別勤務手当、特勤ですね、これにつきまして、特殊勤務手当、特勤につきまして七手当を廃止したと、それだけで十二億円を削減すると。これ、地方はもうどんどん特別、特殊勤務手当も見直しをしておるわけです。国の方がこの特殊勤務手当、三十六種類ありますが、これはどういうふうになるのでしょうか。

○政府参考人(山野岳義君) 特殊勤務手当の見直しの件でございますけれども、これにつきまして、昨年の勧告時の報告におきまして、手当ごとの実態等を精査して、特殊性が薄れているものなどについて廃止を含めた見直しを行う等の、見直しを行うという旨を明らかにしたところでございます。

現在、御指摘のように、特殊勤務手当は三十五手当あるわけでございます。現在、各省庁のヒアリングを踏まえまして、例えば測量業務に係る高所作業手当等、六手当、九業務につきましては先行いたしまして十六年度から見直しを行う予定でございますし、今後とも各府省と協議あるいは調整を行いつつ、本年の予算編成時期にも更に見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

○日笠勝之君 続きまして、通勤手当でございます。

これは人事院の御努力もありまして、一か月定期を六か月というところで、相当これ、三けたの単位の、億単位ですね、三けたの億単位が、まあ何百億というお金を恐らく全国的にも、地方公務員にもこれが適用されつつありますので、削減されるんだと思います。

ところが、この通勤手当、マイカー出勤の方が地方支部局だとか出先は結構皆さん多いと思うんですが、このマイカー通勤に対する通勤手当というのはどういう基準で、どういうふうに支払われているんでしょうか。

○政府参考人(山野岳義君) マイカー通勤の、いわゆる交通用具使用者と申しておりますけれども、に係る通勤手当につきましては、民間の支給

状況を基本といたしまして、ガソリン代あるいはJR運賃等を考慮いたしまして改定を行ってきているところでございます。

昨年夏の勧告では、主として民間の長距離通勤者への支給状況等を踏まえまして、これまで上限が四十キロまでだったわけでございますけれども、これを六十キロとするまでの勧告を行いました。今年の四月の施行に向けて給与法の改正が行われたところでございます。

○日笠勝之君 例えば、ガソリン、リットル幾らで換算をされているんですか。

○政府参考人(山野岳義君) ちよつとそれについて、今手元に資料ございませんので、また後ほど御説明させていただきたいと思いますが、ガソリン代等も考慮いたしまして、特に民間でどのくらい支給されているかというのを考慮いたしました。従来よりも若干充実させていただいたというところでございます。

○日笠勝之君 これ、千葉県の市原市が、市民の目録での経費削減ということで、この通勤手当を見直しをされたようでございます。自動車での通勤手当は、リットル百四十二円を今まで支給しておりましたが、これを今の相場に合わせようというところで九十八円に統一しまして、年間何と一億三千三十万円が削減できた。市原市ですよ、一つの市で、ということだそうでございます。その、じゃ九十八円のその根拠は何かというと、これは公用車が既にリットル九十八円で契約していること、公用車が。それと同じ料金にしてくれということで、もちろん皆さんに納得いただいて大幅に見直しを、出て、大きな財政削減ができた、こういうことでございます。

ですから、この市原市なんか尋ねられて、どういうふうにしてこの自動車通勤手当を削減したのか、一つの参考例で尋ねられて、例えば九十八円の算定はどうして、どういう理由でそういうふうになったのかとかいろいろお聞きになって、やはりこれは、一か月の六か月に通勤手当を変えただけでも何百億というお金が削減できるわけ

すから、現状に合ったやはり手当にするべきじゃないかと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(山野岳義君) その点につきましては、御指摘の点を十分踏まえまして、ガソリン代の動向等を十分踏まえまして見直し等を考えていきたいと思っております。

○日笠勝之君 続きまして、寒冷地手当でございますが、これは行革推進七百人委員会からも報告が出ておりますが、まあ埼玉、広島でも寒冷地手当が出ています。温暖なところだろうと、広島なんかは。私も同じ中国地方の岡山に住んでおりますから、思いますが。

民間有識者で構成する日本再建のため行革を推進する七百人委員会が政府の無駄遣いについて三十項目調査が必要だと、こういう提言をされました。その中の一つがこの公務員の寒冷地手当ということでございますが、この寒冷地手当についてはどのような今対応をされておりますか。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 寒冷地手当につきましては、昨年の当初からいろいろ御指摘をいただいております。

そこで、私たちの方は、昨年の勧告をする際に、民間の支給状況を徹底して調べようというのを申し上げました。現在、九千社を調べ上げて、集計中でございます。そんなに遠くない時期に発表できるといふふうに思いますけれども、この寒冷地手当の合理化というものを考えるときに、少し私たちが、念頭に置いておかなきゃならない問題が二つあるというふうに思います。

一つは、やはりこの手当が議員立法で創設されて、支給地域が拡大されたのも議員立法で拡大されたという経緯がございます。今の議員さんは余りむちゃなことをおっしゃらないと思っておりますけれども、少し前までは、議員立法で作ったものを執行部が改正するということになりましたと、かなりいろいろ御異議を申される方がおられましたので、ひとつ、総論賛成だけれども、各論になるといろいろなことをひとつおっしゃらないようにお願いしたいというふうに思います。

もう一つは、この寒冷地手当が出ていることによりまして、福祉の措置費が影響してくるとか、あるいは地方交付税も関係してくるとか、選挙費用の算定基礎もそれで変わってくるという、他の経費に関連する要素がございまして、市町村長さんがかかりこの問題については強い関心を示されると。そうしますと、当該地域から出られる国会議員さんいろいろ御関心をお持ちになるということもございまして、そのそこの説得というものが少々時間が掛かるだろうというふうには思いますが、おっしゃる合理化の方角については、私たちは真剣に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○日笠勝之君 私私が申し上げたいのは、給与構造の改革をとおっしゃっているわけですから、聖域を設けずにすべて一品ずつ、現状はどうか、どうすべきかということは今後前向きに検討していただきたいということの例で調整手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、通勤手当を取り上げたわけでございまして。

大体三十、いただいた資料は三十六種類の特殊勤務手当というデータでございましたけれども、三十五ですか、これも一品ずつ、本当に要るのか要らないのか。ある省の高所作業手当ですか、各目明細書を見ると二千円です、年間二千円。果たしてそんなものが、高所作業諸手当二千円というのがある必要はないかと、そういうことを踏まえていろいろ検討いただければと思います。

それから、ちよつと資料をお配りをさせていただいておと思います。時間がありませんので、これに移りたいと思います。

これは行政経費の無駄を省こうということの一つの例でございまして、既にこれは、私も昨年農水委員会へ入っております、農水委員会でも取り上げた件でございまして、通信料金の削減効果、年額の資料、ございますでしょうか。

これを見ただけですと、これは総務省からいただいたデータでございまして、現行の、左の

上ですね、現行の料金は、電話基本料金が一千二百万余り、それから電話料金が約三千万余りで合計四千二百万円が総務本省の一年間の俗に言う電話料金でございます。これを、今、I P電話というのは、これは大臣も御存じだと思います。去年がI P電話元年と、こう言われて、今大手企業の一四〇〇ぐらいがI P電話を活用しておると聞いております。もしこれを総務本省でI P電話化した場合はどうなるかという、ざくつとしたこれは一つのシミュレーションでございまして。

もちろん、全部の電話をI P電話にするんじやありません。もちろん、ファクス等々はI P電話では通じませんし、一一〇番とか一一九番も通じませんので、現行の電話回線は二十回線ぐらいい残す、こういう案でございまして。残り九十回線ぐらいいがI P電話にしたらどうか、こういうふうなことを念頭に入れたら、某大手企業が行ったI P電話と同じような中身、シミュレーションをもし総務本省に当てはめたらどうなるかということでございます。結論はこの右にありますように、初期投資が一千万円程度要りますが、要は、初年度は大体現行の電話料金と同じぐらいいでございますが、二年目からは約半額、二千三百万程度になるということでございます。

是非、これは電子政府を先導しておられる総務省でありますし、電気通信事業のことも所管されておるわけでございまして、ひとつ、このI P電話を総務省、経費削減ということもありますので、行政管理の部分もあるわけでございまして、一通試みたらどうだろうか。

不安だと思えますよ、音声がどうだこうだ言います。全部クリアできておりますけれども、どこかの出先の省庁ぐらいいから、まず出先の機関ぐらいいからやらせてみて、うまくいけば本省でも適用する、こういうふうになされたらいいんじゃないかと思えます。

実は、私、公明党の無駄一掃対策本部の委員長に今度就任いたしました、官邸にできました行政効率化委員会とのパートナーの片割れでござい

すので、これからそういうことをどんどんどんどん官邸の方に言わなきゃいけません。

そこで、まず総務省としては、このI P電話のことについて、無駄の削減ということで一つの御提案でございますが、御検討いただけますか、どうですか。

○政府参考人(平井正夫君) 先生御指摘の通信、電話料の関係でございますが、現在、先生の方に資料でお出しいただきました料金につきまして、平成十四年五月にマイラインという制度ができましたときに、全国の事業者に提案を求めました。その結果が左側の数字でございます。それで、先生御指摘のように、I P電話につきまして、最近実用化されてかなり普及しつつあるということでございます、我々も検討する必要があるなというふうな考えておるところではございます。ただ、先生も資料でも御指摘いただいておりますけれども、一一〇番ですとかファクスですとか、I P電話では必ずしも現在十分にできないというのでも明らかになっておりますので、この辺についてどういうふうな、例えばここで、仮定で九十回線分は現行電話回線を継続使用するとか、いろいろ仮定ございしますので、こういうことも含めまして検討をさせていただきたいというふうな考えております。

○日笠勝之君 終わります。

○宮本岳志君 日本共産党の宮本岳志です。

去る三月九日の予算委員会、我が党の小池晃議員が、麻生大臣が昨年の十二月に、自民党公認で出馬する前総務庁消防庁次長の励ます会で行った、総務省を挙げて頑張りたいという発言、これを取り上げました。議場内では、逮捕しろとの野次も飛んでおりましたけれども、この席でのあなたの発言はこれだけではありませんでした。大臣は、それに続けてこう言っているんです。総務省は選挙を管理しているが、選挙をやるのとは見てのと全く違う。今から約六か月間、いろんなお願いをすることになると。

選挙までの六か月間、することになると大臣が述べられたらいろいろお願いというのは一体どういうことですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 省を挙げて応援をするというのは少々発言としては穏当を欠いております。その場で後でおわびを申し上げたところだと思っておりますが、言い過ぎだったと思っております。

その他のことに関しまして、いろんなことがあるといふ話をその場でしたところところがちよつとよく分かりませんので、ちよつともう一回言っていただけですが、その他のところ。

○宮本岳志君 それに続けて、選挙をやるのとは見てのと全く違う、今から約六か月間、いろんなお願いをすることになると大臣はおっしゃいましたでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 選挙をやるのとは見るのとは違うのは、たまたまその前に選挙の話をしていろいろほかの議員としておりましたので、役所というのは全然選挙は分かっておらぬねという話や何やらしていた話で、選挙というのは、やるのと、実際にやってみると、外から今までは選挙を管理する立場で見ているのと全然違いますが、選挙というものはやるのと見るのとじゃ全然違うものだからもう一つで発言したというのがその表現になったと記憶しております。

○宮本岳志君 どういうお願いをすることになるのかと私は質問したんですけれども。

○国務大臣(麻生太郎君) 投票に行ってください等々、いろいろお願いすることはいろいろあるんだ、投票に是非参加してくださいとか、いろいろ言う話は、役所としては、是非、投票率が下がらぬように、いろいろ、投票に行ってくださいというふうなことは言うんじゃないでしょうか。

○宮本岳志君 笑いも出ておりますけれどもね、私は、これは極めて重大な問題だと。このパーティーには全国知事会や全国町村長会など、自治体関係者ら約千人が参加していたと報じられております。

地方自治体の関係者というのは、総務省にとつて直接の利害関係人にはほかならないわけですね。その人々の前で、大臣が特定の候補者を総務省を挙げて応援するとかお願いすることになると、これは明瞭な地位利用と、そして職権濫用ということになると思ふんですね。

このパーティーに地方団体の代表が参加していなかったと、大臣、明言できますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 地域団体を代表している方、その立場におられる方々、町村長さん含めていろいろな関係者がそこにおられたと、私も何名かの顔に記憶がございまして、いらつしやうと存じます。

したがって、私も総務省としては、そのほかにも出ておられる方はいらつしやいますんで、私もとしては、挙げて応援するつて、それは別に一人を応援するつもりで言つたつもりでもないんですが、今申し上げたような意味で、何となく宮本先生から見て、それはおまえ、特定なやつに対して一種の、何と云うのかな、利益誘導じゃないか、何と云う言葉がありますかね、強制じゃないかと、いろいろな表現があるんだと思ひますけれども、その種の誤解を受けかねないような発言だったということ、その後の記者会見で、ちよつとその場の雰囲気では全然気が付きませんでしたので、後で、記者だったかな、何か言われましたんで、その段階で訂正をして、おわびを申し上げたという次第です。

○宮本岳志君 こういうパーティーを開こうという前消防庁次長も次長だと思ふんですけども。私、大臣はよくお分りになつていないと思ふんですね。そもそも、総務省ほどこの問題を問われている役所はないんです。

前回の二〇〇一年参議院選挙では、自民党の高祖憲治派による選挙違反事件で、私の地元の前畿郵政局長が逮捕、起訴されたのを始め、十六名もの逮捕者を出し、ついに高祖議員は辞職に追い込まれました。

そこで、総務省に確認をいたしますけれども、

平成十四年一月十七日、大阪地裁が前近畿郵政局長ら三人に下した判決で、その罪状は、その職務上の地位を利用して選挙運動を行ったという公職選挙法違反、公務員の地位利用でした。

○政府参考人(清水英雄君) 先生御指摘の平成十三年七月二十九日施行の参議院議員通常選挙に關しまして、同選挙に比例代表選出議員の候補者として自民党から立候補する決意を有していた高祖憲治氏に關し、職務上の地位を利用し、投票及び投票取りまとめの選挙運動を依頼等をしたということ、大阪地裁における三名の者についての判決が出たことを承知しております。

○宮本岳志君 大臣、前回この参議院選挙で、総務省は、公務員の地位利用による選挙運動が裁判所によつて断罪されたといういきさつを持つ役所なんです。正に今回の参議院選挙は、その反省が問われる最初の機会でもあつたわけですね。

この判決を受けて、実は総務大臣、片山総務大臣の談話というのが出ておりますけれども、大臣、御存じですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 概要は承知しております。

○宮本岳志君 ここに私持つておりますけれども、こう述べているんですね。本日、大阪地方裁判所において、前近畿郵政局長等に対し、昨年の参議院選挙にかかわる公職選挙法違反で禁錮刑の判決が言い渡されたことは誠に遺憾であり、このような事態に至つたことについて、郵政事業を所管する大臣として厳粛に受け止めるとともに、国民の皆様にも深くおわび申し上げます。今後は、二度とこのような事態が起らないよう、服務規律の保持と公職の峻別を図るとともに、郵政事業に対する国民の皆様からの信頼の回復に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。

その後を引き継いだあなたが、今度は消防庁出身の自民党候補のパーティーに出席して、知事会や町村長会など地方自治体関係者を前に省を挙げて応援すると言つたのは、正に二年前の片山大臣の厳粛に受け止める、あるいは公私の峻別

というのは一体何だったのかということになる、こういう問題なんですね。

大臣、そういうふうにお受け止めになりますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 反省の件につきまして、ここにも総務大臣談話というのを、読んでことがありますし、今ここにもございまして、内容をよく知つておるところであります。

ただ、職務としてやつたのではなくて、これはパーティーの席上で言つた話で、ちよつとその点に關しましては、これと一緒に扱われると、ちよつといういろいろかとは思ひますけれども、基本的には言葉としては否足らずだと思つております。

○宮本岳志君 私は、この高祖派による郵政ぐるみ選挙の実態は選挙の前から繰り返しの委員会会で証拠も示して追及をしまりました。二〇〇一年十一月七日、二〇〇一年三月二十二日、そして同じく五月二十四日。繰り返しの私の質問に、当時の片山大臣は、特定局長会は任意団体だから何をしようが知らぬという答弁を最初は繰り返したんです。しかし、とうとう近畿郵政局長逮捕という事態になつて、その後の十月十八日、私の質問に対して、大変反省している、二度とこういうことのないようにしたいという責任をお認めになる発言をされました。こういういきさつがこの総務委員会であつたということもしつかりと受け止めていたのだと思ひます。

ところで、一つ聞くんでは、この高祖派の一連の選挙違反事件で、国家公務員法百二条違反に問われた者が一人でもおりますか。

○政府参考人(清水英雄君) 今回の百二条についてはございません。同事件におきましては、公務員の地位を利用して選挙運動をした点ですか、それから及び立候補届出前の選挙運動をしたという点を問われたものであります。国公法の百二条で規定されている政治的行為の制限には該当しなかつたというふうに承知しております。

○宮本岳志君 この事件で、元近畿郵政局長など

は、その地位を利用して業務上の会議などを招集し、その席上で特定政党の立候補予定者の後援会への入会を勧誘し、さらに票の取りまとめの選挙運動を依頼した。この事実が裁判でも既に確定をしております。それで、そういう事実が確定して、ええ、裁判所も、またあなた方総務省も国家公務員法百二条違反には問えなかつたんです。それは、この国家公務員法百二条というものが、公務員の政治活動を広く禁止するという意味で、そもそも憲法違反の法律だからだと考えます。

しかし、高祖事件のようなものでさえ適用できなかった国公法百二条を、勤務時間外に勤務地とは全く別の場所で一市民としてピラを配つたという事例に適用するなどということは全く許されないということ、これは強く申し上げて、次の質問に移りたいと思ひます。

さて次に、二月八日から全国の郵政の職場に深夜勤という新しい勤務形態が導入されました。私は、去る二月二十七日、私の地元の大阪此花区にある新大阪郵便局に伺つて、この夜勤の実態を視察をしまりました。

この深夜勤というものはどういうものか、配付した資料を皆さん見ていただきたいと思ひます。夜の二十二時から翌朝九時までの十一時間勤務を、この図1ですね、深夜十一時間勤務を四日連続で行うことを基本とする、仮眠もない深夜の長時間労働なんです。

昨年の十月、麻生大臣は、大臣に対する質問で、私に、従業員二十八万人プラスゆーメイト等々含めて約四十万、家族を含めて約百万の方たちの生活の安定、やつぱり安心、また労働意欲等が落ちないようにすると、こう大臣答弁されたわけなんですけれども、この勤務、正に十一時間深夜労働を四日連続と、これで郵政労働者の生活が安定したり意欲が落ちないと大臣お考えになりますか。

○国務大臣(麻生太郎君) これはちよつと例はいかなるものかと思ひますが、私も元炭鉱屋から言わせると、夜勤ばっかりだったので、ずつと

やつておった時代もありますので、職場によって随分違うんだというところは、セメントの作業場、鉄の作業場、夜間勤務、二十四時間回っておりましてそういうことになるんですが、この郵便局の場合も、これはいろいろ今対応が、新しい民営化に向かって事を進んでいる関係で今やつておられるんだと思いますが、この話につきまして、私どもの伺っている、伺っている範囲では、この深夜勤と言われましたが、私たちは新夜勤と言っていますが、深夜勤が導入されました平成十六年の二月から死亡までの勤務状況というので、職員からは寝泊まりは以前からやつているが、夜勤、中勤はきついで外してほしいとの健康管理上の申出を認め、二日連続の深夜勤を二回行った以外は日勤の業務ということになったという具合に理解をいたしております。

いずれにいたしましても、その本人とある程度納得をした上で、双方で話し合いをした上で決めていけるべきものなんじゃないかと思っております。

○宮本岳志君 いや、現場の実態ね、大臣ね、本当に是非見てくださいよ。

私、現に、この深夜勤やつている現場の労働者から声も聞いてきましたけれども、ある労働者は、余りにも過酷な過重労働で精神的に気力がなくなり、休日も体が動かなくなると。夜に仕事して昼間に休むので、人としての社会生活や家庭生活もできなくなると、こう語っておりますし、別の労働者は、四日連続というのが殺人的なんだと。三日目に頭がおつと悲鳴を上げると。昼間何ば寝ても夜の睡眠とは違くと、疲れが取れないと、こういうふうにご訴えておるんですね。

深夜労働による身体疲労、健康への影響が昼間労働に比べて格段に大きいというのは、これは医学的にも国際的にも常識化をしております。

今日は厚生労働省に来ていただいておりますけれども、ILOの「夜業に関する勧告」第百七十八号勧告には、夜間労働者の通常の労働時間は一般的に平均して短くならなければならないという

文言があると思いますが、これは事実だけお答えいただけますか。

○政府参考人長谷川真一君 先生がおっしゃいました夜業に関するILO第百七十八号勧告でございますが、これは一九九〇年の第七十七回ILO総会におきまして、夜業に関する条約を補足する勧告として採択されたものでございます。

同勧告中の「労働時間及び休息の期間」を定めた規定の中に、「夜業労働者の通常の労働時間は、一般的に、関係のある活動又は企業の部門において昼間に同一の条件で行われる同一の労働に従事する労働者の労働時間よりも平均して少ないものであるべきであり、かつ、いかなる場合にも平均してそれらの労働者の労働時間を越えるべきでない。」とあるのを承知しております。

○宮本岳志君 この勧告には日本政府も賛成をしたんですね。これがILOの示した国際労働基準であることは明瞭だと思います。

ILOが短くなければならないとしているものを、実際に拘束十一時間、わずかに間に一時間の休憩を挟んだだけで四夜連続で働かせる。厚生労働省、これは異常なことだと、こうお感じになりませんか。

○政府参考人天石明君 深夜業につきまして、そこで従事する労働者の就業環境というものが整備されなければならないというふうにお思っております。その方向で私どもとしても努力しているところでございます。

具体的に申し上げますと、そこまでお答えして、今言えるのかどうか分かりませんが、労働使における、労働使による深夜業に関する自主的ガイドラインの作成事業と、こういったことも行つてまいりまして、やはり各業種、社会におけるそういったコンセンサスというものを作っていくためにも、そうしたことが非常に重要ではなからうかということ、そんなことも通じて、そうした深夜業における労働条件の改善というものが進むように、あるいはそうした意識が高揚していくように努めているところでございます。

○宮本岳志君 こういうものに本当にメス入れないと、正にルールなき資本主義と世界からも指摘されるような事態になっているわけですよ。大臣ね、大臣も同じ考えかと。

私は、人間の健康を考えても、何千年の昔から夜は休むものと。それを働くというのは、どこかで必ず何らかのマイナスが起こつてくる。夜勤体制というのは配慮しなければならぬ問題だと思っておりますけれども、大臣のお考え、いかがですか。大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) 郵便局を特定して聞いておられるんですか。

郵便局をとされておられるんだという前提に立ちますと、これは基本的には郵便局の中においていろいろな話を、労働条件の話は、これは公社になつておりますので、公社と労働組合との間で交渉されて、いろいろ条件を決められるということが基本なんだと、私はその点に關してはそう思っております。

で、四十、週四日ということとは四十時間ということになろうと思っておりますので、その時間帯については違法というわけではないんですが、その状況がいろいろ本人にとって負担になるという点は、それはその個人によって大分違うところもあつて、そういった意味では、いろいろ人によって大分内容が違うだろうというのは正直なところですよ。

ただ、個人によつて夜間は全く駄目だという人になるならば、それは公社というか、その会社と、会社というか、公社とその本人との間に立つて組合がどうされるか。いろいろ、間に立たれる方もいろいろいらっしゃるんだと思いますが、ただ、だれかがやらにやいかぬサービスであろうとは思つております。夜中の方々の需要というのは極めて大きいところだと思います。

だれかがやらにやいかぬ話ではありますので、サービスを、国民から見た場合のサービスを考えたときに、場合は、ある程度の仕事を夜やつてい

ただ方々というのは、常にそういったところが出てくる部分は避けられぬものだと思いますけれども。

○宮本岳志君 大臣ね、先ほど私が申し上げたことは、実は私の言葉じゃないんですよ。

平成五年六月の三日に、私、先ほど深夜勤と申し上げましたが、この深夜勤の前に新夜勤、新しい夜勤、ニュー夜勤というものが、新しい夜勤と書いてニュー夜勤と別して言うんです、それも新夜勤ですから。だから、今度の深夜勤を私たちは深夜勤と呼んでいるんです。

平成五年の六月三日に、そのニュー夜勤という、これまでの夜勤形態が入ったときに、我が党議員の質問に対して、当時の郵政大臣がこう答えたんですよ。

私は、本来人間というのは夜休むものだと思ふのです。郵政省だろうが労働省だろうが、あるいは病院だろうが、早起きは三文の徳という言葉がありますけれども、早寝しないと早起きできない。人間の健康を考えても、何千年の昔から夜は休むもの、それを働くというのは、どこかで必ず何らかのマイナスが起こつてくる。そういう点も十分配慮しまして、夜勤体制というのは、いろいろ職場があると思ひますけれども、配慮しなければならぬ問題だと私は考えております。

この郵政大臣、大臣、だれがお分りになりますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 平成五年、だれが大臣やつたか全然記憶がありませんね。小泉純一郎ぐらいかな。全くの勘ですけれども。

○宮本岳志君 そのとおり、小泉純一郎当時郵政大臣の言葉なんですね。

だから、やつぱり郵政を預かる者として、郵政労働者の、もちろん公社という、別のこの公社になつていすけれども、しかし国家公務員であり、その労働条件その他について、前回十月には、大臣、私にも家族の生活、そういったものについても十分配慮しなきゃならないとおつたやつたわけですから、やはりこういった新夜勤については

しつかりと配慮しなきゃならないということとはつ
かんでいただきたいというふうに思うんですね。
それで、前回のこのニュー夜勤というのは、今
日お付けした資料の下に付けた表なんですよ。今
この下に付けている図2の方がニュー夜勤という
ものなんです。このときは、一度やったら非番日
が入っているでしょう。ただ、まあ確かに長い。
連続午後五時二十分から翌朝九時半まで十四時間
勤務と。その代わり、途中二時間の仮眠時間とい
うのがありました。

我々は、当時、この二時間で果たして眠れるの
かと、これは仮眠時間に値しないと、こういう追
及を随分やったんですよ。しかしまあ、当時、
郵政省は、眠れるんだと、二時間は仮眠時間なん
だと、こう言いましたよ。

ところが、今回の深夜勤は途中一時間の休憩
と。しかも、新大阪郵便局での説明でも、これは
仮眠時間ではないとの説明でありました。つま
り、二時間程度じゃ眠れないと。どうせ眠れない
のなら、ぶっ通しの方が合理的だと、こういうこ
とでございますか。

○政府参考人(清水英雄君) 今回、先生御指摘の
深夜勤の長期の方のもの、これは十時間、拘束は
十一時間という形ですが、中が一時間の休憩の形
になっているわけですが、実際上、そこでどうい
うふうで職員の方、勤務をしながらの体をどうい
うふうで休めていられるかはそれぞれ工夫をされ
ている形になるわけで、睡眠という形に結果的に
なるかどうかというのはまた個々の具体的なもの
でございましょうが、この時間帯は前のときの十
四時間というニュー夜勤とは違って時間短くとい
うところと承知しております。

○宮本岳志君 今までのニュー夜勤の下でも多数
の過労死ないしは突然死というのは発生してきた
んですね。そのわずかに二時間の仮眠時間さえ奪
い、これまでにない四夜連続などという無謀な勤
務を押し付けられ、郵政職員の在職死亡が一層増
えることになりかねないと思います。

事実だけ確認しますけれども、東京中央郵便局
で二月から深夜勤に就いていた五十八歳の労働者
がこの三月三日の夜に急死した。この事実がござ
いますね。

○政府参考人(清水英雄君) 誠に残念なことでご
ざいますけれども、先生御指摘のとおり、平成十
六年の三月三日の日に東京中央郵便局の郵便部の
特殊郵便課の五十八歳の職員が、これは出勤、勤
務中ではなくて出勤前に具合が悪くなりまして、
御自宅から夕方救急車で搬送されたというふうに
聞いております。この方は深夜勤が導入された二
月八日からの関係の勤務では、御本人から、泊ま
りは以前からやっていたんですが、夜勤、中勤き
ついで、ちよつと外してほしいという話があつ
て、二日連続の深夜勤を二回行った以外は日勤と
いう形を取っておりまして、直近のこの深夜勤も
たしか平成十二年の二月二十日、二十一日ですか
ら、三月三日に亡くなられておられるんですね。す
けれども、大分前の時点で深夜勤をされたというふう
に承知しております。

○宮本岳志君 導入後わずか一か月なんですね。
大体昼と夜が入れ替わったような労働を労働者に
強制しておいて、ようやく体が夜型のサイクルに
なり掛けているところをまた元に戻す。さらに、
体が元のサイクルに戻り切らないうちにまた夜型
の四夜連続深夜勤をさせる。これではわざわざ過
労死を作り出すに等しいやり方ではないかと。
総務省としてこのような過酷な労働形態は直ち
に見直させることを要求して、私の質問を終わ
ります。

○又市征治君 社民党の又市です。
初めに、大臣、地方財政について伺ってまいり
たいと思います。
三位一体改革問題、予算委員会やあるいは先ほ
ど来からの議論にも随分出ていますけれども、こ
の二〇〇四年度の予算では、地方のマイナスが国
庫補助あるいは負担金削減で一兆三千三百十三億、
地方交付税等の削減が更に大きくて、臨時財政対
策債を含めて二兆八千六百二十三億円、こうなつ

ておりまして、これに対してプラスはわずかに税
源移譲の四千五百七億円、正に地方にばかり犠牲
が強いられる結果とこうなつた、こう多くの方が
指摘をされている、こういう状況にあります。

基本であるこの三本の制度、この中で収支バラ
ンスが全く成り立っていないわけですから、三位
一体改革というスローガンそのものはもう崩れて
しまったんじゃないのか、こう言わざるを得ない
と思うんですが、大臣の見解を簡潔に伺いたい
と思います。

この際、いや、地域再生債などの、そういうの
があるよなという話は、これは私は問題外だと思
うんですね。是非、大臣の見解を伺いたいと思
います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、又市議員の御質問
に關しましては、基本的には今回の中でやっぱり
地方自身としても、国も同じですけれども、ある
程度の行政改革、財政改革はある程度やってい
たじゃないと、今のままでという前提になります
それは今おっしゃるとおりになるんですが、いろ
んな意味でこうやって地方自治法も変わって、ア
ウトソーシングをできる部分もできてきたり、い
ろんな形で経費の、経費を削減しやすいようにな
りましたし、また今コンピュータというの、ICT
というものを使っていろんな形でコストの削
減が図れるような状況になっておりますものも御存
じのとおりなんで、そういった意味では地方もあ
る程度スリム化に努力をしていただくという前提
がないと、今のまま、そのままと言われ、で補助
金というのがなくなるとか、交付金なくなると
いう話ですと今おっしゃったとおりになりますけ
れども、ある程度不要のものは少しとか、またで
きるものは外に出してアウトソーシングしていた
だとか、いろんな形で努力も併せてお願いを
していかに、少なくとも累積二百四兆円を超え
ます地方財政の赤字というものはなかなか、今後と
もずっとたまっていくことになりかねませんの
で、そういった努力は、国もするけれども地方も
お願いせにやいかぬと、両方お願いしてお互いで

努力していかないとなかなか難しいものなのだ
と思っております。

○又市征治君 少し具体的に、じゃ伺ってまいり
ますが、補助金と税源移譲の関係についてですけ
れども、片山前総務大臣はいわゆる片山試案とい
うものを出して五兆五千億円の税源移譲案を示さ
れておりました。また、知事会からは八兆九千億
円などの具体的な提案が出されておるといことは
大臣御承知のとおりですけれども、もちろんこ
れらは、片山大臣の発言も含めて、これ一方向的
補助金の削減ではなくて、税源移譲による補てん
を大前提にしたわけですね。

その税源移譲への振替ですけれども、今大臣
おっしゃいましたが、事務経費は十割を見よう
と、その他は地方でも努力をいただいで八割に、
ぐらいいせざるを得ぬのじゃないか、こういう話
だったと思うんですね。だとしますと、大枠では
一兆円削るということであれば、その十割と八割
の中間、つまり九千億程度が税源移譲になるん
じゃないのか、これはだれもが、地方自治体もみ
んなそう思った、こういうことだと思いませんか。
ところが、税源移譲は暫定の交付金を含めても
六千五百億円しか戻ってこない、こういう格好
になっておるんですね。で、その中身見ると、公
共事業の削減は振替率ゼロでもよいから、こんな
格好になっているんじゃないですか。大臣、本
当にそういうふうな判断をされているのかどうか。
地方にとって必要な事業でもやむを得ないんだ
と、こういう程度のこととやむを得ないんだと、
こうお考えなんですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には今言われま
したように、まちづくり交付金一千三百億入れた
上で約、今おっしゃいましたように六千五百億と
いう数字になるんだということを言っておられる
のだと思いますが、そのほかにもいわゆる財政再
建債で八千億とかいろんなものが出てきておりま
すし、事実、国全体で見ても補助金もいろ
んな形で、細目をお持ちなんだと思いますが、そ
こを見ていただきますと最終的なバランスのとこ

ろはそれほどむちゃくちゃな形に、数字になっておりません。細かく言うとおれですけれども、思っておりますので、おっしゃる様に結構厳しいことになったというのは事実だと思えますし、またこういうことになるであろうということをおろそかにせず測して対応してこられた等々、知りません首長さんとうでないところとは随分差が出てくることだと思っております。

そういった意味では、私どもとしては義務教育だ、それからいわゆる国としてきちんとして一〇〇%しておきなさいかぬ部分以外のところが問題だと言われるところなんだと思えますけれども、その点につきましては公共事業等々、ある程度減らしていただく部分もお願いしましたし、これ個別にいけますという人減らしもお願ひしたり、いろいろしておるところでもありますので、私どもとしては、何と云うのかしら、みんなが満足しておられるというはずはないと思っておりますけれども、ただ先ほど申し上げましたように人口五万以上の町では総じて今回のあれは良かったというの、この間共同通信で出ておりましたけれども、人口五万以上の市町村ということは全人口の約七〇%ぐらゐに当たりますので、市町村の数からいいますと約一五%ぐらゐなんです、残り八五%の市町村長の首長さんの数からいいますと、そうじゃない方が多いという数字に、形といえはなりすけれども、そういった意味では、小さな市町村の方が影響が大きかったではないかという御指摘は私もそのとおりだと思えますので、その点につきましては今後、いわゆる先ほど先生言われました再生債とか再建債とか、そういったもので個別にそういったところを重点的に対応していく必要があると思っております。

○又市征治君 今出ましたこの公共事業を含めまして、地方財政計画ベースで地方の歳出額を一方的に一兆五千億円減らすということになった。他方で、地方一般財源の減額は、大臣さんだつて予算委員会でも御答弁になっていましたが、二兆二千億円と、こういうことですね。この二つの数字

比較しますと、事業費の削減額以上に一般財源が減っている、つまり自治体の自由度が非常に下がっている、こういう見ざるを得ないわけですね。

麻生大臣、一生懸命この三位一体改革の目的の一つ、三つ挙げられておりますけれども、その中の一つに地方の自由度を上げていくんだと、こうおっしゃっているわけですが、今のこの事実でいいますと、全く逆の結果にこれなっているんですね。単に五万以下のちっちゃなところというだけじゃないですよ、これは。大臣が本当に自由度を言ふのなら、正に今からでもいいですから一般財源、具体的には税源移譲をどう増やしていくという、こういうおつもりなのか、その具体の方針をもう少しやっぱり国民に明確にする、自治体に明確にしてもらいたい。片山さんは実行には至らなかったけれども、五対五にするんだと、こういう格好でおっしゃっておった件ですけれども、大臣のそこら辺の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今おっしゃいましたように、平成十八年度まででやっぱりこれ計算、考えていただかぬといかぬところで、初年度というところと三年目と大分少し違ってくる、私どもとしてはそう思っております。

それで、今言われましたように、基本的には地方財源にどれぐらゐ出るのかよく見えぬ、地方に移されるのがよく見えぬと言われるところなんだと思ひますが、先ほどの御質問どなたかございましたけれども、私どもとしては、今少なくとも国税と言われます所得税の中から、五%、一〇%、一三%の三段階ありますが、御存じのとおりですが、それを仮に一律五%ということに話になりますと、約三兆ということになります。それはその分だけ増税かという御質問ありましたけれども、いや、それは違うんであつて、今の中の国税の部分が減つて地方税が増えるということを意味しますので、そういった形になりますと、約三兆の分がそこから出てくる。

的には、今回地方に対するいわゆる譲与税という形で一歩前に踏み出した形になっておりますので、私どもとしてはその方向で、いわゆる予定特別交付金とかいろんな形で、地方税に対して基幹税と言われます中央、国税の方から移つてきてい部分がありますので、その流れを確実なものにしていかなきやいかぬものなんだと、私どもは基本的にそう思っております。

○又市征治君 少しい細かい話に、細かい、私どもは細かいと言ふけれども、地方自治体にとると大変重大な問題なんです、公共事業の補助金削減も四千五百二十七億円に上つております。これがすべて税源移譲の対象外だということで、これは切り捨てられていくわけですね。

しかし、公共事業であっても引き続き地方が主体となつて実施すべき不可欠の事業はたくさんあることは、これは大臣も重々御承知のことだろうと思ひます。これらはむしろ地方単独事業として認知をして、財源と事業決定権限をやはり移譲していくというのが、大臣もおっしゃる様に自由度を高めるといふことの意味なんだと思ひます。ところが、地方単独事業の方も今回削減をしておるわけでありまして、これは理由が立たないわけですよ。

当面、過渡的には一つ一つの事業を評価をして、廃止すべきでないものについてはやっぱりちゃんと財源移譲にカウントすべきじゃないのかと、こんなふうには思ひますが、そのところろはどうでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) 本当に必要なものだというのであれば、おっしゃるとおりだと思っております。ただ、基本的には、少々今の時期、二年でやることをちよつと三年でやっていただけませんかとか、いろんな工夫はせねばならぬ、せねばならぬと、我々もそれから地方の方もしていただかねばならぬところだと思つておりますけれども、これはどうしても必要なものだということになるのであれば、それは基本的に財源の手当ては国としても行われねばならぬのだという点に

関しましては私も全く同じ。

ただ、流れをいたしまして、単独事業につきましては、いわゆるパブルというものが発生いたします、あれ以前のところがわつと増えておりますので、そのパブル以前のところまで一応戻してはいただけたらどうかというのが、一応の基準として申し上げているところです。

○又市征治君 少しいその点での具体論を申し上げますと、例えば道路を取りますと、国道の改良率がちよつと調べてみたら八九・二%、それに対して都道府県道は五五・八%、市町村道は五一・三%のこういう整備水準、つまり地方の方がやっぱり立ち後れているわけですね。地方の生活道路がそういう意味で立ち後れているわけですから、そういう意味で財源の自立を図るべきであつて、それにはやっぱり税源移譲による振替が本筋なんだろうと私は思ひます。

その点について、まず一つはお伺ひしたいのと、仮に当面、特定財源はいじらないということであるならば、そのうち地方道整備に充当する部分を増やすように、これはやっぱり大臣、是非そういう意味では財務省と掛け合つてしっかり確保していただく、これはそういう意味で地方がこういう点をどんどん削られていくものですから全く進まない、渋滞道路やいろんなことを多く抱えている、こういう問題を持つていくわけで、そういう点などについてはやっぱりしっかりと御努力いただきたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) おっしゃるとおりだと思ひますが、平成十五年度の場合に、例に今引かれていふんだと思ひますが、このときにはいわゆる国税と言われるところから、いわゆる直轄方式の導入に伴ひまして税源移譲が行われて、あのときはたしか九百三十億、九百三十億を地方に譲渡したという形になっております。

この点につきましても、自動車重量税、自動車重量譲与税というのが、譲与税を最初に使つたのはこれを使つてありましたものですから、今年

ちよつとこの名前をもう一回使わせてもらったのが本音のところなんですけれども、そういった意味ではこの言葉を使わせていただいておりますので、基本的には地方の直轄方式におきましては、あのときはたしか三分の一の負担をたしか何分か、四分の一を三分の一に増やす等々にさせていたのだと思いますので、私どもとしては基本的には道路目的税をいわゆる移譲の対象の一つとして考えるというのは、方向としては私どもとしては今後とも言うていかにやいかぬところだと思ひまして、応援のほどもよろしくお願い申し上げます。

○又市征治君 それじゃ、最後に郵政問題について二点お伺いをしてまいりたいと思ひます。

率直に申し上げて、この間からの道路公団改革問題なども極めて大きな問題を持つておる、むしろ破綻をしたのではないか、こう思ひますが、小泉総理は郵政民営化だけはもう何だろうと無理やりやろうという、こういう動きにあるように思ひます。まるで道路公団が100%ならば郵政は100%だなどということを小泉さんおっしゃって、そのために担当の大臣も置こうかと、こういう発言があるわけですが、私は少なくともこの総務委員会で大変郵政問題、随分議論をしてまいりました。そして、少なくとも四年間まず郵政公社でいさますよと、こう国の方針として決めたわけですね。そして、それをやつぱり踏まえてからどうするかという話ならともかく、去年スタートしたものをもうその舌の根も乾かぬうちに民営化、民営化、民営化と、自分の持論でもつてお持ちなのは、それは結構ですよ。だけれども、これは一体全体政府の姿勢としていかがかと。

まして、今そういう形で、私が申し上げたいのは、大臣にお聞きしたいのは、この四年もたない先からこんな格好でおっしゃっている問題と同時に、そのためにどうもいかにも麻生大臣がまじめにやろうとしないからみたに聞こえるんじゃないですか。こういう別の担当大臣を置くなどということについて、どういうふうにお考え

なっていますか。

○国務大臣(麻生太郎君) この別の担当大臣を置くという話に関しては、基本的に私は総理から直接伺っておりませんので、新聞で見た以外は、新聞で見ることはあつても読まないことにしていますので、何となくもう一回この種の話はちよつと、私どもとしては直接伺つて、私自身としては直接伺つておりませんので、ちよつとコメントのしようがないというのが率直なところで

○又市征治君 いや、コメントしようがないんじゃないやなくて困りが、ちよつと頭にきていっているのが実態じゃないかと思ひますが、そこで大臣は就任以来、郵政事業のユニバーサルサービスの確保、これについて積極的な発言を行つてこられましたし、そしてまた発足後の公社自身も、今までの同僚議員が指摘をしたような、幾つか私も問題あると思ひます。これは、改めてその点についてはこの委員会でも議論をしたいと思ひますが、いづれにしても準公共的な窓口サービスの拡充など大変な努力をしている、この点は私どもも受け止めていきたい、こう思つていられるわけですが、そういう意味で、私自身もこうして、今、一方で郵政官署、これをしっかりと全部守つていくと、こういうことで麻生大臣も申されてきまして、が、そのこととこの市町村合併というのはどうも私は矛盾するという立場で、かなりそういう点ではこの市町村合併問題について批判的な立場であります。まあそれは今日はおくとして。

過疎地におけるこの郵便局の果たす公共的な役割について改めて大臣の見解を一つはお伺いしたい。ちよつとお待ちください、もう一つ。と同時に、それは郵便事業だけでなく、国民の零細な貯蓄手段である郵貯や簡保の危機でもあるんで、御存じのとおり、全国で五百何十か所、銀行も何もないというそういう町村があるわけでありまして、そんなことも含めて、こうした郵貯、簡

保、これは非常に地域にとつても大変大事な役割を果たしてあるという問題もあるんですが、この危機でもあるんじゃないかと、こういう気がいたします。その点も含めて、この二点を御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 又市先生御指摘のとおり、今、コンビニもない、コンビニもないと言ふ表現はいいかと思ひますが、コンビニもないというところは、約三千三十あります市町村のうち四百七十七町村はコンビニもございません。そういった中であつて、少なくとも郵便局というものは簡易郵便局、特定郵便局を含まして二万四千七百といふものでありますので、少なくとも自分のところは約平均で一・一キロ以内に一つあるということになっておりますので、そういった意味では、この状況、また四十万の従業員、二万四千七百の支店という組織は、これは最大の組織と思つて間違いないと思ひますので、ここを基点にいたしましたいわゆる行政サービスというものは、行政手続オンライン化等々の時代の流れに合わせまして、仮に市町村合併でそこで役場がなくなつたにしても、いわゆる通常の手続、例えば印鑑証明だ住民登録だ、いろいろございますけれども、そういうものはその端末でできいにできるような形になり得るものだと思いますので、この二万四千七百のいわゆる郵便局というものは、基本的にそのサービスとしてはこれは維持されていらないと、町村合併した後の影響の方がよっぽど大きいと思ひますので、いろいろな意味でこの二万四千七百のいわゆる組織網という、よくユニバーサルサービスと言われますけれども、その組織網というものは今後ともきちんと維持されて、かつ能力が上がつていく方向にしていけるべきものだと、私自身はそう思つております。

○又市征治君 郵貯、簡保。

○国務大臣(麻生太郎君) 郵貯、簡保につきましても同じように、地域において、銀行等々でATMだ何だかんだのお話がさつきあつておりましたけれども、銀行等々で預金の引き出しやら、また

預金の預け入れ等々も町村合併することによつてそこがなくなる可能性もまた出てまいりますので、そういった意味では郵貯、簡保の事業というのは、これは大変大事な小口金融という意味、点におきましても非常に大事なところだと思ひますし、なかなか、預けに遠くまではなかなか行けませんし、また引き出しもなるべく近くのところというのは当然のことだと思ひますので、その意味では郵貯、簡保の事業は維持されて、維持されなければならぬものだと思つております。

○又市征治君 終わります。

○狩野安君 今、総務省では市町村合併、三位一体改革、それから郵政民営化など、大変困難な課題を抱えておられますけれども、麻生大臣におかれましては大変な激務ということでお疲れじゃないかと思ひましたけれども、お疲れの様子がないようですので安心をいたしております。貴重なお時間、予算委員会の方も山場を迎えてお忙しいと思ひますけれども、私は地元茨城の問題を交えながら総務省の課題について質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

三位一体の改革というのは、地方が、私が言うまでもなく、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治体の本来の姿を実現するための改革であると思ひます。しかし、この三位一体の改革を実現するために、今回の一兆円国庫補助金の廃止、縮減と、これに伴う税源移譲や交付税改革が果たして本来の目的を達成するための第一歩としてふさわしいものかどうかという疑問視をする声も多く出ております。

例えば、地方公共団体からは、今回の改革は地方の自由度を高めるという地方分権の趣旨に逆行し、国庫補助負担金の見直しや税源移譲が不十分なか中、地方交付税の削減だけが突出して行われるという旨の意見も出されております。今後の三位一体の改革を進めるに当たっては、国の財政再建のために地方に負担を転嫁するというようなことがあつては真の改革とは言えないと思ひます。地

方の意見も十分聞いた上で、残された期間の改革が進められるべきと、進めるようにするべきであると思います。

特に、声が大きい国庫補助負担金の削減額に見合った税源移譲を行うことが必要だというふうに考えておりますけれども、これに対して、税源移譲の議論の中で、地方団体自らが税収確保の努力をすべきであるとの主張がしばしば行われております。今回の地方税法改正案でも課税自主権を拡大する措置が盛り込まれておりますが、地方が納税者の理解を得ながら超過課税や法定外税を活用して地方税の充実確保を図ることは大変重要な課題であると思います。

しかし、その主な税源は国税とされておりますし、課税自主権の活用にも限界があるのではないかと思います。私の地元茨城県では都道府県法定外普通税として核燃料等取扱税が実施されておりますが、これが十三年度の決算額でいいますと九億二千五百万円の税収となっております。これはしかし、核燃料等取扱税の茨城県の地方税収の全体に占める割合を見ますと〇・二六％と極めて低い数字になっております。

そういうことを考えますと、これから地方が課税自主権を發揮しやすい環境整備を進めることが大変必要であると思えますけれども、総務大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣(麻生太郎君) 課税自主権につきましては、今の核燃料税等々、いろいろほかにも例がないわけではございませんが、限界があります。基本的には、今おっしゃいましたように、やっぱり国税の占める比率というのは非常に大きなものだと思えますので、地方がある程度課税自主権の権限を、今度、固定資産税等々いろいろやらせていただいておりますけれども、おのずと限界があるものであつて、そういった意味では、先ほどは又市先生、またほかにも質問があつておりましたけれども、私どもから見ても、その点に関しましてはある程度、基幹税と言われる国税というものから地方税にある程度その税源が移譲されな

いと、なかなか地方において自由度が増してくるというような形で税の収入増というものは、税収増は望めない。そこがやっぱり限界があると申し上げている理由で、基本的には、先ほどお話ししておりましたが、所得税から個人住民税に移管して税源を移譲する、国税を地方税に移譲する等々のことがなされないとなかなか難しいというの私はも全く賛成であります。

したがって、今回、一部それを実施させていただいたところですけれども、こういった流れとしては、今までは全然、とてもではないとお話してお話したけれども、今回大きく一歩踏み出せることができたんだと思っておりますけれども、流れとしては地方を自由度を増す、そのためにはある程度財源が要るのは当然ですので、その意味では、地域主権というのに伴うためには、今申し上げたようなそれを裏付ける税源として国税から地方税への移管というのは非常に大きな要素だと、私どももそう思っております。

○狩野安君 本日の真の意味で地方分権が行われますように、大変地方行政には理解のある麻生大臣だということを常々聞いておりますので、よろしく願いを申し上げます。

それから、放置外国船の、放置外国船の対策について伺いたいと思えますが、今、日本に寄港した外国船が座礁して、船主が撤去費用を支払わずに自治体が撤去費用を肩代わりしているということが問題になっております。

国土交通省の資料によりますと、平成十五年七月一日現在で放置座礁外国船が十隻あるとのことですが、私の地元である茨城県の話でございますが、平成十四年十二月に日立市の沖合で発生した北朝鮮籍の貨物船チルソン号の座礁事故では、船主が撤去費用を全く払わず茨城県が肩代わりするという事態になりました。船体撤去と重油流出対策で総額六億三千八百万円を要したとのことですが、今年二月に県が差し押さえた鉄くずの公売があり、わずか千六百九十万円の落札でした。その収入は県が支払った費用に補てんされると聞いて

おりますけれども、県にとつては財政が厳しい時期に大きな負担となっております。

このような事態に対して、特別交付税など総務省からの支援はどのような対応をされているのでしょうか、お聞きしたいと思えます。

○国務大臣(麻生太郎君) 個別の案件でございますので、瀬野の方から答弁させます。

○政府参考人(瀬野欣彌君) 座礁船の事故に対する経費のお尋ねでございます。

この経費につきましては、本来は原因者である船会社において負担すべき性格のものであるというふうな考えをしておりますけれども、ただいまのような事案におきましては、保険などにより十分な補償が見込み難いというような事情もありまして、結果的に茨城県の方で多額の負担が残る、こういうことになっているかというふうな承知しておるわけでございます。

そういった中で、我々の方といたしましては、まず十四年度の特別交付税におきまして、当該年度の資金需要への配慮の必要性を踏まえまして暫定的に茨城県の方に一億円の措置をしたところでございまして、その後、国土交通省におきまして支援を国としてもきちんとしていくというような内容がはつきりしてまいりましたので、この国庫補助金を含めまして全体の茨城県の負担のおおむね八割を国がカバーするという考え方に立ちまして対応しようということにございまして、本年、十五年度の特別交付税におきまして更に茨城県に対して一億六千万円程度の追加措置を行うというところといたしております。

○狩野安君 よろしく願いいたします。

先に進ませていただきます。

十六となっております。

茨城県も含め全国的に言えることが、現在合併協議会を構成している市町村が合併まで円滑に進むことができれば市町村合併の成果は大いに上がるのではないかと思います。そのためには、国、都道府県が合併推進のためそれぞれの立場で行える最大限の支援を行っていくことが必要であります。しかし、現在、精力的に合併協議を進めている市町村の中でも、残り一年では合併までは行けるのは時間的に無理というところも出てきております。

また、それと、もう一方、合併相手に恵まれな地域への支援ということもありまして、県境や地理的な理由など合併したくてもなかなか合併相手に恵まれな市町村があると思えます。私の地元、茨城県でも、五霞町といって、茨城県からすれば利根川を挟んで離れ島のような町なんです。埼玉県との、幸手市との越境の合併の議論がありました。この合併につきましては、本年一月、法定協議会の廃止が決定をいたしました。

市町村合併は自主的なものであり、五霞町につきましても、これは町の方針についてはほかの地域との合併も検討していくことになると思えますけれども、こういう合併したくてもできない、地域的な理由によつてできない、そういう市町村というのは大変小さな市町村だと思うんです。その合併相手に恵まれな市町村に対して国としては何らかの配慮というものが必要なんじゃないかというふうには思いますが、国からの支援策が何かございましてお答えいただきたいと思えます。

○国務大臣(麻生太郎君) 過日、長野県から岐阜県へという県境を越えた合併というのはもう例がございまして、地域によつて特殊事情のあるところでは茨城県以外にもほかにもございまして、対策としていろいろこれを考えねばならぬところだと思っております。

細目につきましては大野の方から答弁をさせますけれども、少なくとも、この三月の八日にいわれる合併新法案として訂正した形で出させていた

だいておりますが、少なくとも今、十七年の三月三十一日までに法定協議会がきちんとでき上がったところにつきましてはということで新しく新法案を出させていたいておりますけれども、いろいろな意味で、地域、三千二百ありましたが今三千三十ぐらいになっておると思いますが、十七年度まで更に進むところもあるかと思いますが、県境を越えるという話は茨城県以外にも幾つもあろうと思っておりますので、細目につきましては大野の方から答弁させます。

○政府参考人(大野慎一君) 今、麻生大臣お答え申し上げましたように、現行法は来年の三月末で切れるわけでございますので、まずはこの現行法の期限内に現在の法定協議会があるようなところにつきましては、できるだけ落ちこぼれなく合併に至っていただくように私どもも万全の体制を組んでまいりたいと思っておりますが、その後の問題があるわけでございまして、地方分権進む中で、規模、能力を高めていくという自治体にとっては永遠の課題があるわけでございまして、現行法が切れた後、さらに新法を今、国会に出させていただいておりますけれども、その中では、都道府県の役割をもう少し高めまして、仲人役といえますか、そういった立場で仕事ができますように、都道府県が構想を作つてあつてどうかそういったことができるような規定も盛り込んでおりますので、是非、今提出をいたしております法案の審議の際にもそういった点について十分御説明をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○狩野安君 とにかく、そういう問題のある市町村というのは大変小さな町や村が多いわけですから、そういう面ばかりじゃなくていろいろな面での配慮というのを、そういう地域に対しての目を細かく見ていただきたいというふうにお願ひいたします。

それに関連をいたしまして、道州制について今いんな、道州制の問題も出ておりますし、自民党といたしましては道州制を実現する会など提言もあ

ります。党内でいろいろ議論を進めておりますが、そういう合併できない町とか村とかつて、そういう県境とか、いろいろな県境、そういう町や村も、悩みも救うこともできるのは、私、道州制が早く実現をして、道州制が引かれることによってそういう小さな町村とかそういうものも何か救われるような、私自身はそういうふう感じておりますけれども、政府における都道府県の在り方とか道州制の在り方について、もし総務大臣の御所見を伺えたらお伺ひして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(麻生太郎君) 御存じのように、市町村が合併して大きなものになります。例えば政令都市とか中核都市とか、いろいろ表現がございすけれども、いろいろな形で合併をしていきますと権限も当然増えることになりますので、その中であつて、やっぱり県というものの在り方とか県の意義とか、いろいろなものが改めて問われることになるということになっていくんだと、私も基本的にそれはそう思つております。

したがいまして、第二十七次の地方制度調査会の中でもそれについての答申というのがなされておりますのは御存じのとおりで、そういうのに基づいて地方自治法の改正案というのを出させていたしておりますけれども、将来的に道州制ということもこれは考えなきゃいかぬということは当然です、総理も同じような話が出ておりましたので、去る三月の一日に発足いたしました第二十八次の地方制度調査会におきましてこれは精力的に議論が進められることで、議題としていろいろな形で上げております。

ただ、これはいろいろ御存じのように、同じ県の中でも遠州と駿州は違うとかいろいろ、同じ県の中でもすんなりな地域によって意見の違つたりするところもございまして、私も聞いていて、東北三つまとまるって結構じゃないかとひとつ単純に外から見てるとそう思いますけれども、中にいらつしやる方々に言わせると、何で南部があまり津軽と一緒にねやとかいっているいろいろ、

いろいろ昔の話を皆されますんで、これはなかなか簡単にはいかぬところなんだと思ひますんで、そういった意味では、やっぱり地域というのか、その道州、道というか県に、州にされるところのよほどコンセンサスというのをきちんと得ないと、ただただ大きくなったわ、何となくお互いにかみ合つたわでは、本来の趣旨に反するというところにならうと思ひますので、この点につきましては十分な議論が必要なんだと思つておりますけれども、大きな形としていろいろな形が合理化されてより効率のいいものになっていくという方向では正しいと思ひますし、また県というものの在り方が改めて問われることになるというのも私としてはよく理解をするところだと思ひますので、十分その地域における御議論というものを、これは是非とも必要という理解であります。

○狩野安君 ありがとうございます。

○委員長(景山俊太郎君) 両件に対する調査はこの程度にとどめます。

○委員長(景山俊太郎君) 次に、平成十六年度地方財政計画について、政府から説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) 平成十六年度地方財政計画の概要について御説明を申し上げます。

極めて厳しい地方財政の現状などを踏まえ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」にそつて対応することとし、歳出面におきましては、その徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制に努め、地方財政の健全化を進めます。あわせて、人間力の向上、発揮を始めとする新重点分野や市町村合併、治安維持対策などの当面の重要政策課題に適切に対処いたします。一方、歳入面におきましては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を基本といたしております。

また、通常収支における地方財源不足見込額につきましては、地方交付税法第六条の三第二項の制度改正として、平成十六年度から平成十八年度

までの間におきましては、国と地方が折半として補てんすることとし、国負担分につきましては一般会計からの加算により、地方負担分につきましては特例地方債の発行により補てんすることといたします。このための法律改正を行うとともに、減税などに伴う影響額につきましても、財源を確保する措置を講じております。

また、三位一体の改革として行われる国庫補助負担金の一般財源化等に対応し、所得譲与税による税源移譲などを行うこととしております。

以上の方針の下に、平成十六年度の地方財政計画を策定いたしております。結果として、歳入歳出の規模は八十四兆六千六百六十九億円、前年度に比べ一兆五千四百三十八億円、一・八%の減となっております。

以上が平成十六年度の地方財政計画の概要であります。

○委員長(景山俊太郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。山口総務副大臣。

○副大臣(山口俊一君) 平成十六年度の地方財政計画につきましては、ただいま大臣の方から御説明をいたしましたとおりであります。なお、若干の点につきまして補足をして御説明をいたします。

地方財政計画の規模は、八十四兆六千六百六十九億円、前年度に比べ一兆五千四百三十八億円、一・八%の減少となっております。

まず、歳入について御説明をいたします。

地方税の収入見込額は、三十二兆三千二百三十一億円、前年度に對し一千五百六億円、〇・五%の増加となっております。

また、地方譲与税の収入見込額は、所得譲与税の創設による増四十二億四千九百九十九億円等により、総額一兆一千四百五十二億円、前年度に對し四千五百十三億円、六・五・〇%の増加となっております。

次に、地方特例交付金につきましては、税源移譲予定特例交付金の創設による増二千三百九十九億円等により、総額は一兆一千四百八十八億円、前年度に對し九百八十六億円、九・八%の増加となっております。

ります。

地方交付税につきましては、平成十六年度の所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額の合計額十一兆三千三百四億円から精算額一千七百四十四億円を減額した額十一兆一千五百六十億円に、平成十五年度以前の地方財政対策に基づき地方交付税法の定めるところにより平成十六年度に一般会計から加算することとされており、額三千四百五十億円、通常収支の補てんに係る国庫負担の臨時財政対策加算額三兆八千八百七十六億円、恒久的な減税及び先行減税による地方交付税の減収を補てんをするための交付税特別会計における借入金一兆七千七百五十五億円を加算する等の措置を講ずることにより、十六兆八千八百六十一億円を計上いたしました結果、前年度に対し一兆一千八百三十二億円、六・五％の減少となっております。

国庫支出金は、三位一体の改革に伴う廃止、縮減等の影響を含め、総額十二兆一千二百三十八億円で、前年度に対し一千三百六十二億円、一・一％の減少となっております。

次に、地方債につきましては、臨時財政対策債が前年度に対し一兆六千七百九十一億円、二八・六％減の四兆一千九百五十五億円となっておりますが、これを含めた総額では十四兆一千四百四十八億円、前年度に対し九千二百七十億円、六・二％の減少となっております。

また、使用料及び手数料並びに雑収入につきましては、最近における実績等を勘案した額を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、給与関係経費についてであります。職員数につきまして、地方警察官の増三千五百十人を見込みつつ、全体では一万九百八十人の純減を行うこととしており、その総額は、二十二兆九千九百九十億円、前年度に対し四千三百九十三億円、一・九％の減少となっております。

次に、一般行政経費につきましては、総額二十一兆八千八百三十三億円、前年度に対し八千五百

七十億円、四・一％の増加となっております。このうち国庫補助負担金等を伴うものは、後ほど御説明をいたします。平成十六年度の国庫補助負担金の一般財源化に伴う国庫補助負担金を伴わないもの、平成十六年度一般財源化分であり、振替を行った後において十兆一千八百八十三億円で、前年度に対し二千七百六十九億円、二・八％の増加となっております。

また、国庫補助負担金を伴わないもの、通常分であり、これにつきましては、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上、発揮を始めとする新重点分野や市町村合併、治安維持対策に係る施策に財源の重点的配分を図ることとしており、その額は十一兆一千四百七十五億円で、前年度に対し三百七十四億円、〇・三％の減少となっております。

なお、平成十六年度の国庫補助負担金の一般財源化に伴い、補助事業から単独事業に移行した事業等につきましては、国庫補助負担金を伴うものから国庫補助負担金を伴わないもの、平成十六年度一般財源化分であり、振替計上をすることとしており、その額は六千七百七十五億円となっております。

公債費は、総額十三兆六千七百七十九億円で、前年度に対し八百九十四億円、〇・六％の減少となっております。

維持補修費は、総額九千九百八十七億円で、前年度に対し八十一億円、〇・八％の減少となっております。

投資的経費は総額二十一兆三千二百八十三億円で、前年度に対し一兆九千五百八十五億円、八・四％の減少となっております。このうち、直轄事業負担金につきましては一兆一千四百七十三億円で、前年度に対し三百三十五億円、二・八％の減少、補助事業につきましては六兆七千七百十億円で、前年度に対し五千五百十億円、七・一％の減少となっております。また、地方単独事業につきましても、前年度に対し九・五％の減となる中で、

地域活性化事業、地域再生事業、合併特例事業及び防災対策事業などにより、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的、効率的に推進することとし、十三兆四千七百億円を計上いたしております。

公営企業繰出金につきましては、総額三兆七百九十七億円で、前年度に対し一千二百五十五億円、三・九％の減となる中で、地方公営企業の経営基盤の強化、上下水道、交通、病院等生活関連社会資本の整備の推進等に配意することとしております。

このうち、企業債償還費普通会計負担分は二兆一千八百四十一億円で、前年度に対し五百九十二億円、二・六％の減少となっております。

最後に、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費につきましては、税収入の状況等を勘案して前年度に対し二千二百億円、四五・八％増の七千億円を計上いたしております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長 景山俊太郎君 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長 景山俊太郎君 次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案並びに所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明を申し上げます。

まず、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

案の提案理由とその要旨につきまして御説明を申し上げます。

現下の経済・財政状況などを踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、市町村民税の均等割に係る人口段階別の税率区分の廃止などの個人住民税均等割の見直し、商業地などに係る固定資産税及び都市計画税の条例による減額を可能とする制度の創設、固定資産税の制限税率の廃止などの課税自主権の拡大、軽油引取税に係る罰則の強化など所要の措置を講ずる必要があります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明を申し上げます。

その一つは、住民税の改正であります。個人住民税均等割につきましては、市町村民税の均等割に係る人口段階別の税率区分を廃止し、税率を年額三千元に統一することとし、あわせて、生計同一の妻に対する非課税措置を平成十七年度から段階的に廃止することとしております。

その二は、土地税制の改正であります。負担水準の高い商業地などに係る固定資産税及び都市計画税につきましては、評価額の六〇％から七〇％の範囲内で条例で定める割合で算定される税額までその税額を減額できる制度を創設することとしております。

その三は、地方の課税自主権についてであります。固定資産税の制限税率の廃止や標準税率の定義の見直しにより地方の税率設定の自由度を拡大するなど、課税自主権の拡大を図ることとしております。

その四は、軽油引取税の改正であります。脱税に関する罪の罰則の引上げ、製造などの承認を受ける義務などに違反して製造された軽油の譲受けに関する罪の創設など、軽油引取税に係る罰則を強化することとしております。

以上が、この法律案の要旨について御説明を申し上げます。

以上が、地方税法及び国有資産など所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、所得譲与税法案の提案理由とその要旨について御説明を申し上げます。

個人の所得課税に係る国からの地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の税収の一部を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与する必要があるとあります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明を申し上げます。

その一は、所得譲与税の総額についてであります。

所得税の収入額のうち四千二百四十九億円に相当する額をもって所得譲与税とし、そのうち二分の一に相当する額を都道府県に、二分の一に相当する額を市町村に対して譲与するものであります。

その二は、譲与の基準であります。

都道府県及び市町村に対する譲与すべき所得譲与税は、国勢調査による人口で案分して譲与するものであります。

以上が所得譲与税法案の提案理由及びその要旨であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあることなどにかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十七年度及び平成十八年度における一般会計から交付税及び譲与税交付金特別会計への繰入れに関する特例を設けるほか、平成十六年度から平成十八年度までの間に限り地方債の特例措置を講ずることとし、あわせて、地方交付税の単位費用を改正する

などの必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まずは、平成十六年度分の地方交付税の総額につきまして、地方交付税法の第六条第二項の額に法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額、交付税特別会計借入金及び同特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払額を控除いたしました額、十六兆八千八百六十一億円とすることといたしております。

次に、平成十六年度から十八年度までの間に予定されていた交付税及び譲与税交付金特別会計における借入金の償還を平成二十二年度以降に繰り延べるとともに、平成十七年度及び十八年度における一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例を設けるなどの改正を行うこととしております。

また、平成十六年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、算定の簡素化を図る観点から、補正係数の見直しを行うことといたしております。

あわせて、平成十六年度から平成十八年度までの間に限り、地方団体は、地方財政法第五条の規定により起債する地方債のほか、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に充てるため、地方債を起すことができるものとすの特例を設けます。また、平成十六年度において行われた義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の見直しに係る地方公共団体の減収額を埋めるために、国から地方公共団体への税源の移譲を行うまでの間の措置として税源移譲予定特例交付金の創設を図ることとしております。

さらに、地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を平成十六年度においても適用することといたしております。以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

んことをお願いを申し上げます。

○委員長 景山俊太郎君 以上で三案の説明の聴取は終わりました。

なお、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の補足説明につきましては、理事会において、本日の会議録の末尾に掲載することといたしました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとしたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十分散会

〔参照〕

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の補足説明

ただいま説明されました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容につきまして、お配りしております新旧対照条文により補足して御説明申し上げます。

まず、総則の改正であります。

二ページ 第一条の改正は、標準税率によることを要しない場合に係る規定を整備するものであります。

四ページ 第二十条の十の改正は、地方団体の長が証明書を交付しなければならぬ地方団体の徴収金に関する事項に地方団体が備えなければならぬ帳簿に登録された事項を含めることとするものであります。

六ページ 次は、道府県民税の改正であります。

第二十四条の五の改正は、道府県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対する均等割の非課税措置を廃止しようとするものであります。

八ページ 第三十四条の改正は、老年者控除を廃止しようとするものであります。

十二ページ 第五十三条の改正は、欠損金の繰越控除制度に関する国税の諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

二八ページ 次は、事業税の改正であります。

三十一ページ 第七十二条の十五から第七十二条の十七までの改正は、法人が各事業年度において支出する金額のうち一定のものについて、当該事業年度の報酬給与額、支払利子及び支払賃借料とするものであります。

三十五ページ 第七十二条の二十三の改正は、医療法人等が行う心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定に基づく医療に関し、当該医療法人等が支払を受ける金額について、課税標準の算定方法の特例措置を講じようとし、また、欠損金の繰越控除制度に関する国税の諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

三十九ページ 第七十二条の四十九の八の改正は、医療法人等が行う心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定に基づく医療に関し、当該医療法人等が支払を受ける金額について、課税標準の算定方法の特例措置を講じようとするものであります。

四十三ページ 次は、不動産取得税の改正であります。

四十四ページ 第七十三条の五の改正は、土地改良

法により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置について、その適用期限を定めようとするものであります。

第七十三条の十四の改正は、防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が従前の宅地等に対応して取得する不動産について、当該不動産の価格に新たに取得した防災施設建築敷地等の価額の合計額に対する従前の宅地等の価額の合計額の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じ、防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が過小床不交付の場合又は希望しない旨の申出をした一定の場合において、補償金を受けて二年以内に取得する代替不動産について、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

四十八ページ
五十二ページ

第七十三条の二十七の四の改正は、防災街区整備事業の施行に伴い防災街区整備事業組合又は事業会社が取得した不動産について、当該不動産の取得の日から一定期間内に施行地区内の従前の権利者に譲渡した場合の当該譲渡する不動産に係る納税義務の免除措置を講じようとするものであります。

次は、道府県法外普通税の改正であります。

第二百五十九条の改正は、道府県法外普通税について、一定の変更をする場合の総務大臣への協議・同意を廃止しようとするものであります。

また、道府県法外普通税の納税義務者であつて当該納税義務者に課すべき当該道府県法外普通税の課税標準の合計が当該道府県法外普通税の課税標準の合計の十分の一を超えると見込ま

れるものがある場合において、当該道府県法外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。

第二百九十五条の改正は、市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対する均等割の非課税措置を廃止しようとするものであります。

第三百十條の改正は、市町村民税の個人の均等割の標準税率について、人口段階別の税率区分を廃止し、これを三千円(年額)に統一しようとするものであります。

第三百十四條の二の改正は、老年人控除を廃止しようとするものであります。

第三百二十一條の八の改正は、欠損金の繰越控除制度に関する国税の諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

第三百四十三條の改正は、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けた附帯設備については、当該取り付けた者を所有者とみなし、当該附帯設備を償却資産とみなすことができることとするものであります。

第三百四十八條の改正は、水力発電施設に設けられる魚道の用に供する償却資産に係る非課税措置を廃止し、附則第十五条において課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

第三百四十九條の三の改正は、新たな営業路線の開業のために敷設された

鉄道に係る線路設備等、鉄道事業者等が取得する新造車両、鉄道事業者等に係る変電所の用に供する償却資産並びに農業協同組合等が所有し、かつ、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の見直しを行うものとしてあります。また、鉄道事業者が公共事業に係る政府の補助を受けて雪崩、落石等による災害の防止のために敷設した一定の線路設備に係る課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

第三百五十條の改正は、固定資産税の制限税率を廃止しようとするものであります。

次は、市町村たばこ税の改正であります。

第四百八十五條の十三の改正は、当該年度に納付された市町村たばこ税の額が課税定額を超える場合には、その超える部分に相当する額を、当該年度の翌年度に、市町村から都道府県に交付することとするものであります。

次は、市町村法外普通税の改正であります。

第六百六十九條の改正は、市町村法外普通税について、一定の変更をする場合の総務大臣への協議・同意を廃止しようとするものであります。

また、市町村法外普通税の納税義務者であつて当該納税義務者に課すべき当該市町村法外普通税の課税標準の合計が当該市町村法外普通税の課税標準の合計の十分の一を超えると見込まれるものがある場合において、当該市町村法外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとするものであります。

次は、軽油引取税の改正であります。

第七百条の四の二の改正は、製造等の承認を受ける義務等(現行の混和等の承認を受ける義務等)の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに製造された軽油について、軽油引取税を納付する義務を負う者が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者のうち一定のものは、当該軽油引取税を納付する義務を負う者と連帯して当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金を納付する義務を負うものとするものであります。

第七百条の九の改正は、軽油引取税の検査拒否等に関する罪についての罰則に一年以下の懲役を加えようとするものであります。

第七百条の十四の三の改正は、道府県知事が、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の保全のために必要であると認めるときに、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の担保として担保又は金銭の提供を命ずることができ、納税者を加えようとするものであります。

第七百条の十五の改正は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができ、ものとするとともに、免税軽油使用者証及び免税証の交付の手續に係る規定の整備をしようとするものであります。

第七百条の十六及び第七百条の十九の改正は、免税証の不正受給による免稅油の引取りに関する罪等についての罰金刑を五百万円以下（現行二百万円以下）としようとするものであります。

第七百条の二十二の二の改正は、混和以外の方法により輕油を製造する場合においても、その製造を行う場所の所在地の道府県知事の承認を受けなければならぬものとしようとするものであります。

第七百条の二十二の三の改正は、製造等の承認を受ける義務等の規定に違反して輕油と輕油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造した者又は輕油を製造した者等に対する罰則を五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はその併科（現行一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）としようとするものであります。また、当該犯罪に係る炭化水素油について、情を知って運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者に対する罰則を創設しようとするものであります。さらに、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してこれらの規定の違反行為をした場合には、その法人に対してそれぞれ三億円以下又は一億円以下の罰金刑を科することしようとするものであります。

第七百条の二十六の改正は、輕油引取税に係る総務省の職員の検査拒否等に関する罪についての罰則に一年以下の懲役を加えようとするものであります。

第七百条の二十八の改正は、輕油引

取税に係る脱税に関する罪についての罰金刑を五百万円以下（現行二百万円以下）とするともに、偽りその他不正の行為によつて輕油引取税の徴収不能額等の還付を受けた輕油引取税の特別徴収義務者に対する罰則を創設しようとするものであります。

第七百条の三十の改正は、道府県知事は、再更正に係る輕油引取税の課税標準又は税額について、調査によつて過大又は過少であることを発見した場合においては、これを更正することができるとしようとするものであります。

次は、狩猟税についてであります。

第二百三十六條から第二百五十八條まで、第七百條の五十一條から第七百條の六十九條までの規定は、狩猟者登録税及び入猟税の廃止と狩猟税の創設に伴う規定であります。狩猟税は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため、道府県が当該道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に對し課することといたしてあります。

第七百條の五十二條は、狩猟税の税率の規定であります。狩猟税の税率は、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては一万六千五百円、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者に對しては一万千円、第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては五千五百円といたしてあります。

第七百條の五十二條は、狩猟税の税率の規定であります。狩猟税の税率は、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては一万六千五百円、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者に對しては一万千円、第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては五千五百円といたしてあります。

第七百條の五十二條は、狩猟税の税率の規定であります。狩猟税の税率は、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては一万六千五百円、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者に對しては一万千円、第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては五千五百円といたしてあります。

第七百條の五十二條は、狩猟税の税率の規定であります。狩猟税の税率は、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては一万六千五百円、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者に對しては一万千円、第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては五千五百円といたしてあります。

第七百條の五十二條は、狩猟税の税率の規定であります。狩猟税の税率は、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては一万六千五百円、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者に對しては一万千円、第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては五千五百円といたしてあります。

第七百條の五十二條は、狩猟税の税率の規定であります。狩猟税の税率は、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては一万六千五百円、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者に對しては一万千円、第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては五千五百円といたしてあります。

第七百條の五十二條は、狩猟税の税率の規定であります。狩猟税の税率は、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては一万六千五百円、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者に對しては一万千円、第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては五千五百円といたしてあります。

第七百條の五十二條は、狩猟税の税率の規定であります。狩猟税の税率は、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては一万六千五百円、網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者に對しては一万千円、第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に對しては五千五百円といたしてあります。

す。また、狩猟者の登録が放鳥獣猟区にのみ係る登録である場合の税率は、これらの税率に四分の一を乗じたものとし、狩猟者の登録が放鳥獣猟区にのみ係る狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る登録である場合の税率は、これらの税率に四分の三を乗じたものとするものといたしてあります。

第七百條の五十三條は、狩猟税の賦課期日及び納期の規定であります。狩猟税の賦課期日及び納期は、道府県の条例で定めるものといたしてあります。

第七百條の五十四條は、狩猟税の徴収の方法の規定であります。狩猟税の徴収については、道府県の条例に定めるところによつて、普通徴収又は証紙徴収の方法によらなければならないものといたしてあります。

このほか、第七百條の五十五條から第七百條の六十九條まで、所要の規定の整備を行うことといたしてあります。

第七百一條の三十四の改正は、証券取引所（株式会社であるものを除く。）商品取引所又は金融先物取引所株式会社がであるものを除く。）が本来の事業の用に供する施設等に対する非課税措置を廃止しようとするものであります。

法定外目的税の改正であります。

第七百三十一條の改正は、法定外目的税について、一定の変更をする場合の総務大臣への協議・同意を廃止しようとするものであります。また、法定外目的税の納税義務者であつて当該納税義務者に課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を超える

と見込まれるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとするものであります。

附則第三條の三の改正は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十五万円（現行三十六万円）を加算した金額）以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないようにしようとするものであります。

附則第四條の改正は、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、その個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外したうえ、その適用期限を三年延長しようとするものであります。

附則第四條の二の改正は、所得割の納税義務者が、平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの間にその有する家屋又は土地等その年一月一日において所有期間が五年を超えるものの当該個人の居住の用に供しているもの（以下「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（当該個人が当該譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限る。）において、当該譲渡の日属する年に当該譲

と見込まれるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとするものであります。

附則第三條の三の改正は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十五万円（現行三十六万円）を加算した金額）以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないようにしようとするものであります。

附則第四條の改正は、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、その個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外したうえ、その適用期限を三年延長しようとするものであります。

附則第四條の二の改正は、所得割の納税義務者が、平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの間にその有する家屋又は土地等その年一月一日において所有期間が五年を超えるものの当該個人の居住の用に供しているもの（以下「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（当該個人が当該譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限る。）において、当該譲渡の日属する年に当該譲

と見込まれるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとするものであります。

附則第三條の三の改正は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十五万円（現行三十六万円）を加算した金額）以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないようにしようとするものであります。

附則第四條の改正は、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、その個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外したうえ、その適用期限を三年延長しようとするものであります。

渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額についてその年の翌々年度以後三年度間の各年度分(合計所得金額が三千万円以下である年度分に限る)の総所得金額等からの繰越控除を認める特例措置を講じようとするものであります。

附則第五条の三の改正は、公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る勤労者財産形成住宅及び年金非課税貯蓄契約につき目的外払出しの事実が生じた場合について、上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割の優遇税率は適用しないようにするものであります。

附則第八条の四の改正は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律に規定する旧特定目的会社について、当分の間、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社と同様の課税方式とする特例措置を講じようとするものであります。

附則第九条の改正は、事業税について、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社について、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から、資本積立金額から資本金の額に相当する額を控除して得た額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講じ、株式会社産業再生機構並びに預金保険法に規定する協定銀行及び承継銀行について、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額を銀行法に規定する最低資本金の

額(二十億円)とする資本割の課税標準の特例措置を講じ、銀行等保有株式取得機構について、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額を証券取引法に規定する一定の証券会社の最低資本金の額(十億円)とする資本割の課税標準の特例措置を講じ、平成十三年四月一日以後に、無償減資又は資本準備金の取り崩しによる資本の欠損のてん補を行った法人について、平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から、平成十三年四月一日以後に、無償減資による資本の欠損のてん補に充てた金額及び資本準備金の取り崩しによる資本の欠損のてん補に充てた金額の合計額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講じ、関西国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社法に規定する指定造成事業者について、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から当該資本等の金額の六分の五に相当する金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講じ、中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社について、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から当該資本等の金額の三分の二に相当する金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講じ、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者について、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に

開始する事業年度に限り、資本等の金額から当該資本等の金額の三分の二に相当する金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講じ、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者について、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から当該資本等の金額に総資産のうち占める東京湾横断道路の建設に係る未収金の帳簿価額の割合を乗じて計算した金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講じ、国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する一定の計画に基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業を行う法人について、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から当該資本等の金額に総資産のうち占める販売用土地の帳簿価額の割合を乗じて計算した金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

附則第十条の改正は、不動産取得税について、整備新幹線の開業に伴い旅客鉄道株式会社より譲渡を受けた並行在来線の鉄道施設の用に供する一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を五年延長し、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の現物出資により設立される株式会社又は有限会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置を三年延長し、土地改良法により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置について、その適用期限を平成十八年三月三十一日

までとするものであります。

附則第十条の二の改正は、不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとなす日を新築の日から一年(本則六月)を経過した日に緩和する特例措置を平成十八年三月三十一日まで延長し、新築特例適用住宅用地に係る税額の減額措置における土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を三年(本則二年)以内に緩和する特例措置について、三年以内に住宅が新築されることが困難である場合として一定の場合においては、四年以内に緩和したうえ、その適用期限を平成十八年三月三十一日まで延長し、自己の居住の用に供しない新築特例適用住宅用地に係る税額の減額措置について、住宅新築から土地取得までの経過年数要件を二年(本則一年)以内に緩和する特例措置を廃止しようとするものであります。

附則第十一条の改正は、不動産取得税について、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置、農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置及び農林漁業団体が取得する発電所又は変電所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長し、独立行政法人空港周辺整備機構が取得する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する土地、非課税であるものを除く)に係る課税標準の特例措置について、価格から控

除すべき額を価格の二分の一（現行三分の二）としたうえ、その適用期限を二年延長し、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づき、国立病院・療養所の移譲等を受ける者が当該移譲等により取得する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止し、河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置及び農地保有合理化法人が長期貸付保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長し、一定の民法第三十四条の法人が国の機関又は非課税独立行政法人の敷地内に取得する研究交流促進法に規定する国の機関又は非課税独立行政法人との共同研究施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、対象から国の機関又は非課税独立行政法人との共同研究施設の用に供する家屋を除外したうえ、対象に国立大学法人又は大学共同利用機関法人との共同研究施設の用に供する家屋を追加し、不動産特定共同事業により匿名組合が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置を廃止し、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する鉄軌道事業者等が特定事業計画に基づき既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長し、農業協同組合連合会が農業協同組合からの信用事業の全部譲渡又は漁業協同組合連合会が漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合からの信

用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置及び農林中央金庫が特定農水産業協同組合等からの信用事業の一部譲渡又は全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を三年延長し、軽自動車検査協会が軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長し、高圧ガス保安協会が調査研究の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止し、マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長し、土砂災害特別警戒区域内にある住宅又は住宅の用に供する土地を所有し、かつ、居住する者が政府の補助を受けて取得する当該土砂災害特別警戒区域外にある住宅又は住宅の用に供する土地について、当該取得が平成十八年三月三十一日までに終わったときに限り、当該住宅又は住宅の用に供する土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋について、当該取得が平成十八年三月三十一日までに終わったときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じ、独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法に規定する

業務の用に供する土地（非課税であるものを除く。）を取得した場合における当該土地について、当該取得が平成十八年三月三十一日までに終わったときに限り、当該土地の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じ、都市計画施設の用に供される土地（従前の土地）の所有者が国土交通大臣の認可を受けた計画に基づき、解散前の都市基盤整備公団が業務の用に供するものとして取得した土地（特定土地）を当該従前の土地との交換により取得した場合における当該特定土地について、当該取得が平成十九年三月三十一日までに終わったときに限り、当該特定土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

附則第十一条の七の改正は、不動産取得税について、農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等を五年延長する特例措置を二年延長しようとするものであります。

附則第十二条の三の改正は、自動車税について、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）について、最新自動車排出ガス基準値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値よりも一定以上燃費性能の良い自動車並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率の概ね百

分の五十を軽減する措置並びに最新自動車排出ガス基準値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準を満たすもの及び最新自動車排出ガス基準値より五十パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車について、税率の概ね百分の二十五を軽減する措置を当該登録の翌年度に講じようとするともに、平成十六年度及び平成十七年度に新車新規登録から十一年（ガソリン車又はLPG車については十三年）を経過した自動車について、税率の概ね百分の十を重課する特例措置（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗用バス及び被けん引車を除く。）をその翌年度以後について講じようとするものであります。

附則第十五条の改正は、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設、アクセス管理者が電気通信回線に接続された電子計算機に障害が発生することを防止するために取得した一定の電気通信設備、民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産並びに鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した火災時における旅客の安全の確保に資する一定の家屋及び償却資産について、課税標準の特例措置を講じようとするものであります。次に、国内航空機に係る課税標準の特例措置について、一定の国内航空機について特例率

を拡充したうえ、その適用期限を二年延長し、卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、卸売市場機能高度化事業を行った後、合併した一定の地方卸売市場の開設等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産を追加したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、農林漁業団体が発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋及び償却資産、外国貿易用コンテナ、救急病院等の開設者が取得した一定の救急医療機器、外資埠頭公社が取得した一定の特定用途港湾施設、廃棄物再生処理設備、遺伝子組換え技術等の試験研究を行うために必要な機械その他の設備、日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の車両、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づく認定を受けた公共交通特定事業計画に従って実施される事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋又は償却資産、鉄道事業者等が取得する新造車両で高齢者、身体障害者等の利用の円滑化に資する一定の構造を有する車両、鉄道施設の貸付けを行う一定の法人が政府の補助を受けて取得する鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の

貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金に係る特例措置の適用があつた償却資産及び全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道施設に係る鉄道施設の譲渡を受けた者が鉄道事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を五年、一般と畜場の設置者が取得した牛の処理を衛生的に行うための一定の衛生設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を三年、それぞれ延長しようとするものであります。次に、輸入の促進又は流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る課税標準の特例措置について、輸入の促進に寄与する一定の倉庫等を流通機能の高度化に寄与するものに限定するとともに、港灣上屋等について特例率を見直したうえ、その適用期限を二年延長し、公害防止設備に係る課税標準の特例措置について、その対象から一般粉じん処理施設を除外し、指定物質排出抑制施設、窒素酸化物排出抑制のための燃焼改善設備及び湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る汚水処理施設について特例率を見直したうえ、その適用期限を二年延長し、公共の危害防止のために設置する障壁等に係る課税標準の特例措置について、その対象からガス事業法による許可を受けた者が設置する障壁等を除外したうえ、その適用期限を二年延長し、介護老人保健施設の開設許可を受けた者が取得した一定の介護老人保健施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について特例率を見直

したうえ、その適用期限を二年延長し、地震防災応急対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、その対象から一定の区域を除外したうえ、その適用期限を二年延長し、一定の民法第三十四条の法人が国の機関又は非課税独立行政法人の敷地内に取得する研究交流促進法に規定する国の機関又は非課税独立行政法人との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、その対象から国の機関又は非課税独立行政法人との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産を除外したうえ、その対象に国立大学法人又は大学共同利用機関法人との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産を追加し、一般電気事業者等が電線を道路の地下に埋設するために新設した償却資産に係る課税標準の特例措置について、上空にある電線を道路の地下に埋設するために新設した償却資産について特例率を見直したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。さらに、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づき、公的医療機関の開設等が国から無償又は減額した価格で国立病院等の用に供されている資産の譲渡を受けて取得した一定の土地及び家屋、食品流通構造改善促進法に規定する構造改善計画に基づき取得される機械及び装置、アクセス管理者が不正アクセス行為を防御するために取得する一定の電気通信設備に係る課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

百八十九ページ
百九十一ページ

定資産税額の減額措置を講じようとするものであります。また、新築住宅及び新築中高層耐火建築物に係る固定資産税の減額措置、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する特定優良賃貸住宅である貸家住宅に係る固定資産税の減額措置並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置を二年延長しようとするものであります。

附則第二十一条の改正は、商業地等に係る平成十六年度分及び平成十七年度分の固定資産税については、市町村が条例で定めるところにより、価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとするものであります。

附則第二十七条の四の改正は、商業地等に係る平成十六年度分及び平成十七年度分の都市計画税については、市町村が条例で定めるところにより、価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとするものであります。

附則第三十二条の改正は、平成十五年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法が適用される地域内において、窒素酸化物又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車について永久抹消登録を

二百九十一ページ
二百九十五ページ

受けた者又は一時抹消登録を受けた自動車について解体の届出をした者が、新たに当該排出基準に適合し、かつ、最新自動車排出ガス規制に適合した軽油を燃料とする一定の自動車を取得した場合における税率は、平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日まで

の間に取得される自動車については、現行税率から百分の二・一を控除した率とし、平成十七年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に取得される一定の自動車のうち、一定のバス、トラック等にあつては、現行税率から百分の二(その他の自動車にあつては、現行税率から百分の一)を控除した率とし、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送業を経営する者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置の適用期限を二年延長し、一定の燃費基準を満たす自動車に係る課税標準の特例措置として、一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車で最新自動車排出ガス基準値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について取得価額から三十万円を控除し、並びに一定の燃費基準を満たす自動車で最新自動車排出ガス基準値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車及び一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車で最新自動車排出ガス基準値より五十パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について取得価額から二十万円を控除したうえでその適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十二条の三の改正は、事業

所税について、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に規定する特定周辺整備地区において整備される特定施設に対する非課税措置を廃止しようとするものであります。

附則第三十二条の七及び第三十二条の八の改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に対する課税標準の特例措置について、対象から一定の施設を除外し、事業所床面積から三分の一(現行二分の一)に相当する面積を控除することとしたうえ、その適用期間を基本構想の承認の日から十八年(現行十六年)とするとともに、変更同意の期限を平成十八年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する教養文化施設等に対する課税標準の特例措置について、対象から一定の施設を除外し、事業所床面積から三分の一(現行二分の一)に相当する面積を控除することとしたうえ、その適用期間を基本計画の承認の日から十三年(現行十一年)とするとともに、変更同意の期限を平成十八年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、大阪湾臨海地域開発整備法に規定する中核的施設に対する課税標準の特例措置について、対象から一定の施設を除外し、事業所床面積から三分の一(現行二分の一)に相当する面積を控除するとともに、整備計画の変更同意の期限を平成十八年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、中小企業者が環境事業団か

ら譲渡を受けた集団設置建物に対する課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理の特例に係る環境大臣の認定を受けて行う一般廃棄物又は産業廃棄物の処理の事業の用に供する一定の施設に対する課税標準となるべき事業所床面積から四分の三に相当する面積を控除する特例措置を二年間に限り講じようとするものであります。次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設に対する課税標準の特例措置について、対象から電気通信研究開発促進施設等を除外し、事業所床面積から四分の一(現行三分の一)に相当する面積を三年間現行五年間控除するとともに、その適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設等に対する課税標準の特例措置について、事業所床面積から三分の一(現行二分の一)に相当する面積を控除するとともに、その適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業のうち移動電話事業者が事業の用に供する一定の施設等に対する課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十三条の三の改正は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成二十年十二月三十一日まで延長しようとするものであります。

附則第三十四条の改正は、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、税率を六パーセント(道府県民税二パーセント、市町村民税四パーセント)から五パーセント(道府県民税一・六パーセント、市町村民税三・四パーセント)に引き下げるほか、百万円特別控除を廃止するとともに、土地等の長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越しを認めないようにするものであります。

附則第三十四条の二の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、税率を譲渡益二千万円以下の部分については四パーセント(道府県民税一・三パーセント、市町村民税二・七パーセント)とし、譲渡益二千万円超の部分については五パーセント(道府県民税一・六パーセント、市町村民税三・四パーセント)とするほか、収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の五千万円特別控除、特定土地地区画整理事業等のための二千万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための千五百万円特別控除、農地保有合理化等のための八百万円特別控除及び居住用財産の三千万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しないようにするものであります。

附則第三十五条の改正は、土地等の短期譲渡所得の課税の特例について、

基本税率を九パーセント(道府県民税三パーセント、市町村民税六パーセント)として引き下げるほか、国等に対する譲渡の場合にはさらに五パーセント(道府県民税一・六パーセント、市町村民税三・四パーセント)に引き下げるとともに、土地等の短期譲渡所得の金額又は長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越しを認めないようにするものであります。

附則第三十五条の二の改正は、上場株式等以外の株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を道府県民税一・六パーセント(現行二パーセント)、市町村民税三・四パーセント(現行四パーセント)に改正しようとするものであります。

附則第三十五条の三の改正は、特定中小会社の特定株式を譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例について、特例の対象となる特定中小会社の特定株式の譲渡期間については、上場等の日以後における譲渡については、譲渡の日において同日前三年超所有し、かつ、上場等の日以後三年内の間に譲渡をした場合をこの特例の対象として要件を緩和するほか、この要件の緩和に伴い、上場等の日以前の譲渡について、譲渡の日において同日前三年超所有し、かつ、一定の要件を満たした特定株式の譲渡をした場合についてもこの特例の対象にしようとするものであります。

附則第三十九条の改正は、事業税について、関西文化学術研究都市建設促進法に規定する指定事業者について、平成十六年四月一日から平成二十一年

三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から当該資本等の金額の二分の一に相当する金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

なお、新設型の地方独立行政法人のうち公立大学法人について、非課税措置等の所要の措置を講ずることとしております。また、特殊法人等整理合理化計画に基づき特殊法人等が独立行政法人等に移行することに鑑み、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税等について、法人の出資及び業務の内容及び、当該独立行政法人等に対し、現在の特例法人等に対する非課税措置を継続する等の所要の措置を講ずることとしております。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正であります。

附則第十七項の改正は、東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法に規定する緊急整備事業に基づき取得される一定の空港の用に供する固定資産について市町村交付金の算定標準額の特例措置を講じようとするものであります。

以上でございます。

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

二、所得譲与税法案

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

目次中「第十節 狩猟者登録税(第二百三十六条―第二百五十八条)」を「第十節 削除」に、「第四款 犯則取締り(第四百八十五条の六―第四百八十五条の十二)」を「第五款 交付(第四百八十五条の十条の六―第四百八十五条の十二)」に、「第三節 入猟税(第七百条の五十一―第七百条の五十四)」を「第三節 狩猟税(第七百条の五十一―第七百条の六十九)」に改める。

「第三節 狩猟税(第七百条の五十一―第七百条の六十九)」に改め、同項第五号中「財政上の特別の」を「財政上その他の」に改める。

第四号第二項第九号を削り、同条第四項第三号を次のように改める。

三 狩猟税

第十七条の五第三項を次のように改める。

3 道府県民税及び市町村民税の均等割(第二十六條第一項及び第三十二條第一項に規定する法人等)に対して課するものに限り、若しくは法人税割に係る更正若しくは決定、道府県民税の利子割、法人の行う事業に対して課する事業税若しくは特別土地保有税に係る更正、決定若しくは加算金の決定又は不動産取得税、固定資産税若しくは都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。

第二十條の四の二第八項中「狩猟者登録税」とこれと併せて徴収する入猟税を削る。

第二十條の十中「関する事項」の下に「この法律又はこれに基づく政令の規定により地方団体の徴収金に関して地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含む。」を加える。

第二十三條第一項第四号中「第八十二條の六」の下に「(法人税法第百四十五條の六において準用する場合を含む。)」を、「第八十二條の七」の下に「(同法第百四十五條の七において準用する

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

「第四款 犯則取締り(第四百八十五条の十)」を「第五款 交付(第四百八十五条の十)」に改める。

「年割六十五歳以上の者」に改め、同条第四項を削る。

第二十五條第一項第一号中「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を、「移行型地方独立行政法人」の下に「(公立大学法人を除く。)」を、「非課税地方独立行政法人」という。の下に「公立大学法人」を加え、「日本郵政公社並びに日本育英会」を並びに日本郵政公社に改める。

第三十四條第一項各号列記以外の部分中「一」を「い」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第三十四條第七項中「同項第七号の規定によつて控除すべき金額を老年者控除額」とを削り、同条第九項中「老年者」を削り、同条第十二項中「老年者控除額」を削る。

第四十五條の二第一項第五号中「老年者控除額」を削る。

第五十二條第二項第三号中「公益法人等」の

下に「防災街区整備事業組合」を加える。

第五十三条第一項中同じ。、第八十二条の八第一項の下に「同法第四十五条の八において準用する場合を含む。以下本節において同じ。」を、「第八十二条の十第一項の下に」(同法第四十五条の八において準用する場合を含む。以下本節において同じ。)を加え、「第四百十五條の五」を「第四百十五條の十二」に改め、同条第六項中「五年」を「七年」に改め、同条第八項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第十一項中「五年」を「七年」に改め、同条第十二項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内連結事業年度」を「前七年内連結事業年度」に改め、同条第十五項中「五年」を「七年」に改め、「第八十二条の十五」の下に「(同法第四十五条の八において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十六項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第十九項中「五年」を「七年」に改め、同条第二十項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内連結事業年度」を「前七年内連結事業年度」に改め、同条第二十九項中「又は事業所を有する法人」を「若しくは事業所を有する法人又は外国法人」に、「控除限度額又は」を「控除限度額若しくは」に改め、「連結控除限度個別帰属額の下に」又は同法第四十五条の七において準用する同法第八十二条の七第一項の控除限度額を加える。

第七十一条の五十一第一項中「第三十七条の十第二項に規定する証券業者」を「第三十七条の十一の第三項第一号に規定する証券業者等」に改める。

第七十二条の四第一項第一号中「及び地方開発事業団」を「地方開発事業団及び合併特例区」に改め、同項第三号中「都市基盤整備公団」、「地域振興整備公団」、「新東京国際空港公団、環境事業団」及び「奄美群島振興開発基金」を削り、同項第四号中「日本育英会」を削る。

る。

第七十二条の五第一項第五号中「産業基盤整備基金」を削り、同項第六号中「及び負債整理組合」を「負債整理組合及び防災街区整備事業組合」に改め、同項第七号中「公害健康被害補償予防協会」及び「海洋科学技術センター」を削り、同項第八号中「中小企業総合事業団及び」を削る。

第七十二条の五十五第一項中「算入されるものに限る」を「算入されるもの(これらのうち政令で定めるものを除く。及び当該事業年度において支出されるもので政令で定めるものに限る)に改め、同条第二項第一号中「前項各号に掲げる金額の」を「前項に規定する」に、「算入されるものに限る」を「算入されるもの(これらのうち政令で定めるものを除く。及び当該事業年度において支払われるもので政令で定めるものに限る)に改め、同項第二号中「前項各号に掲げる金額の」を「前項に規定する」に、「同項各号に掲げる金額の」を「同項に規定する」に改める。

第七十二条の六十六第一項及び第七十二条の十七第一項中「損金の額に算入されるものに限る」を「損金の額に算入されるもの(これらのうち政令で定めるものを除く。及び当該事業年度において支払われるもので政令で定めるものに限る)に改める。

第七十二条の七十三第一項中「若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)」に改め、同条第二項中「五年」を「七年」に改める。

第七十二条の七十四の四中「によらないで」を「と併せて」に、「若しくは」を「又は」に改め、「課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とを併せ」を削る。

第七十二条の四十第一項第二号中「第八十二条の十」の下に「(同法第四十五条の八において準用する場合を含む。)」を加える。

第七十二条の四十八第三項中「昭和二十三年法律第二十五号又は」を「昭和二十三年法律第二十五号第二十八條の規定により登録を受けた者が行う証券業及び」に改める。

第七十二条の四十九の八第一項中「第二十一条及び」を削り、「若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に改める。

第七十二条の五十二第二項中「同法第七十二条から第八十四条まで」を「同法第七十二条から第七十九条まで、第八十一条から第八十四条まで」に改める。

第七十三条の二第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第七十三条の三第一項中「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第七十三条の四第一項第十一号を次のように改める。

十一 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一條第一項第一号から第三号まで、第七号若しくは第十五号又は第二項第一号若しくは第二号に規定する業務の用に供する土地で政令で定めるもの及び同条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号若しくは第二号に規定する業務を行う場合における敷地の整備若しくは宅地の造成又は同条第一項第三号若しくは第十六号の賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもののうち政令で定めるもの

第七十三条の四第一項第二十号を次のように改める。

二十 削除

第七十三条の四第一項第二十一号中「中小企業総合事業団が中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第十号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五條第一項第二号」に改め、「定めるもの」の下に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二十二條第一項第二号に規定する業務」政令で定めるものに限る。の用に供する土地及び新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務(政令で定めるものに限る。の用に供する土地)を加える。

第七十三条の四第一項第二十二号を次のように改める。

二十一 削除

第七十三条の四第一項第二十三号中「新東京国際空港公団が新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)第二十条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する業務」を「成田国際空港株式会社(成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第百二十四号)第五條第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業」に改め、同項第二十七号を次のように改める。

二十七 独立行政法人海洋研究開発機構が独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第七條第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

三十六 独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三條第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令

で定めるもの

第七十三条の五第一項中「第六十一条若しくは第六十二条又は、若しくは」を、「又は」に改め、「又は土地改良法第九十四条の八第五項の規定により埋立地若しくは干拓地を取得する場合若しくは同法第八十七条の二第一項の規定により都道府県が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地を当該都道府県から取得する場合における当該埋立地若しくは干拓地の取得」を削る。

第七十三条の七第十三号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第七十三条の十四第七項中「都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号若しくは口の資金の貸付け若しくは施設の譲渡を受けて中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に改め、「又は環境事業団から環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第一項第一号に規定する建物で政令で定めるものの譲渡を受けた場合」及び「又は価格に当該施設の譲渡しの対価の額に対する当該対価の額から当該施設の引渡しを受ける時までに支払うべき額を控除した残額の割合を乗じて得た額」を削り、同条第八項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第十項各号列記以外の部分中「補償金又は」を「補償金」に、「清算金で」を「清算金又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十六条第一項の規定による補償金で」に改め、同項に次の一号を加える。

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十六条第一項の規

定による補償金で、同法第二百二十二条第三項の規定により同項に規定する防災施設建築物の一部等が与えられないように定められたことにより支払われるもの又はやむを得ない事情により同法第二百三条第一項の規定による申出をした場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第二百五条第一項第二十二号の権利交換期日

第七十三条の十四に次の一項を加える。

14 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第二号又は第七号に掲げる者が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権若しくは建築物又は同項第八号に規定する指定宅地若しくはその使用収益権(以下本項において「従前の宅地等」という。)に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から当該不動産の価格に同条第四号に規定する防災施設建築物若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は同項第九号に規定する個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額(同法第二百四十七條第一項の規定により確定した価額とする。)の合計額に対する従前の宅地等の価額(同法第二百四十四条の権利交換計画において定められた価額とする。)の合計額の割合を乗じて得た額を控除するものとする。

第七十三条の二十七の二第一項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第七十三条の二十七の四に次の二項を加える。

11 道府県は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第六十五条第三項に規定する事業会

社(以下本項及び次項において「事業会社」という。)が、同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業(次項において「防災街区整備事業」という。)の施行に伴い同法第一百七十七条第六号に規定する防災施設建築物(以下本項及び次項において「防災施設建築物」という。)若しくは同法第二百二十四条第二項に規定する個別利用区(以下本項及び次項において「個別利用区」という。)内の宅地を取得し、又は同法第一百七十七条第五号に規定する防災施設建築物(以下本項及び次項において「防災施設建築物」という。)を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築物敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては三年、防災施設建築物の取得にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第四十四条第一項に規定する組合員(同法第四十五条に規定する参加組合員を除く。)に、事業会社にあつては同法第二百五条第一項第二号若しくは第七号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

12 前条第二項から第五項までの規定は、防災街区整備事業組合又は事業会社が防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物を取得した場合における不動産取得税額の徴収額及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは、次条第十一項に規定する防災施設建築物又は個別利用区内の宅地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、同項に規定する防災施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは、当該防災街区整備事業組合又は次条第十一項に規定する事業会社」と読み替えるものとする。

第七十三条の二十七の五第一項中「若しくは商店街振興組合」を「又は商店街振興組合」に、「この項を本項に」を「都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号若しくは口の資金の貸付け若しくは施設の譲渡を受けて、中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に、「若しくは所屬員を」を「又は所屬員」に改め、「又は事業協同組合等若しくは商工組合が、環境事業団の設置し、若しくは造成した施設の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等若しくは商工組合の組合員に当該不動産を譲渡したとき」及び「又は商工組合を削る。

第七十三条の二十八見出しを含む。中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第七十三条の二十八見出しを含む。中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二章 附則

第十節 削除

第二百三十六条から第二百五十八条まで 削除
第二百五十九條中「を新設し、又は変更し」を「の新設又は変更(道府県法外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をし」

に改め、同条に次の一項を加える。

2 道府県は、当該道府県の道府県法定外普通税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に対して課すべき当該道府県法定外普通税の課税標準の合計が当該道府県法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えるときと見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第二百六十条の二及び第二百六十一条中「第二百五十九条」を「第二百五十九条第一項」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第八十二条の六の下に(法人税法第百四十五条の六において準用する場合を含む。)」を、「第八十二条の七の下に(同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。)」を加え、同項第十号を次のように改める。

十 削除

第二百九十二条第一項第十一号中「で老年者に該当しないもの」を削り、同項第十二号中「であつて、老年者に該当しないもの」を削る。

第二百九十四条第七項中「公益法人等(」の下に「防災街区整備事業組合」を加える。

第二百九十五条第一項第二号中「老年者を」を「年齢六十五歳以上の者に改め、同条第四項を削る。

第二百九十六条第一項第一号中「地方開発事業団(」の下に「合併特例区」を、「非課税地方独立行政法人の下に」、公立大学法人を加え、「日本郵政公社並びに日本育英会」を並びに日本郵政公社」に改める。

第三百十条を次のように改める。
(個人の均等割の税率)

第三百十条 個人の均等割の標準税率は、三千円とする。

第三百二十二条第三項第三号中「公益法人等(」の下に「防災街区整備事業組合」を加える。

第三百二十四条の二第一項各号列記以外の部分中「一」を「いずれかに」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第三百十四条の二第七項中、同項第七号の規定によつて控除すべき金額を老年者控除額とを削り、同条第九項中「老年者を削り、同条第十二項中、老年者控除額」を削る。

第三百十七条の二第一項第五号中「老年者控除額」を削る。

第三百二十一条の八第一項中「同じ」、第八十二条の八第一項の下に(同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。以下本節において同じ。)」を、「第八十二条の十第一項の下に(同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。以下本節において同じ。)」を加え、「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十二」に改め、同条第六項中「五年を七年」に改め、同条第八項中「五年以内を七年以内」に改め、同条第十一項中「五年を七年」に改め、同条第十二項中「五年以内を七年以内」に改め、同条第十五項中「五年を七年」に改め、「第八十二条の十五」の下に(同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十六項中「五年以内を七年以内」に改め、同条第十九項中「五年を七年」に改め、同条第二十項中「五年以内を七年以内」に改め、「前五年内連結事業年度」を「前七年内連結事業年度」に改め、同条第二十九項中「又は事業所を有する法人を若しくは事業所を有する法人又は外国法人」に、「控除限度額又はは、控除限度額若しくはは」に改め、「連結控除限度個別帰属額の下に」又は同法第百四十五条の七において準用する同法第八十二条の七第一項の控除限度額を加える。

第三百四十三条第七項中「及び地方開発事業団」を、「地方開発事業団及び合併特例区」に改め、同条に次の一項を加える。

9 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。)であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したることにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下本項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができ資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

第三百四十八条第一項中「及び地方開発事業団」を、「地方開発事業団及び合併特例区」に改め、同条第二項第十五号を次のように改める。

第三百四十八条第二項第二十二号を次のように改める。

三十二 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法第十八条第一項各号に定める工事(同条第四項(被災市街地復興特別措置法第二十二條第二項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の十五第一項において準用する場合を含む。))の公告に係るものに限る。)に係る施設の用に供され

るものとして取得した土地
第三百四十八条第二項第三十五号中「第三百四十九条の三第二十三項」を「第三百四十九条の三第二十二項」に改め、同項に次の一号を加える。

四十 独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する家屋で政令で定めるもの

第三百四十八条第四項中「第三百四十九条の三第三十四項」を「第三百四十九条の三第三十二項」に改め、同条第八項中「を除く。」の下に「及び公立大学法人が所有する固定資産(当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)」を加える。

第三百四十九条の三第二項中「営業路線の軌道の中心間隔の拡張又は」を削り、同条第十二項中「(当該車両が第三百四十三条第八項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する信託会社からの賃借を含む。)」を削り、同条第十四項中「第三十七項を第三十五項」に改め、同条第十六項を削り、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「海洋科学技術センター」を「独立行政法人海洋科学技術センター」に改め、同条第二十三条第一項第一号、第二号又は第四号を「独立行政法人海洋研究開発機構法第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号」に改め、同条第一号、第三号、第四号又は第六号を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第三十五項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第三十七項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を第二十三項とし、第二十五項から第三十一項までを一項ずつ繰り上げ、第三十二項を削り、第三十三項を第三十一項とし、第三十四項から第三十六項までを二項

ずつ繰り上げ、同条第三十七項中「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項を同条第三十六項とし、同条第三十九項中「六分の一」を「二分の一」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項を第三十八項とし、第四十一項を第三十九項とし、第四十二項を第四十項とする。

第三百五十条第一項ただし書を削る。

第三百八十一条第五項中「第三百四十三条第八項の下に」及び第九項を加え、「同項の」を「これらの」に改める。

第三百八十二条の三中「納税義務者その他の」を「第二十條の十の規定によるもののほか、」に改める。

第三百八十六条中「第三百四十三条第八項の下に」及び第九項を加え、「同条同項の」を「これらの」に改める。

第四百四十三条第一項中「地方開発事業団」の下に「合併特例区を加え、」及び非課税地方独立行政法人を「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第三章第四節に次の一款を加える。

第五款 交付

(たばこ税の都道府県に対する交付)

第四百八十五条の十三 市町村(特別区を含む。以下本項において同じ。)は、当該市町村に納付された当該年度のたばこ税(特別区たばこ税を含む。以下本項において同じ。)の額に相当する額が、当該年度の前々年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口(公表された最近の国勢調査の結果による当該市町村の二十歳以上の人口及び当該市町村以外の市町村に居住する者であつて当該市町村において従業し、又は当該市町村へ通学する者のうち二十歳以上のものの人口の合計をいう。以下本条において同じ。)に三を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計で除して得た割合を乗じて得た額(次項においてたばこ税に係る課税定額)と

いう。)を超える場合には、当該超える部分に相当する額を、政令で定めるところにより、当該市町村を包括する都道府県に対して当該年度の翌年度に交付するものとする。

2 たばこ消費基礎人口及びたばこ税に係る課税定額の算定に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第五百八十六条第一項中「及び非課税地方独立行政法人」を「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人(地方独立行政法人法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人でその成立の日の前日において現に設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。)が行つてゐる業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うものに限る。)」に改め、同条第二項第一号の四を次のように改める。

一の四 削除

第五百八十六条第二項第一号の十四から第一号の十六までを次のように改める。

一の十四から一の十六まで 削除

第五百八十六条第二項第一号の十八を次のように改める。

一の十八 削除

第五百八十六条第二項第一号の二十五中「同法第八條第二項第一号」を「同法第二十二條第一項第一号」に、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同項第一号の二十六中「新事業創出促進法第二十六條第一項」を「新事業創出促進法第三十二條第一項」に、「同法第二十六條第一項第四号」を「同法第三十二條第一項第四号」に、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同項第四号の四を次のように改める。

四の四 削除

第五百八十六条第二項第十二号中「中小企業総合事業団法第二十一條第一項第二号イ若しくはロの中小企業構造の高度化に寄与する事業若しくは同号ハの中小企業構造の高度化を支援する事業」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構

法第二條第一項に規定する中小企業者の行う同法第十五條第一項第三号ロ若しくはハに規定する連携等、中小企業の集積の活性化に寄与する事業若しくは中小企業の集積の活性化を支援する事業」に、「中小企業総合事業団から同号イ若しくはハの資金の貸付け若しくは同号ロの施設の譲渡し」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロ若しくはハの資金の貸付け」に改め、同項第十三号中「特定産業集積の活性化に關する臨時措置法」の下に「平成九年法律第二十八号」を加え、同項第二十一号の二中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第二十三号中「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に改め、同項第二十七号の六中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第六百二條第一項第一号ハ中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第三号中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第六百六十九條中「を新設し、又は変更し」を「の新設又は変更(市町村法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、当該市町村の市町村法定外普通税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に対して課すべき当該市町村法定外普通税の課税標準の合計が当該市町村法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えるとき見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第六百七十條の二及び第六百七十一條中「第六百六十九條」を「第六百六十九條第一項」に改める。

第六百九十九條の四第一項中「地方開発事業団」の下に「合併特例区を加え、」及び非課税地方独立行政法人を「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第七百條の三第四項中「混和の」を「製造の」に改める。

第七百條の四の次に次の一條を加える。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第七百條の四の二 第七百條の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに製造された軽油について、第七百條の三第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下本条において「納税義務者」という。)が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で政令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第七百條の三第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接關係を有する事業所若しくは事業所(以下本項において「事業所等」という。)が明らかでないときは、本節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

第七百條の九第一項中「者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加える。

第七百條の十一の二を削る。

第七百條の十四の二の次に次の一條を加える。

(軽油引取税の保全担保)

第七百条の十四の三 道府県知事は、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の保全のため必要があるとき、政令で定めるところにより、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対し、金額及び期間を指定して、第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることができる。

2 第十六条第三項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

第七百条の十五第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「適当なものであると認めるときは」を「適当でない」と認めるときは「他政令で定めるときを除き」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七百条の六各号に掲げる用途のいずれにも該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならぬ。

4 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者)が地方税に關する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

第七百条の十六第一項及び第七百条の十九第二項中「二百万円」を「五百万円」に改める。

第七百条の二十二の二の見出し中「混和等」を

「製造等」に改め、同条第一項中「元売業者」を「元売業者(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、第七百条の六の二第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)」に、「混和」を、「製造」に、「混和等」を「製造等」に改め、同条第一号中「混和する」を「混和して炭化水素油を製造する」に改め、同条第二号中「軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して」を「前号に掲げる場合のほか」に改め、同条第三項中「混和等」を「製造等」に改め、同条第四項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改め、同条第五項中「混和等」を「製造等」に改め、同条第六項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改め、同条第七項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改め、同条第八項及び第九項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改める。

第七百条の二十二の三の見出し中「混和等」を「製造等」に改め、同条第一項中「同項各号」を「同項第一号若しくは第二号」に、「受けた者」を「受け同項第一号若しくは第二号の行為を行つた者」に、「一年」を「五年」に、「又は五十万円以下の罰金に処する」を「若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「又は人に対し」を「に対して次の各号に掲げる違反行為の区分に応じ当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項の違反行為 三億円以下の罰金刑

二 第二項の違反行為 一億円以下の罰金刑

三 前二項の違反行為 当該各号の罰金刑

第七百条の二十二の三第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の際若しくはあつせんをした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに同項第三号若しくは第四号の行為を行つた者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百条の二十六第一項中「者は」の下に「一年以下の懲役又は」を加える。

第七百条の二十八第一項及び第二項中「二百万円」を「五百万円」に改め、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「又は前項の免れた税額」を「第二項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額」に、「二百万円」を「五百万円」に、「又は免れた税額」を「免れた税額又は還付を受けた金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 偽りその他不正の行為によつて第七百条の二十一の二第一項又は第七百条の二十二第二項、第四項若しくは第五項の規定による還付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百条の三十第三項中「第一項」を「第一項若しくは本項」に改める。

「第三節 入猟税」を「第三節 狩猟税」に改める。

第七百条の五十一の見出しを「(狩猟税)」に改め、同条中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第七百条の五十一の二を削る。

第七百条の五十二を次のように改める。

(狩猟税の税率)

第七百条の五十二 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 一万六千五百円

二 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)

三 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 五千五百円

二 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

一 放鳥獣猟区(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第六十八條第二項第四号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。)のみに係る狩猟者の登録 四分の一

二 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 四分の三

第七百条の五十三(見出しを含む)中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第七百条の五十四を次のように改める。

(狩猟税の徴収の方法)

第七百条の五十四 狩猟税の徴収については、当該道府県の条例の定めるところによつて、普通徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。

第四章第三節中第七百条の五十四の次に次の十五条を加える。

(狩猟税の普通徴収の手続)

第七百条の五十五 狩猟税を普通徴収によつて徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までには納税者に交付しなければならない

い。

(狩猟税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第七百条の五十六 狩猟税の納税義務者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、狩猟税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

(狩猟税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百条の五十七 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 人の代理人又は使用人がその人の狩猟に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に對し、同項の罰金を科する。

(狩猟税に係る不申告等に関する過料)

第七百条の五十八 道府県は、狩猟税の納税義務者が第七百条の五十六の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(狩猟税に係る徴税吏員の質問検査権)

第七百条の五十九 道府県の徴税吏員は、狩猟税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、納税義務者又は納税義務があると認められる者に質問し、又はその者の書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)若しくはその他の物件を検査することができ

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、

その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 狩猟税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百条の六十六第六項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(狩猟税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百条の六十 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による書類又は物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に對し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 人の代理人又は使用人がその人の狩猟又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に對し、同項の罰金を科する。

(狩猟税の脱税に関する罪)

第七百条の六十一 偽りその他不正の行為によつて狩猟税の全部又は一部を免れた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 人の代理人又は使用人がその人の狩猟に關して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に對し、同項の罰金を科する。

(狩猟税の減免)

第七百条の六十二 道府県知事は、天災その他の特別の事情がある場合において狩猟税の減免を必要とする者又は貧困により生活のため公私の扶助を受ける者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、狩猟税を減免することができる。

(納期限後に納付する狩猟税の延滞金)

第七百条の六十三 狩猟税の納税者は、第七百

条の五十三の納期限(納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下狩猟税について同様とする。)後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

道府県知事は、納税者が第七百条の五十三の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(狩猟税に係る督促)

第七百条の六十四 納税者が納期限までに狩猟税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(狩猟税に係る督促手数料)

第七百条の六十五 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて手数料を徴収することができる。

(狩猟税に係る滞納処分)

第七百条の六十六 狩猟税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該狩猟税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る狩猟税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに狩猟税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 狩猟税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に對し、滞納に係る狩猟税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差し押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるものその他狩猟税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(狩猟税に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の六十七 狩猟税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは

五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分を執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは狩猟又は財産に関して前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。

(国税徴収法の例による狩猟に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百条の六十八 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは狩猟又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第七百条の六十九 道府県は、狩猟税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者に当該道府県が発行する証紙をも

つてその税金を払い込まなければならない。この場合においては、道府県は、狩猟税を納付する義務が発生することを証する書類に証紙をはらせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

2 道府県は、納税者が証紙をはつた場合においては、証紙をはつた紙面と証紙の彩紋とに於て当該道府県の印で判明にこれを消さなければならぬ。

3 第一項の証紙の取扱いに関しては、当該道府県の条例で定めなければならない。

第七百一条の三十二第二項中「又は共同行為」を削る。

第七百一条の三十四第二項中「公益法人等」の下に「防災街区整備事業組合」を加え、同条第三項第二号を次のように改める。

二 削除

第七百一条の三十四第三項第二十号中「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ又はロの中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に、「中小企業総合事業団から同号イ」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロ」に改め、「及びこれらの者から同号ロの譲渡しを受けた施設を削る。

第七百一条の四十一第二項中「第十八条第六号」を「第四十九条第二項第六号」に改める。

第七百二条第二項中「第十六項、第二十六項から第三十一項まで、第三十四項から第三十六項まで、第三十八項、第四十一項又は第四十二項」を「第二十五項から第三十項まで、第三十二項から第三十四項まで、第三十六項、第三十九項又は第四十項」に、「及び第八項」を、「第八項及び第九項」に改める。

第七百二条の二第二項中「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を、「非課税地方独立行政法人及び

公立大学法人」に改める。

第七百四条第一項中「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を、「非課税地方独立行政法人」の下に、「公立大学法人」を加え、同条第二項中「地方開発事業団」の下に、「合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第七百三十一条第二項中を新設し、又は変更しをの新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしに改め、同条に次の一項を加える。

3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に對して課すべき法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えるの見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十九項の項中「又は」を「若しくは」に改め、「連結控除限度個別帰属額」の下に「又は同法第四十五条の七において準用する同法第八十二条の七第一項の控除限度額」を加える。

第七百三十六条第三項後段を削る。

附則第三条の二第一項中、第二百四十九条第一項を削り、「第七百条の三十二第一項」の下に、「第七百条の六十三第一項」を加える。

附則第三条の三「三十六万円」を「三十五万円」に改める。

附則第四条を削る。

附則第四条の二の見出しを「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控

除」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

道府県民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十四条第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年以内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附則第四条の二第八項中「前項」を「前二項」に、「附則第四条の二第七項」を「附則第四条第九項又は第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四十五条の二第一項」を「附則第三十四条第一項後段」に、「第三百十七條の二第二項」を「附則第三十四條第四項において準用する同条第一項後段」に、「第二項及び第三項」を「第二項」に、「第三十二條第八項」を「第四十五條の二第二項」に、「第三百十三條第八項」を「第三百十七條の二第二項」と、「第四十五條の三第一項」とあるのは「第三百十七條の三第一項」と、「第三項中」第四十五條の二第一項」とあるのは「第三百十七條の

二第一項」と、「附則第三十四条第一項後段」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段」と、「附則第三十五条第一項」とあるのは「附則第三十五条第五項において準用する同条第一項」と、第四項第一号中「次条第一項」とあるのは「次条第八項において準用する同条第一項」と、「附則第三十四条第一項」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項」と、「附則第三十五条第一項」とあるのは「附則第三十五条第五項において準用する同条第一項」と、同項第二号中「第三十二条第八項」とあるのは「第三十二条第八項」と、「附則第四条第五項」とあるのは「附則第四条第八項において準用する同条第五項」に改め、「第十号」を削り、「附則第四条の二第二項」を「附則第四条第三項」に、「附則第四条の二第六項」を「附則第四条第八項」に、「同条第二項」と、「同条第三項」と、「第一項」と、「道府県民税に関する申告書」とに、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第五項第二号」を「同条第七項第二号」に、「する」を「申告書」とするに、「附則第四条の二第五項第二号」を「附則第四条第七項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第一項の規定の適用を受けた者は、特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日まで、に買換資産の取得をしない場合、買換資産の取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日から四月を経過する日までに総務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければなら

ない。

附則第四条の二第五項各号列記以外の部分中「第一項」を「第三項」に改め、同項第一号中、「第十号」を削り、「附則第四条の二」を「附則第四条」に改め、同項第二号中「附則第四条の二第二項」を「附則第四条第三項」に、「居住用財産の譲渡損失を、通算後譲渡損失」に、「同条第一項」を「同条第三項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第五項第二号」を「同条第七項第二号」に改め、同項第三号中「第四十一条の五第六項第三号」を「第四十一条の五第十二項第三号」に、「附則第四条の二第五項第二号」を「附則第四条第七項第二号」に改め、同項第四号中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に、「第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第三十二条第八項に規定する」及び「(以下本項において「純損失の金額」という。))」を削り、「居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額」を「特定純損失の金額」に、「指定期間内に譲渡租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。があつた譲渡資産に係る当該譲渡」を適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡に、「附則第四条の二第三項」を「附則第四条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年以内の年に生じた通算後譲渡損失の金額(本項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産(次項第一号に規定する買換資産をいう。)に係る住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合、市町村長においてやむを得ない事情があると認める場

合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)であつて、その後の年度分の道府県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第七項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出しているときに限り、附則第三十四条第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の道府県民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度の道府県民税の所得割については、この限りでない。

4 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住用財産の譲渡損失の金額 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成十一年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間、次項において「適用期間」という。内に、租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産(以下本項及び次項において「譲渡資産」という。)の同号に規定する特定譲渡(以下本号、次項及び第九項において「特定譲渡」という。)をした場合(当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十六条の六の規定の適用を受け

ている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。)において、平成十一年一月一日(当該特定譲渡の日が平成十二年一月一日以後であるときは、当該特定譲渡の日の属する年の前年一月一日)から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に、同法第四十一条の五第七項第一号に規定する買換資産(第九項及び第十項において「買換資産」という。)の同号に規定する取得(以下本項、第九項及び第十項において「取得」という。)をして当該取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該納税義務者の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおける当該譲渡資産の特定譲渡(その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。)による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

二 通算後譲渡損失の金額 当該道府県民税の所得割の納税義務者のその年において生じた第三十二条第八項に規定する純損失の金額(次項において「純損失の金額」という。)のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの、当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地又は土地

の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三 住宅借入金等 租税特別措置法第四十一条の五第七項第四号に規定する住宅借入金等をいう。

附則第四条の二を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第四条の二 道府県民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十四条第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとして市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年

三年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（本項の規定により前年前三年において控除されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合、市町村長においてやむを得ない事情があると認められる場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の道府県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第七項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。）以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第三十四条第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の道府県民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の道府県民税の所得割については、この限りでない。

4 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定居住用財産の譲渡損失の金額 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間（次項において「適用期間」という。）内に、租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号に規定する譲渡資産以下本号及び次項において「譲渡資産」とい

う。）の同条第七項第一号に規定する特定譲渡（以下本号及び次項において「特定譲渡」という。）をした場合（当該納税義務者が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十六条の六の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。）において、当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。）をいう。

二 通算後譲渡損失の金額 当該道府県民税の所得割の納税義務者のその年において生じた第三十二条第八項に規定する純損失の金額（次項において「純損失の金額」という。）のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三 住宅借入金等 租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第四号に規定する住宅借入金等をいう。

5 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年間に生じた純損失の金額のうち、特定純損失の金額（適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における第三十二条第八項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び附則第四条の二第五項に規定する特定純損失の金額」とする。

6 第一項、第三項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号及び第十二号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中の「規定」とあるのは「並びに附則第四条の二の規定と」、「同条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」とする。

二 第四十五条の二第四項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第四条の二第三項に規定する通算後譲渡損失」と、「三月十五日までに第一項の道府県民税に関する申告書」とあるのは「三月十五日までに、第一項の道府県民税に関する申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第三項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した道府県民税に関する申告書」と、「第三百七十七条の二第四項」とあるのは「同条第八項において準用する同条第

5 関西国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社法第七條第一項第一号に規定する指定造成事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額(第七十二條の二十一第三項又は第七十二條の二十二第一項若しくは第三項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。以下本項から第九項までにおいて同じ。)から、当該資本等の金額に六分の五の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二條の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九條第五項」とする。

6 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四條第二項に規定する指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額から、当該資本等の金額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二條の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九條第六項」とする。

7 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第七條第一項に規定する特定鉄道事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額から、当該資本等の金額に三分の二の割合を乗じて得

た金額を控除するものとする。この場合における第七十二條の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九條第七項」とする。

8 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三條第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額から、当該資本等の金額に第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除するものとする。この場合における第七十二條の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九條第八項」とする。

一 当該法人の当該事業年度の確定した決算(第七十二條の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、同項ただし書に規定する期間に係る決算)に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額として政令で定めるところにより計算した金額
二 当該法人の当該事業年度終了の時ににおける未収金で総務省令で定めるものの帳簿価額

9 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業を行う法人に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限

り、各事業年度の資本等の金額から、当該資本等の金額に第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除するものとする。この場合における第七十二條の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九條第九項」とする。

一 前項第一号に定めるところにより計算した金額
二 当該法人が当該事業年度終了の時ににおいて所有する土地で、販売を目的とするものの帳簿価額

附則第十條第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同條第三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同條に次の五項を加える。

9 道府県は、土地改良法第九十四條の八第五項の規定による埋立地若しくは干拓地の取得が行われた場合又は同法第八十七條の二第一項の規定により都道府県が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地の取得当該都道府県からの取得に限る。が行われた場合には、当該取得が平成十八年三月三十一日までに完了したとき限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該埋立地又は干拓地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

10 道府県は、独立行政法人環境再生保全機構が、独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第七條第一項第一号に規定する旧事業団法第十八條第一項第二号から第五号までに掲げる業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに完了したとき限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取

得に対しては、不動産取得税を課することができない。

11 道府県は、日本環境安全事業株式会社、日本環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第四十四号)第一條第一項に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに完了したとき限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

12 道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五條第一項第一号に規定する業務(政令で定めるものに限る)の用に供する不動産又は特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第十一條第一項に規定する業務(政令で定めるものに限る)の用に供する土地を取得した場合には、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに完了したとき限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

13 道府県は、独立行政法人都市再生機構が、独立行政法人都市再生機構法附則第十二條第一項第一号、第二号若しくは第四号又は第十三條第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに完了したとき限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十條の二第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同條第二項中「平成二十一年四月一日から平成十六年六月三十日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、

「これらの規定中「二年」とあるのは、「三年」を「第七十三条の二十四第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（土地の取得の日から三年以内の特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、四年）」と、第七十三条の二十五第一項中「二年」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内の特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、四年）」に改め、同条第三項を削る。

附則第十一條第一項、第五項及び第六項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」の間に、「三分の二を、三分の一に改め、同条第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を第十二項とし、第十四項から第十七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十八項中「研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第十一條第二項に規定する国の機関と共同して研究を行う民法第三十四条の法人で政令で定めるものが同項の規定により国がその使用の対価を時価より低く定めた土地の上に当該研究に必要な施設の用に供する家屋で政令で定めるもの又は特定独立行政法人独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二條第二項に規定する特定独立行政法人をいい、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。」を「国立大学法人等」に、「当該特定独立行政法人を」を「当該国立大学法人等」に、「平成十三年四月一日」を「平成十六年四月一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項を削

り、同条第二十一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項を第二十項とし、第二十三項を第二十一項とし、第二十四項を第二十二項とし、同条第二十五項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「平成十六年三月三十一日まで」の間を「平成十八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項を削り、同条第二十九項中「平成十六年三月三十一日まで」の間を「平成十八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項を第二十七項とし、第三十一項を第二十八項とし、第三十二項を第二十九項とし、同条第三十三項中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項を同条第三十一項とし、同条に次の四項を加える。

32 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下本項において「土砂災害特別警戒区域」という。）の区域内にある住宅又は住宅の用に供する土地を所有し、かつ、当該土砂災害特別警戒区域の区域内に居住する者が政府の補助で総務省令で定めるものを受けて当該土砂災害特別警戒区域の区域外にある住宅又は住宅の用に供する土地を取得した場合における当該住宅又は住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十八年三月三十一日までに行われたときに限る。

格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

33 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第二条第四項に規定する選定事業により政府の補助で総務省令で定めるものを受けて国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第二項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十八年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

34 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法第十一条第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号若しくは第二号に規定する業務の用に供する土地第七十三条の四第一項第十一号に掲げるものを除く。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十八年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

35 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地（以下本項において「従前の土地」という。）の所有者が独立行政法人都市再生機構法附則第十二條第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けた計画に基づき同法附則第四条の規定による解散前の都市基盤整備公団が同法附則第十八条による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第二十八條第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供するものとして取得した土地（以下本項において「特定土地」という。）を従前の土地との交換により取得した場合における当該特定土地の取得に対して課する不

動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該特定土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一條の四第一項中「第十八條第六号」を「第四十九條第一項第六号」に改める。

附則第十二條の七中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附則第十二條の三第一項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同項に次の二号を加える。

四 平成十六年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成十四年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前三号の規定の適用を受ける自動車を除く。）平成十七年度

五 平成十七年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成十五年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前三号の規定の適用を受ける自動車を除く。）平成十八年度

附則第十二條の三第三項中「エネルギー消費効率」の下に「（次項において「エネルギー消費効率」という。）を加え、「第五項及び第七項において」を「次項から第七項まで及び附則第三十二條第七項において」に、「第五項及び第七項並びに附則第三十二條第七項」を「次項、第五項及び第七項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして政令で定めるもの（第六項並びに附則第三十二條第六項及び第七項において「優良低燃費車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして総務省令で定める許容限度（第六項並びに附則第三十二條第六項及び第

七項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるもの及び電気自動車等に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車税が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十二条の三第六項を次のように改める。

6 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車に総務省令で定めるもの（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車に総務省令で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車税が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車税が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十二条の三第八項中「前項」を「第三項から前項まで」に改める。

附則第十五条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同

条第二項中「平成十五年度」を「平成十七年度」に改め、同条第三項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、「輸入の促進に寄与する倉庫として政令で定めるもの若しくは」を削り、「流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるもの」の下に「（増設した倉庫にあつては、当該増設部分とする。以下本項において「特定倉庫」という。）を加え、「これらの倉庫」を「これらの特定倉庫」に改め、「機械設備で政令で定めるもの」の下に「（以下本項において「附属機械設備」という。）を加え、「輸入の促進に寄与する上屋」を「流通機能の高度化に寄与する上屋」に、「増設した倉庫又は上屋にあつては、それぞれ当該増設部分とする。以下本項において「倉庫等」という。）を加え、以下本項において「特定上屋」という」に、「当該倉庫等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該倉庫等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該倉庫等のうち総務省令で定めるものにあつては、当該倉庫等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする）をこれらに対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、特定倉庫にあつては当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該特定倉庫で総務省令で定めるものにあつては、当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とし、附属機械設備にあつては当該附属機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とし、特定上屋にあつては当該特定上屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする）に改め、同条第五項中

「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「第十九項」を「第十八項」に、「第五号に掲げるもの」にあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第六号に掲げるもの（総務省令で定めるものを除く。）又は第七号に掲げるもの（償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一）を「第四号に掲げるもの又は第六号に掲げるもの（総務省令で定めるものを除く。）」にあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、第五号又は第七号に掲げるもの（償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一）を「第四号に掲げるもの又は第六号に掲げるもの（総務省令で定めるものを除く。）」に改め、同条第六項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「償却資産にあつては」を「償却資産にあつては」に改め、「三分の二」の下に、「第二号に掲げる償却資産にあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二を加え、同項第二号中「平成十四年四月一日」を「平成十六年四月一日」に改め、同条第七項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「第三十九項」を「第三十八項」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第九項中「第十九項」を「第十八項」に、「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、「（第二号に掲げる施設にあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五）を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第十項中「平成九年度から平成十五年度までの間」を「平成十六年度及び平成十七年度」に

改め、「三分の二」の下に「（当該航空機のうち地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものにあつては、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）を加え、同条第十三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「八分の七」に改め、同条第十六項中「第十八条第六号」を「第四十九条第一項第六号」に改め、同条第十七項中「平成十四年度及び平成十五年度分」を「平成十四年度から平成十七年度までの各年度分」に改め、同条第十八項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二十項を次のように改める。

20 水力発電施設に設けられる魚道の用に供する償却資産のうち平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条第二十一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二十二項中「遺伝子組換えに関する実験の安全を確保するために文部科学大臣が定めた基準により、当該試験研究の実施に当たり生ずるおそれのある公共の危害を防止するため」を「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律平成十五年法律第九十七号第二条第六項に規定する第二種使用等に当たつて同法第十二条又は第十三条第一項の規定により執らなければならない同法第二条第七項に規定する拡散防止措置に」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二十三項中「地震防災対策強化地域」の下に「（総務省令で定める区域

を除く。)を加え、「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、「(当該償却資産のうち総務省令で定める区域において新たに取得されたものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四)」を削り、同条第二十四項中「研究交流促進法第十一条第二項に規定する国の機関と共同して研究を行う民法第三十四条の法人で政令で定めるものが同項の規定により国がその使用の対価を時価より低く定めた土地の上に平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得した当該研究に必要な施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいい、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。)」を「国立大学法人等」に、「当該特定独立行政法人を、当該国立大学法人等」に、「平成十三年四月一日」を「平成十六年四月一日」に改め、同条第二十五項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二十六項中「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、同条第二十九項に、「(八分の七(当該償却資産のうち上空に電線がない道路において電線を当該道路の地下に埋設するために新設したものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の十分の九)を十分の九に改め、同条第三十一項中「第三十七項」を「第三十五項」に改め、同条第三十二項及び第三十三項を次のように改める。

32 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置された同法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもののうち、同法の施行の日から平

成十八年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

33 卸売市場法第五十五条の許可を受けた者又は同法第四条第二項第四号に規定する卸売の業務若しくは仲卸しの業務を行う者が、直接その本来の業務の用に供する次の各号に掲げる家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年の)の四月一日の属する年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

一 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた同条第六項に規定する構造改善計画に基づく同法第二条第三項第二号の事業(次号において「特定事業」という。)が実施される地方卸売市場(卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場をいう。次号において同じ。)で総務省令で定めるものにおいて業務の用に供される家屋及び償却資産、食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた日

二 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に特定事業を実施した法人(以下本号において「特定事業実施法人」という。)であつて当該特定事業を連携して実施した他の法人(以下本号において「連携事業実施法人」という。)と当該期間内に合併した法人又は特定事業実施法人が連携事業実施法人と当該期間内に合併した場合

において当該合併により設立された法人が開設する地方卸売市場で総務省令で定めるものにおいて業務の用に供される家屋及び償却資産(前号に掲げるものを除く。卸売市場法第七十三条第一項の規定による認定を受けた日

附則第十五条第三十五項を次のように改める。

35 電気通信回線を通じた情報の流通による電子計算機の障害の発生の防止のために必要な電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備で総務省令で定めるもののうち、不正アクセス行為の禁止等に関する法律平成十一年法律第二百二十八号第二条第一項に規定するアクセス管理者が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

附則第十五条第四十項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「第二十二項若しくは第三十二項」を「若しくは第二十一項」に改め、同条第四十一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「第二十二項、第三十二項若しくは第三十七項」を「第二十一項若しくは第三十五項」に改め、同条第四十三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第四十四項から第四十八項までの規定中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条に次の三項を加える。

54 成田国際空港株式会社所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九

条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成十七年度から平成十九年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

55 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業により政府の補助で総務省令で定めるものを受けて平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得した国立大学法人法第二条第二項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

56 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に鉄道施設若しくは軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得した火災時における旅客の安全の確保に資する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の

二の額とする。

附則第十五条の二第一項中、「第二十二項若しくは第三十二項を若しくは第二十一項に改め、同条第二項中「第二十二項、第三十二項若しくは第三十七項を第二十一項若しくは第三十五項に改める。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「第七項を「第八項に改め、同条第六項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「又は前項を、「前項又は第八項に改め、同条第七項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「又は第五項を、「第五項又は次項に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第五項の規定は、平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十七号第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第百十七号第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、第五項中「従前の権利者」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者」と読み替えるものとする。

附則第十七条第四号の表(2)中「第二十三項」を「第二十二項に改める。

附則第十七条の二第五項の表の上欄及び同条第六項の表の上欄中「第三百四十九条の三第十

六項、第二十三項、第二十六項から第三十一項まで、第三十八項及び第四十二項を「第三百四十九条の三第二十二項、第二十五項から第三十項まで、第三十六項及び第四十項に、「第三百四十九条の三第三十五項を「第三百四十九条の三第三十三項に、「第二十項及び第四十一項」を「第四十一項及び第五十四項に改める。

附則第二十一條を次のように改める。
(商業地等)に対して課する平成十六年度分及び平成十七年度分の固定資産税の減額
第二十一條 市町村は、平成十六年度分及び平成十七年度分の固定資産税に限り、商業地等に係る当該年度分の固定資産税額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条第一項又は第十八条の二の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。以下本条において同じ。)が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三十四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る固定資産税額から減額することができる。
附則第二十五條第一項中「本項の下に」及び附則第二十七條の四を加え、同条第二項中「第二十三項」を「第二十二項に改める。
附則第二十五條の二中「第二十三項」を「第二十二項に改め、「都市計画税額」の下に(附則第二十七條の四において「商業地等調整都市計画税額」という。)を加える。

附則第二十五條の三、第二十六條第二項及び第二十七條の二第二項中「第二十三項」を「第二十二項に改める。

附則第二十七條の四に次の一項を加える。

3 附則第二十一條の規定の適用を受ける商業地等に係る平成十六年度分及び平成十七年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四條第三項第一号若しくは第四項、附則第十五條の四又は第一項に定める事項のほか、附則第二十一條の規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならぬ。

附則第二十七條の四を附則第二十七條の五とし、附則第二十七條の三の次に次の一項を加える。

(商業地等)に対して課する平成十六年度分及び平成十七年度分の都市計画税の減額
第二十七條の四 市町村は、平成十六年度及び平成十七年度の都市計画税に限り、商業地等に

係る当該年度分の都市計画税額(当該商業地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五條第一項又は第二十五條の二の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整都市計画税額又は商業地等調整都市計画税額とする。以下本条において同じ。)が、当該商業地等に係る当該年度分の六以上十分の七未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の都市計画税について第三百四十九條の三(第二十二項を除く。)又は附則第十五條から第十五條の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る都市計画税額から減

額することができる。

附則第二十九條の七第一項中「附則第二十七條の四」を「附則第二十七條の五に改め、同条第四項中「第二十七條の四」を「第二十七條の五」に、「附則第二十七條の四第二項」を「附則第二十七條の五第二項に改める。

附則第三十一條の二第二項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項及び若しくは第二項を削り、「附則第三十一條の二第四項」を「附則第三十一條の二第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項を削り、同項を同条第四項とする。

附則第三十一條の二第二項中「第十一條第十三項、第二十項、第二十二項、第二十三項、第二十五項、第二十六項第一号若しくは第二号、第二十九項若しくは第三十三項」を「第十一條第十二項、第二十項、第二十一項若しくは第三十項」に改める。

附則第三十一條の三第四項から第六項までを削り、同条第七項中「第四項の規定は」を削り、「準用する」を「は、第五百九十六條第一号第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」又は同条第二号(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の三分の二に相当する額」とするに改め、同項後段を削り、同項を同条第四項とし、同条中第八項を削り、第九項を第五項とし、第十項を第六項とし、第十一項を第七項とする。

附則第三十二條第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「の取得」の下に「(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)」を加え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号に規定するエネルギー

ギ一消費効率に係る政令で定める基準に適合するものを「優良低燃費車」に、「窒素酸化物排出許容限度」を「低窒素酸化物排出許容限度」に改め、「又は第五項」を削り、「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるもの及び低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものの取得、第四項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。に係る第六百九十九条の七第一項の規定の適用については、当該取得が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十万円を控除して得た額」とする。

附則第三十二条第八項中「前項」を「前二項」に改め、同条第九項中「平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準」を「平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下本項及び第十一項から第十三項までにおいて「排出ガス保安基準」という。）」に改め、「もの（以下本項の下に「及び次項」を加え、「第五項」を「第六項」に改める。

10 軽油を燃料とする特定基準適合車で総務省令で定めるものの取得に対する前項の規定の適用については、同項中「平成十年十月一日」とあるのは「平成十七年十月一日」と、一次の各号に掲げる期間内に行われたときとあるのは「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に行われた場合」と、「当該

各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」とあるのは「百分の二・一」とし、同項各号の規定は、適用しない。

附則第三十二条第十一項中、第五項、第七項又は第九項を「第六項、第七項又は前三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第四項、第六項、第七項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 バス、トラックその他の総務省令で定める自動車 百分の二
二 前号に掲げる自動車以外の自動車 百分の一

12 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が総務省令で定める許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものの取得（第四項、第六項、第七項又は前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間

に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の一・五を控除した率とする。

附則第三十二条の三中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第三十二条の五中「附則第三十二条の三第一項を附則第三十二条の三第二項」に改める。

附則第三十二条の七第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「政令で定めるものに係る事業所等」の下に「第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下本条及び次条において「一」を加え、「十六年」を「十八年」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第四項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「十一年」を「十三年」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第五項中「大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）第二条第三項」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「二分の一」を「三分の一」に改める。

10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九第一項又は第十五条の四の三第一項の規定による認定を受けた者が当該認定に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成十七年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成十七年分までを限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該

施設に係る事業所床面積の四分の三とする面積を控除するものとする。このおいては、第七百一条の四十一第三項を準用する。

附則第三十二条の七第十一項中、「第二号に掲げるもの、同項第四号に掲げるうち同号イに掲げる施設と同号ハに掲げが併せて設置されるもの及び及びロリ、「同号ロ又はハ」を「同号ハ」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成十八年三月三十日」、「五年」を「三年」に、「三分の一」を「四」に改める。

附則第三十二条の八第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成十八年三月三十日」、「平成十六年分」を「平成十八年分」に「の」を「三分の一」に改め、同条第三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条の三第三項第一号第十号を削り、同条第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同条第五項中、「第十号」を削る。

附則第三十四条第一項中「から同法一条第一項に規定する」を「に対し」に別控除額（を「金額」に、「若しくは第三十一項の規定又は同法第三十三条第四項第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、第三十六條の二第三項同法第六條の六第二項において準用する場合を含む。若しくは第三十七條第六項（同法第三十五條七條の九の二第四項において準用する場合を含む。）又は第三十六條第一項に、される当該特別控除額を控除した金額（第三号を「同法第三十一条第一項に規定する譲渡所得の金額から控除する金額を控除額」とし、これらの金額につき第三項第一に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、以後段として次のように加える。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第三十四条第二項中「第一項」を「前項」に、「次項第二号の規定により適用される同法第六十九条の規定の適用がある場合又は同項第三号の規定により適用される第三十二条第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第三項第一号中「第十号」を削り、同項第二号中「第三十一条第五項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改め、同項第三号中「第三十二条第八項及び第九項並びに」を「第三十二条第九項雑損失の金額に係る部分に限る。」及び「に改め、同条第四項中「百分の二に相当する金額」を「百分の一・六に、「百分の四に相当する金額」課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合には、百六十万円と当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の五・五に相当する金額との合計額」を「百分の三・四に、「第三十二条第八項若しくは第九項」を「附則第三十五条第一項」に、「第三十三条第八項若しくは第九項」を「附則第三十五条第五項において準用する同条第一項」に改め、「第十号」を削り、「第三十二条第八項及び第九項並びに」を「第三十二条第九項雑損失の金額に係る部分に限る。」及び「に改め、同条第五項を削る。

附則第三十四条の二第一項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「前条第一項の規定」を「前条第一項前段の規定」に改め、同項第一号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の一・六」を

「百分の一・三」に改め、同項第二号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同号イを次のように改める。

イ 二十六万円

附則第三十四条の二第二項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」に改め、同条第三項中「租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項を、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項前段」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項前段」と、「百分の一・三」とあるのは「百分の二・七」と、「二十六万円」とあるのは「五十四万円」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附則第三十四条の二第五項中「第三十一条の二第二項第九号から第十四号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」に、「同条第二項第九号から第十四号まで」を「同条第二項第十号から第十五号まで」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」に改める。

附則第三十四条の三第一項中「附則第三十四

条第一項」を「附則第三十四条第一項前段」に、「同項」を「同項前段」に改め、同条第三項中「附則第三十四条第一項」を「附則第三十四条第一項前段」に、「同条第五項の規定により適用される場合を含む。」と、「同項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項の規定及び同条第五項」を「同条第一項前段」に改める。

附則第三十五条第一項を次のように改める。

道府県は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項において準用する附則第三十四条第三項第三号の規定により適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第三十五条第二項中「第四項において準用する附則第三十四条第三項第二号の規定により適用される同法第六十九条の規定の適用がある場合又は同項第三号の規定により適用される第三十二条第八項若しくは第九項の規定の適用

がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第三項中「同項第一号」を「同項」に、「百分の二」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」を「百分の一・六」に改め、同条第四項中「第三十一条第五項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改め、同条第五項中「百分の九」を「百分の六」に改め、「第三十二条第二項」とあるのは「第三十三条第二項」と、「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三十三条第一項に規定する総所得金額」とを削り、「第三十二条第八項若しくは第九項」を「附則第三十四条第一項」に、「第三十三条第八項若しくは第九項」を「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項」に、「百分の二」を「百分の一・六に、「百分の四」を「百分の三・四」に改める。

附則第三十五条の二第一項中「次条第一項及び第二項」を「次条第一項」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同条第五項中「第九条の五第一項」を「第九条の六第一項」に改め、同条第九項第一号中「第十号」を削り、同条第十項中「百分の二」を「百分の一・六に、「百分の四」を「百分の三・四」に改め、「第十号」を削る。

附則第三十五条の二の二第一項中「道府県民税の所得割の納税義務者を平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者」に改め、「及び次項」を削り、「本項から第三項まで」を「本項及び次項」に、「第五項」を「第四項」に、「百分の一・六」を「百分の一」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「規定により適用される第一項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第五

項を第四項に、「第六項」を「第五項」に、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、第二項中「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、「百分の一」とあるのは「百分の二」と、第三項を「百分の一」とあるのは「百分の二」と、第二項に、「附則第三十五条の二の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十五条の二の六第三項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第七項中「第四項まで」を「第三項まで」に、「附則第三十五条の二の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に改める。

附則第三十五条の三第一項中「これらの株式」を「当該株式」に改め、同条第五項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超える場合に限り、を「した」場合における附則第三十五条の二第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第十一項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）の二分の一に相当する金額とする。

一 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下本項において同じ。）が発行した株式に係る

る租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（次号において「上場等の日」という。）前に譲渡する場合、当該特定中小会社以外の者に対する譲渡で総務省令で定めるもの

二 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合、その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（証券取引法第二十条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者への委託に基づくもの又は当該証券業者に対するもの

附則第三十五条の三第十二項中「第四項まで」を「第三項まで」に、「附則第三十五条の二の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に改める。

附則第三十五条の四第二項第一号及び第四項中「第十号」を削る。

附則第三十六条第一項中「第七百三条の四第六項中」及び「山林所得金額の下に」の合計額から同条第二項を加え、「から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」と、「同条第二項」とあるのは「第三百三十四条の二第二項」を「租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合においては、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下本項、第八項及び第七百六条の二第一項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から第三百三十四条の二第二項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」に、「附則第

三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」を「控除後の長期譲渡所得の金額」に改め、同条第二項中「長期譲渡所得の特別控除額を、第三十一条第一項に、「短期譲渡所得の金額から控除する金額」を「第三十二条第一項」に改める。

附則第三十九条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「附則第三十九条第六項若しくは第七項」を「附則第三十九条第七項若しくは第八項」に改め、同条第九項を「附則第三十九条第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「附則第三十九条第四項」を「附則第三十九条第五項」に改め、同条第四項を「又は第三十九条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「附則第三十九条第二項」を「附則第三十九条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第二条第五項第二号の指定を受けた者（以下本条において「指定事

業者」という。）を「指定事業者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第二条第五項第二号の指定を受けた者（以下本条において「指定事業者」という。）に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額（第七十二条の二十一第三項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。以下本項において同じ。）から、当該資本等の金額に二分の一の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第三十九条第一項」とする。附則第三十九条の二第四項中「第七十二条」を「第七十二条の二」に改める。

附則第三十九条の三第一項の表を次のように改める。

中小企業金融公庫	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百六十六号）附則第二条第一項
独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構法附則第八条及び第十条第一項
独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項及び第四条第一項
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法附則第三条第一項
独立行政法人中小企業基盤整備機構	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項及び第四条第一項並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第三条第一項

独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構法附則第三条第一項及び第四条第一項
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項及び第十三条第三項
独立行政法人労働者健康福祉機構	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項
成田国際空港株式会社	成田国際空港株式会社法附則第十二条第一項
日本環境安全事業株式会社	独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。
(東京国際空港に係る交付金算定標準額の特例)

17 第二条第一項第二号に掲げる固定資産のうち東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法(平成十六年法律第 号)第二条に規定する緊急整備事業により平成二十二年三月三十一日までに取得されるもので政令で定めるものに係る交付金算定標準額は、第三条第二項及び第四条第二項の規定にかかわらず、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度分の市町村交付金に限り、第三条第二項の価格の四分の一の額とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七百条の三第四項の改正規定、同法第七百条の四の次に一条を加える改正規定、同法第七百条の九第一項の改正規定、同法第七百条の十一の二を削る改正規定、同法第七百条の十四の二の次に一条を加

える改正規定並びに同法第七百条の十五、第七百条の十六第一項、第七百条の十九第二項、第七百条の二十二の二、第七百条の二十二の三、第七百条の二十六第一項、第七百条の二十八及び第七百条の三十第三項の改正規定並びに附則第十五条第一項及び第三項の規定 平成十六年六月一日
二 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第三号の改正規定(「都市基盤整備公団」を削る部分に限る。)、同法第七十三条の二第二項及び第七十三条の四第一項第十一号の改正規定、同法第七十三条の七第十三号の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。)、同法第七十三条の十四第八項、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十八、第三百四十八条第二項第三十二号、第五百八十六条第二項第二十一号の二及び第二十七号の六並びに第六百二条第二項の改正規定、同法附則第十条に五項を加える改正規定(同条第十三項に係る部分に限る。)、同法附則第十条の二第一項の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。)、同法附則第十一条第三十三項の改正規定並びに同条に四項を加える改正規定(同条第三十四項及び第三十五項に係る部分に限る。)、並びに附則第十条第五項並びに第十二条第五項及び第七項の規定 平成十六年七月一日

三 第一条中地方税法第二十三条第一項の改正規定(同項第四号に係る部分を除く。)、同法第三十四条、第四十五条の二第二項第五号及び第七十二条の五第十二項の改正規定、同法第二百九十二条第一項の改正規定(同項第四号に係る部分を除く。)、同法第三百十四條の二及び第三百十七條の二第二項第五号の改正規定、同法附則第四条の二第五項の改正規定(「第十号」を削る部分に限る。)、同条第六項の改正規定(「第十号」を削る部分に限る。)、同法附則第三十三條の三第三項第一号及び第五項並びに第三十四條第三項第一号の改正規定、同条第四項の改正規定(「第十号」を削る部分に限る。)、同法附則第三十五條の四の改正規定並びに附則第三條第三項、第四條第四項及び第九條第三項の規定 平成十七年一月一日
四 第一条中地方税法附則第十二條の三第一項の改正規定(同項に二号を加える部分に限る。)、及び附則第六條第二項の規定 平成十七年四月一日
五 第一条中地方税法第七十二条の五第一項第五号及び第八号の改正規定、同法第七十三条の四第一項第二十一号の改正規定(「中小企業総合事業団が中小企業基盤整備機構が」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が」に改める部分に限る。)、同法第七十三條の十四第七項の改正規定(「都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める部分及び「又は」を「環境事業団から環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八條第一項第一号に規定する建物で政令で定めるものの譲渡しを受け」た場合を削る部分を除く。)、同法第七十三條の二十七の五第一項の改正規定(「中小企業

総合事業団から中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五條第一項第三号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。)、並びに同法第三百四十八條第二項第二十二号、第五百八十六條第二項第十二号及び第七百一条の三十四第三項第二十号の改正規定並びに附則第五條第二項、第十條第四項、第十二條第四項並びに第十八條第二項及び第三項の規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日
六 第一条中地方税法第七十二条の二十三第一項の改正規定及び同法第七十二条の四十九の八第一項の改正規定(「第二十一条及び」を削る部分を除く。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日
七 第一条中地方税法附則第十五條第三十二項の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法の施行の日
八 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号及び第五十三條第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(「第八十二条の十五の下に」(同法第四百四十五條の八において準用する場合を含む。))を加える部分に限る。)、同条第二十九項、同法第七十二条の四十四第一項第二号、第二百九十二条第一項第四号及び第三百二十一条の八第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(「第八十二条の十五の下に」(同法第四百四十五條の八において準用する場合を含む。))を加える部分に限る。並びに同条第二十九項及び同法第七百三十四條第三項の改正規定 信託業法(平成十六年法律第 号)の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十五條第三十二項の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法の施行の日
八 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号及び第五十三條第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(「第八十二条の十五の下に」(同法第四百四十五條の八において準用する場合を含む。))を加える部分に限る。)、同条第二十九項、同法第七十二条の四十四第一項第二号、第二百九十二条第一項第四号及び第三百二十一条の八第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(「第八十二条の十五の下に」(同法第四百四十五條の八において準用する場合を含む。))を加える部分に限る。並びに同条第二十九項及び同法第七百三十四條第三項の改正規定 信託業法(平成十六年法律第 号)の施行の日

渡資産に該當するものの譲渡に係る個人の道府県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前行った所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第七条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び附則第九条において「旧租税特別措置法」という。)第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する渡資産に該當するものの譲渡

同号に見定する養育資金に該当するものの養育

こ系る固人の道守景民説について、なる並前

の例である。

新法村町第五條の三第一項の見定は、施行日

人後之時三已當辛（所去第二十三條第一頁第十

正号と見三十の寺三記当等という。以下この頁

二五、同。系所且說寺刊昔置去育四

条の二等し頁及び条の三等十頁と規定する。

事業の三つの場合について適用、施行日前に

寺三己自辛之系。曰且說寺川昔置去第。四桑の二

第三頁又は第四頁の三等二頁に見えたる事実が

三ツの場合の二つには、なる差の刑による。

行法廿四等三十四等三頁等一號等余。

の見直し、新尋問の内閣義務者など、一六五二

月一日以後之示、所且免、寺川昔置去等三十一條

第一頁二見三二二也辛又は建初辛の變度ニ系

、個人の権利を侵害することの適目、行政手続の

四色義等并同日行三万二日且免寺司普置夫

第三十二卷之三

の重なり、固人の重なり、思免の重なり、

三行の間に三行。

行未計りし三國の三の思ふは、行未計りし

月也。務者，立一不立二，又受三，而

第一、三、五、七、九の要す

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

[illegible]

作「作」字、全「作」字、言「作」字、

海に作られた。元月、三

行營（糸和義美）

知不足齋叢書

一、附錄三：目錄

上作三才全(一)。(二)言者言言言。

条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税については、なお従前の例による。

8 新法附則第三十五条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つた旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 新法附則第三十五条の第三項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に行う同項に規定する特定中小会社の特定株式(新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号及び第三号に定めるものにあつては、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。)の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に行つた旧法附則第三十五条の第三項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

10 平成十六年度分の個人の道府県民税に限り、附則第九条第九項の規定の適用を受ける者に係る当該年度分の道府県民税に関する申告書の提出期限については、新法第四十五条の第二項中「三月十五日」とあるのは、「平成十六年四月三十日」とする。

11 平成十七年度分の個人の道府県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、道府県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る新法第三十八条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

12 新法附則第四条の二の規定の適用については、平成十七年度分の個人の道府県民税に限り、同条第七項第一号中「第八号」とあるのは、「第八号、第十号」とする。

13 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中

法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

14 新法第五十三条第六項、第八項、第十一項、第十二項、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十項の規定は、平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において生じた同条第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に開始した連結事業年度において生じた同条第十一項の控除対象個別帰属税額、同日以後に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなつたため還付を受けた同条第十五項の控除対象還付法人税額又は同日以後に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十九項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日以前に開始した事業年度において生じた旧法第五十三条第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以前に開始した連結事業年度において生じた同条第十一項の控除対象個別帰属税額、同日以前に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなつたため還付を受けた同条第十五項の控除対象還付法人税額又は同日以前に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十九項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

第四条 新法第七十二条の二十三第二項の規定は、平成十三年四月一日以後に開始した事業年度(連結事業年度 法人税法(昭和四十年法律第

三十四号)第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)に該当する期間を除く。において生じた新法第七十二条の二十三第二項の欠損金額又は同日以後に開始した事業年度(連結事業年度に該当する期間に限る。)において生じた同項の個別欠損金額について適用し、同日以前に開始した事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)において生じた旧法第七十二条の二十三第二項の欠損金額又は同日以前に開始した事業年度(連結事業年度の個別欠損金額については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の四十八第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項及び附則第二十二條において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の四十九の八第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の五十二第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後

の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法第七十三条の十四第七項及び第七十三条の二十七の五第一項に規定する資金の貸付けを受けて、中小企業総合事業団法及び機械信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第六条 新法附則第十二条の三第四項及び第六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十二条の三第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新法第二百五十九条第二項の規定は、施行日以後に議会の議決がされる道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定について適用し、施行日前に議会の議決がされた道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第二百九十五条並びに附則第四条の二及び第三十五条の二(第九項第一号を除く。)の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第二百九十二条(第一項第四号を除く。)、第三百零四条の二及び第三百零七条の二(第一項第五号並びに新法附則第四条第八項において準用する同条第七項第一号、新法附則第三十三号、新法附則第三十四号第四項において準用する同条第三項第一号、新法附則第三十五条の二第十項において準用する同条第九項第一号及び新法附則第三十五条の四第四項において準用する同条第二項第一号の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第四条の規定(第七項第一号を除く。)は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十四条(第三項第一号を除く。)の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一

月一日以後に行う新租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧法附則第三十四条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 新法附則第三十五条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法附則第三十五条の三第三十二項において準用する同条第八項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に行う同項に規定する特定中小会社の特定株式(新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号及び第三号に定めるもの)にあつては、施行日以後に払込により取得をするものに限る。の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日以前に行った旧法附則第三十五条の三第三十二項において準用する同条第八項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

9 平成十六年度分の個人の市町村民税に限り、

施行日の前日において旧法附則第三条の三第四項の規定に該当する者であり、かつ、平成十六年一月一日現在の住所所在地の市町村長に対し当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要しなかつた者当該市町村における旧法第三百零七条の二第二項ただし書に規定する条例で定めるものに限る。で、施行日において新たに当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要することとなるものに係る新法第三百零七条の二の規定の適用については、同条第一項中「三月十五日」とあるのは、「平成十六年四月三十日」とする。

10 平成十七年度分の個人の市町村民税に限り、平成十七年一月一日現在において、市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で当該市町村内に住所を有するものに係る新法第三百零七条の規定の適用については、同条中「三千円」とあるのは、「千五百円」とする。

11 新法附則第四条の二の規定の適用については、平成十七年度分の個人の市町村民税に限り、同条第八項において準用する同条第七項第一号中「第八号」とあるのは、「第八号、第十号」とする。

12 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

13 新法第三百二十一条の八第六項、第八項、第十一項、第十二項、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十項の規定は、平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において生じた同条

第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に開始した連結事業年度において生じた同条第十一項の控除対象個別帰属税額、同日以後に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなつたため還付を受けた同条第十五項の控除対象還付法人税額又は同日以後に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十九項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日以前に開始した事業年度において生じた旧法第三百二十一条の八第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以前に開始した連結事業年度において生じた同条第十一項の控除対象個別帰属税額、同日以前に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなつたため還付を受けた同条第十五項の控除対象還付法人税額又は同日以前に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十九項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十三条第九項の規定は、施行日以後に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 施行日前に設けられた旧法第三百四十八条第二項第十五号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十八條第二項第二十二號の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第三百四十八條第二項第三十二號の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百四十九條の三第二項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する構築物に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九條の三第二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 旧法第三百四十九條の三第十六項に規定する固定資産税に対して課する平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

8 新法第三百四十九條の三第十七項の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 旧法第三百四十九條の三第十八項に規定する固定資産税に対して課する平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

10 施行日前に敷設された旧法第三百四十九條の三第三十二項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 新法第三百四十九條の三第三十五項の規定は、施行日以後に建設された同項に規定する変電所の用に供する償却資産に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に建設された旧法第三百四十九條の三第三十七項に規定する変電所の用に供する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 新法第三百四十九條の三第三十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十七年度以後の年度

分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九條の三第三十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 施行日前にされた旧法第三百八十二條の三の規定に基づく証明書の交付の請求については、なお従前の例による。

14 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五條第三項に規定する倉庫等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第五項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第六項第二号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第九項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成九年度から平成十五年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなった旧法附則第十五條第十項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成八年四月一日から平成十六年三月三十一

日までの間に取得された旧法附則第十五條第二十項に規定する土地及び家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

23 平成十二年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十四項に規定する国の機関との共同研究に必要な施設の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」とあるのは、「平成十二年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」とし、「又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二條第二項に規定する特定独立行政法人をい）、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。」と共同して研究を行う民法第三十四條の法人で政令で定めるものが当該特定独立行政法人が所有する土地（その使用の対価が時価より低く定められたものとして総務省令で定めるものに限る。）の上に平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得した当該研究に必要な施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの」とあるのは、「で当該民法第三十四條の法人が国立大学法人と共同して行う研究に必要な施設の用に供されているものであつて当該民法第三十四條の法人が当該国立大学法人が所有する土地（当該国立大学法人が国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則第九條第一項の規定により国から承継した土地でその使用の対価が時価より低く定められたものとして総務省令で定めるものに限る。）の上に所有する家屋及び償却資産」とする。

24 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十

日までの間に新設された旧法附則第十五條第二十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

25 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第三十二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

26 平成十二年八月一日から平成十六年三月三十一日までの間に食品流通構造改善促進法第四條第二項の規定による認定を受けた同法第六項に規定する構造改善計画に基づき同法第二條第三項第二号の事業が実施される卸売市場法第二條第四項に規定する地方卸売市場において直接その本来の事業の用に供された旧法附則第十五條第三十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

27 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第三十五項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）
第十一條 新法第四百八十五條の十三第一項の規定は、平成十六年度以後の年度の市町村たばこ税について適用し、平成十五年度までの市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成十六年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五條の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは「除して得た割合に百分の百十二を乗じて得た割合」と、「当該超える部分に相当する額」とあるのは「当該超える部分に相当する額の二分の一に相当する額」とする。
3 平成十七年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五條の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百四を乗じて得た割合」

とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定(新法第六百二条の規定を除く。)中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定(新法第六百二条の規定を除く。)中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十六条第二項第一号の二十五及び第一号の二十六の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新法第五百八十六条第二項第十二号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 新法第五百八十六条第二項第二十一号の二及び第二十七号の六の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 新法第五百八十六条第二項第二十三号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する

部分に限る。)は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

7 旧法第六百二条第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をするにつき同項に規定する市町村長の認定を受けた土地の所有者等(旧法第五百八十五条第一項に規定する土地の所有者等をいう。)は、新法第六百二条第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をするにつき同項に規定する市町村長の認定を受けたものとみなす。

第十三条 新法第六百六十九条第一項の規定は、施行日以後に同条の規定によりされる協議の申出に係る市町村法定外普通税の同項に規定する新設又は変更について適用し、この法律の施行の際現に旧法第六百六十九条の規定によりされている協議の申出に係る市町村法定外普通税の同条に規定する新設又は変更については、なお従前の例による。

2 新法第六百六十九条第二項の規定は、施行日以後に議会の議決がされる市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定について適用し、施行日前に議会の議決がされた市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)
第十四条 新法附則第三十二条第一項、第四項及び第六項から第十三項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税に対して適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第三十二条第五項及び第十項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

十六年六月一日以後に製造される軽油の販売、消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

2 新法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定による製造の承認は、これらの号の規定の例により、平成十六年六月一日以前においても行うことができる。

3 平成十六年六月一日前に旧法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定によりされた混和の承認は、新法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定によりされた製造の承認とみなす。

(狩猟税に関する経過措置)
第十六条 新法の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

(入猟税に関する経過措置)
第十七条 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)
第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十六年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十六年前の年分の個人の事業及び平成十六年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 旧法第七百一条の三十四第三項第二十号に規定する資金の貸付けを受けて設置された施設に係る事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法第七百一条の三十四第三項第二十号に規定する譲渡を受けた施設に係る事業のうち、平成十六年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十六年分までの個人の事業に對して課すべき事業所税については、なお従前の例による。

の個人の事業に對して課すべき事業所税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第三十二条の七第十項の規定は、平成十六年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十六年分までの個人の事業に對して課すべき事業所税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「環境事業団から」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第四條第一項の規定による解散前の環境事業団から」と、「環境事業団法」とあるのは「同法附則第二十條の規定による廃止前の環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)」とする。

5 旧法附則第三十二条の七第十一項に規定する事業のうち、同項に規定する特定施設に係る事業所等(新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等)をいい、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設されたものに限る。が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該特定施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第六條に規定する認定事業者が行う事業に對して課すべき事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

6 旧法附則第三十二条の八第二項に規定する事業のうち、施行日から特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の施行日の前日までに終了する事業年度分の法人の事業に對して課すべき事業所税に係る同項の規定の適用については、同項中「平成十六年三月三十一日」とあるのは「平成十六年六月三十日」と、「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

(都市計画税に関する経過措置)
第十九条 別段の定めがあるものを除き、新法の

(二千五年日本國際博覽會に係る經過措置)
第二十二條 新法附則第三十九條の二第四項の規

の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金(以下

十九第三項（狩猟税の証紙徴収の手續）を加え

第五号に掲げる額の合算額」に改め、同項に次

五 市町村たばこ税都道府県交付金増収見込額当該都道府県が包括する市町村に係る第三項第四号に掲げる額の合算額をいう。

第五項第三項中「第三号に掲げる額」を「第三号に掲げる額(市町村たばこ税都道府県交付金を交付する市町村にあつては、第三号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額)」に改め、同項に次の一号を加える。

四 市町村たばこ税都道府県交付金減収見込額(各年度の前年度における当該市町村の前号に掲げる額に当該市町村の当該各年度の市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額を当該各年度の前年度の市町村たばこ税の収入額で除して得た率を乗じて得た額をいう。)

第五項第四項の表中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 市町村たばこ税都道府県交付金増収見込額 当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

第五項第四項の表に次のように加える。

九 市町村たばこ税都道府県交付金減収見込額 前年度の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

第十四条第三項を次のように改める。

3 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中「十一 軽油引取税 一 前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量」とあるのは「十一 軽油引取税 前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量 十一の二 地方特例 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に法律(平成十一年法律第十七号)第三条第四項の規定により算

関する法 定した額」と、同項の表市町村の項中「十四 軽油引取税交 前年度の軽油引取税交付金の交 付金」とあるのは「十四 軽油引取税交 前年度の軽油引取税交付 十四の二 地方特例 当該年度について地方特 交付金 法律第三条第四項の規定

付額」とあるのは「十四 軽油引取税交 前年度の軽油引取税交付 十四の二 地方特例 当該年度について地方特 交付金 法律第三条第四項の規定

金の交付額 例交付金等の地方財政の特別措置に関する により算定した額

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二條 前条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律第五條の規定は、平成十七年度分の地方特例交付金から適用する。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三條 地方税法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第三條第一項の規定により承継した固定資産のうち同項の規定による解散前の地域振興整備公団」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第八條第三項の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五條 地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第一條のうち地方税法第三百四十九條の三第二項から第三十一項までの改正規定中「同条第二十八項から第三十一項まで」を「同条第二十七項から第三十項まで」に改め、同条第三十六項の改正規定中「同条第三十六項」を「同条第三十四項」に改める。

所得譲与税法 所得譲与税法 第一條 この法律は、個人の所得課税に係る国から

ら地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として所得譲与税を地方公共団体に対して譲与するため、必要な事項を定めるものとする。

(所得譲与税)

第二條 所得譲与税は、毎年度の所得税法昭和四十年法律第三十三号の規定による所得税の収入額のうち四千二百四十九億円に相当する額とし、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して譲与するものとする。

(譲与の基準)

第三條 所得譲与税は、その二分の一に相当する額を都道府県に対し、その二分の一に相当する額を市町村に対し、それぞれ官報で公示された最新の国勢調査の結果による各都道府県又は各市町村の人口にあん分して譲与するものとする。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第四條 所得譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、都道府県に対して譲与すべきものにあつてはそれぞれ当該下欄に定める額の二分の一に相当する額を、市町村に対して譲与すべきものにあつてはそれぞれ当該下欄に定める額の二分の一に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
九月 月	当該年度に譲与すべき額の二分の一に相当する額
三月 月	当該年度に譲与すべき額の二分の一に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することとがでなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第五條 各都道府県及び市町村に対する前条第一

第一條 この法律は、個人の所得課税に係る国から

項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき所得
譲与税の額として前二条の規定を適用して計算
した金額に千円未満の端数金額があるときは、
その端数金額を控除した金額をもって、当該各
譲与時期ごとに譲与すべき所得譲与税の額とす
る。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措
置)

第六条 総務大臣は、所得譲与税を都道府県及び
市町村に譲与した後に於いて、その譲与した額
の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加
し、又は減少する必要があるときは、当該増
加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたこと
を発見した日以後に到来する譲与時期において
譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した
額をもって当該譲与時期において都道府県及び

市町村に譲与すべき額とするものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第七条 総務大臣は、第十一条の総務省令を制定
し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道
府県及び市町村に対して譲与すべき所得譲与税
を譲与しようとするときは、地方財政審議会の
意見を聴かなければならない。

(所得譲与税の使途)

第八条 国は、所得譲与税の譲与に当たっては、
その使途について条件を付け、又は制限しては
ならない。

(地方財政法の適用関係)

第九条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)
第四条の三第一項の規定の適用については、当
分の間、同項中「特別とん譲与税」とあるのは、
「所得譲与税、特別とん譲与税」とする。

(地方交付税法の適用関係)

第十条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の規定の適用については、当分の間、同法第二
条第一号中「所得税」とあるのは「所得譲与税(所得譲与税に係るものを除く。以下同じ。)」と、同法第十四条
第一項中「当該道府県の地方道路譲与税」とあるのは「当該道府県の所得譲与税の収入見込額の百分の
七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税」と、当該市町村の特別とん譲与税」とあるのは「当該市
町村の所得譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の特別とん譲与税」と、当該指定市の
特別とん譲与税」とあるのは「当該指定市の所得譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市
の特別とん譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中「十三 地方道路譲与 前年度の地方道路譲
与税の譲与額」とあるのは「十三 所得譲与税 官報で公示された
前年度の地方道路
譲与税」とする。

与税の譲与額

最近の国勢調査の結果による道府県の人口
譲与税の譲与額

前年度の特別とん譲与税の譲与額

税
とん

官報で公示された最近の国勢調査の結果による市町村の人口
前年度の特別とん譲与税の譲与額

とする。

(総務省令への委任)
第十一条 この法律の実施のための手続その他そ
の施行に關し必要な事項は、総務省令で定め
る。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成
十六年度分の所得譲与税から適用する。

第二条 第十条の規定により読み替えて適用され
る地方交付税法第十四条の規定は、平成十六年
度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定
から適用する。

(東京都三宅村に係る所得譲与税の額の算定方
法の特例)

第三条 東京都三宅村に対して譲与すべき所得譲
与税の額を算定する場合においては、当分の
間、第三条の人口について、総務省令で特例を
設けることができる。

(東京都三宅村に係る基準財政収入額の算定方
法の特例)

第四条 地方交付税法の規定により東京都三宅村
に対して交付すべき普通交付税の額を算定する
場合においては、当分の間、第十条の規定によ
り読み替えて適用される同法第十四条第三項の
表市町村の項の人口について、総務省令で特例
を設けることができる。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改
正)

第五条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭
和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第四条の見出しを「交通安全対策特別交
付金に係る読替規定」に改める。

附則第四条の二中「第四条」を「前条の規定に
より読み替えて適用される第四条」に、「所得
税」を「所得譲与税(所得譲与税に係るものを除
く。)」に改め、同条を附則第四条の三とし、附則
第四条の次に次の一条を加える。
(所得譲与税に係る読替規定)

第四条の二 当分の間、第三条及び第四条の規
定の適用については、第三条中「繰入金」とあ
るのは「繰入金、所得譲与税に充てられる所
得税」と、「地方譲与税譲与金」とあるのは
「地方譲与税譲与金(所得譲与税法(平成十六
年法律第 号)による所得譲与税の譲与
金。)」と、第四条中「所得税」とあるのは「所
得譲与税(所得譲与税に係るものを除く。)」と
する。

(総務省設置法の一部改正)

第六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一
号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中第三号を第四号とし、第
二号の次に次の一号を加える。

三 所得譲与税に關すること。

附則第五条中「及び道路交通法(昭和三十五年
法律第百五十五号)」を、「道路交通法(昭和三十
五年法律第百五十五号)及び所得譲与税法(平成十六年法
律第 号)」に改める。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百
一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項の表道府県の項第九号中「昭
和五十七年度から平成十四年度まで」を「昭和五
十八年度から平成十五年まで」に改め、同表
道府県の項第十号中「昭和五十七年度」を「昭和
五十八年度」に改め、同表道府県の項第十二号
を削り、同表道府県の項第十三号中「平成十四
年度」を「平成十五年」に改め、同号を同表道
府県の項第十二号とし、同表道府県の項第十四
号中「平成十四年度」を「平成十五年」に改め、
同号を同表道府県の項第十三号とし、同表道府
県の項第十五号を同表道府県の項第十四号と
し、同表道府県の項第十六号中「及び平成十四
年度」を「から平成十五年までの各年度」に改
め、同号を同表道府県の項第十五号とし、同表
市町村の項第十号中「昭和五十七年度から平成

十四年度までを「昭和五十八年度から平成十五年度まで」に改め、同表市町村の項第十一号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表市町村の項第十三号を削り、同表市町村の項第十四号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同号を同表市町村の項第十三号とし、同表市町村の項第十五号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同号を同表市町村の項第十四号とし、同表市町村の項第十六号を同表

市町村の項第十五号とし、同表市町村の項第十七号中「及び平成十四年度」を「から平成十五年度までの各年度」に改め、同号を同表市町村の項第十六号とし、同表第二項の表第二十五号中「並びに大学」の下に「当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する大学を含む。」を加え、同表第四十七号を次のように改める。

四十七 地方税の減
道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割
及びに法人の行う事業に対する事業税の減収補てんのため、
昭和五十八年度から平成十四年度までの各年度において特別
に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及
び平成十五年度において特別に発行を許可された地方債の額
の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税
の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第
二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対
し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交
付金」という。）の減収補てんのため昭和五十八年度から平成
十五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方
債の額の百分の七十五に相当する額

第十二条第二項の表第四十八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表第五十号を削り、同表第五十一号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同号を同表第五十号とし、同表第五十二号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同号に次のように加え、同号を同表第五十一号とする。

(8) 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の四の規定により平成十五年度において起こすことができ
ることとされた地方債の額

五十三 臨時財政対
策のため平成十三
年度から平成十五
年度までの各年度
において特別に起
こすことができる
こととされた地方
債の額

第十二条第二項の表第五十四号を削る。

第十三条第五項の表道府県の項第二号中

員数 及び生徒 数	種別補正、 態容補正及び寒冷補正	に改め、 同表道府県の項第三号中	人口	段階補正、 密度補正
4	その他の土木	費	人口	段階補正、 密度補正
(1)	經常經費	費	(1)	經常經費
4	その他の土木	費	(1)	經常經費
(1)	經常經費	費	(1)	經常經費

に改め、
同表道府県の項第三号中

員数 及び生徒 数	種別補正、 態容補正及び寒冷補正	に改め、 同表道府県の項第三号中	人口	段階補正、 密度補正
3	高等學校費	(2)	人口	段階補正、 密度補正
(1)	經常經費	(2)	(1)	經常經費
4	特殊教育諸学	(2)	(1)	經常經費
(1)	校費	(2)	(1)	經常經費
(2)	投資的經費	(2)	(1)	經常經費
4	特殊教育諸学	(2)	(1)	經常經費
(1)	校費	(2)	(1)	經常經費
(2)	投資的經費	(2)	(1)	經常經費

に改め、
同表道府県の項第四号

員数 及び生徒 数	種別補正、 態容補正及び寒冷補正	に改め、 同表道府県の項第四号	人口	段階補正、 密度補正
3	高等學校費	(2)	人口	段階補正、 密度補正
(1)	經常經費	(2)	(1)	經常經費
4	特殊教育諸学	(2)	(1)	經常經費
(1)	校費	(2)	(1)	經常經費
(2)	投資的經費	(2)	(1)	經常經費
4	特殊教育諸学	(2)	(1)	經常經費
(1)	校費	(2)	(1)	經常經費
(2)	投資的經費	(2)	(1)	經常經費

中「5 労働費」	一人	一段階補正及び態容補正	「」を
「5 労働費」	一人	一段階補正	「」に改
め、同表道府県の項第六号中			
正			
及び寒冷補正			
を			
1 企画振興費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正	
(1) 経常経費	人口	段階補正	
(2) 投資的経費	人口	段階補正、密度補正、態容補正	
2 徴税費	世帯数	段階補正及び密度補正	
(1) 経常経費	人口	態容補正	
(2) 投資的経費	人口	段階補正	
2 徴税費	世帯数	段階補正	

に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十七年度から平成十四年度

まで」を「昭和五十八年度から平成十五年ま
で」に改め、同表道府県の項第十号中「昭和五
十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表道府
県の項第十二号及び第十三号中「平成十四年度」
を「平成十五年」に改め、同表道府県の項第十
五号中「及び平成十四年度」を「から平成十五
年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第九
号中「昭和五十七年度から平成十四年度まで」を
「昭和五十八年度から平成十五年まで」に改
め、同表市町村の項第十号中「昭和五十七年度」
を「昭和五十八年度」に改め、同表市町村の項第
十二号及び第十三号中「平成十四年度」を「平成
十五年」に改め、同表市町村の項第十五号中
「及び平成十四年度」を「から平成十五年まで
の各年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成十五年分」を
「平成十六年度分」に改め、同条第一項各号列記
以外の部分中「平成十五年」を「平成十六年度」
に、「第十一号」を「第十号」に、「四千二百億円」
を「四千四百億円」に、「第十二号」を「第十一号」
に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部」
を改正する法律「平成十五年法律第十号」を「地
方交付税法等の一部を改正する法律「平成十六

年法律第 号」に、「附則第四条の二第六
項」を「附則第四条の二第八項」に、「平成十五
年度分」を「平成十六年度分」に、「三十七億円」を
「千二百四十六億円」に改め、同項第三号中「平
成十六年度から平成三十三年度まで」を「平成十九
年度から平成三十三年度まで」に、「千六百八十
四億円」を「千六百八十五億円」に改め、同項第
四号中「平成十六年度から平成三十三年度まで」を
「平成十九年度から平成三十三年度まで」に、
「四百二十億円」を「五百八億円」に改め、同項第
五号中「四億円」を「十一億円」に改め、同項第六
号を削り、同項第七号中「五兆五千四百十六億
円」を「三兆八千八百七十六億円」に改め、同号
を同項第六号とし、同項第八号中「平成十五年
度」を「平成十六年度」に、「平成十六年度から平
成三十三年度まで」を「平成十九年度から平成三十
三年度まで」に改め、同号を同項第七号とし、同
項第九号中「平成十五年」を「平成十六年度」
に、「平成十六年度から平成三十三年度まで」を
「平成十九年度から平成三十三年度まで」に、
「三兆六千六百六十四億七千八百万円」を「四兆
三千八百億二千二百万円」に改め、同号を同項第

八号とし、同項第十号中「平成十五年」を「平
成十六年度」に改め、同号を同項第九号とし、同
項第十一号中「平成十五年」を「平成十六年度」
に、「三十一兆八千三百五十六億五千四百四十
八千円」を「三十二兆八千七百七十七億三千九百四
十万八千円」に改め、同号を同項第十号とし、同
項第十二号中「平成十四年度」を「平成十五年」
に、「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の
二第五項」に改め、同号を同項第十一号とし、同
項第十三号中「平成十四年度」を「平成十五年」
に、「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の
二第六項」に、「二兆九千九百四十億三千七百万
円」を「三兆六千六百六十四億七千八百万円」に
改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次
の一号を加える。

十三 平成十五年における借入金額の相
当する額のうち旧法附則第四条の二第七項
の規定に基づき平成二十一年度から平成三
十年度までの各年度分の交付税の総額に加
算することとされていた額の合算額に相当

する額 八百七十九億円
附則第四条第一項第十四号中「平成十四年度」
を「平成十五年」に、「前二号」を「前三号」に、
「三十兆七千二百四十三億三千九百四十万八千
円」を「三十一兆八千三百五十六億五千四百四十
八千円」に改め、同項第十五号中「平成十五年
度」を「平成十六年度」に、「六千五百五十億円」を
「六千三百八十二億円」に改め、同条第二項中
「平成十五年分」を「平成十六年度分」に、「附
則第四条の二第七項」を「附則第四条の二第九
項」に改める。

附則第四条の二の前の見出し及び同条第一項
中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、同
条第二項及び第三項中「平成十六年度から平成
三十三年度まで」を「平成十七年度から平成三十
三年度まで」に改め、同条第四項中「平成十六
年度」を「平成十七年度」に改め、同条第五項中「平
成十六年度から平成三十三年度まで」を「平成十九
年度から平成三十三年度まで」に改め、同項の
表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円
平成二十二年	六千五百七十七億円
平成二十三年	七千六百五十七億円
平成二十四年	七千六百五十七億円
平成二十五年度	八千三百七十六億円
平成二十六年度	九千二百十六億円
平成二十七年	一兆百三十五億三千五百七十九円
平成二十八年	七千五百九十三億三千三百五十万円
平成二十九年度	五千九百九十八億円
平成三十年度	四千二百八十八億円
平成三十一年	三千四百四十四億円
平成三十二年	千七百二十八億五千万円
平成三十三年	

附則第四条の二第六項中「平成十六年度から平成三十年度まで」を「平成十九年度から平成三十年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十九年度	二千三百九十一億円
平成二十年度	二千九百五十七億円
平成二十一年度	三千七百四十九億円
平成二十二年	四千六百五十一億二千円
平成二十三年	二千七百十億円
平成二十四年度	三千八十億円
平成二十五年度	三千三百八十九億円
平成二十六年度	三千七百二十七億円
平成二十七年	四千九十六億円
平成二十八年	四千五百七億二千九百円
平成二十九年	三千六百二十六億八千八百円
平成三十年度	二千六百四十三億四千四百円
平成三十一年	二千六百二十五億三千四百円
平成三十二年	四百十七億円
平成三十三年	二百三十億円

附則第四条の二第八項中「平成十六年度から平成三十年度まで」を「平成十七年度から平成三十三年度まで」に、「平成十六年度から平成二十年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項から第四項までの規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成十九年度及び平成二十年度に、「次の表」を「同表」に、「とする」を「とし、平成三十一

年度にあつては第一項の額に第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により加算される額並びに同表の上欄に掲げる同年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成三十二年及び平成三十三年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により加算される額を加算した額とする」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十七年度	千九百六十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年	七千二十七億円
平成二十二年度	六千八百九十九億円

平成二十三年	六千二百七億円
平成二十四年	五千四百七十一億円
平成二十五年	四千七百四十九億円
平成二十六年	四千四億円
平成二十七年	三千三百二十億円
平成二十八年	二千五百八十一億円
平成二十九年	千九百五十二億円
平成三十年	千二百八十八億円
平成三十一年	六百六十億円

附則第四条の二第九項中「平成十六年度を「平成十七年度」に、「四千七百八億七千五百六十二万二千円」を「四千三百八十七億八千九百七千円」を「千八百八十九億八千九百七千円」に改める。

附則第四条の四を削る。

附則第四条の三第一項中「平成十六年度を「平成十七年度」に、「前条第六項」を「附則第四条の二第六項」に改め、同条第二項中「前条第十項」を「附則第四条の二第十項」に改め、同条を附則第四条の四とし、附則第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 平成十七年度及び平成十八年度において、地方財政の状況等にかんがみ、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第八項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 平成十七年度にあつては、前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三條の五の二第一項に規定する地方債（以下この条において「臨時財政対策債」という。）で同年度において総務大臣又は都道府県知事が発行を許可するもの予定額の総額から臨時財政対策債に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額の総額の見込

額及び次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 平成十六年度における借入金金の額に相当する額のうち交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五條第一項の規定により同年度においてすることができるとされた借入金金の限度額から平成十七年度においてすることができるとされた借入金金の限度額を控除した額に相当する額

二 平成十六年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五條第一項の規定による借入金金のうち前号に掲げる額に二を乗じて得た額に相当する額の借入金及び当該借入金に係る債務の弁済に起因する平成十七年度における同法第十三條第一項の規定による一時借入金に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額

3 平成十八年度にあつては、第一項の臨時財政対策のための特例加算額は、臨時財政対策債で同年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの予定額の総額から臨時財政対策債に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額の総額の見込額及び次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 平成十七年度における借入金金の額に相当

する額のうち交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定により同年度においてすることができることとされた借入金の限度額から平成十八年度においてすることができることとされた借入金の限度額を控除した額に相当する額

二 平成十七年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定による借入金のうち前号に掲げる額に相当する額の借入金及び当該借入金に係る債務の弁済に起因する平成十八年度における同法第十三条第一項の規定による一時借入金に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額

附則第六条の三の見出しを「平成十六年度から平成十八年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例」に改め、同条第一項中「平成十五年分」を「平成十六年度から平成十八年度までの各年度分」に、「第十一条の規定によつて算定した額から、」を「平成十六年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から、」とす、平成十七年度及び平成十八年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする」に改め、同項の表中「二四、八五八」を「一七、七四六」に、「一七、三〇八」を「一一、八〇〇」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
道府県	一 警察費 二 土木費	1 道路橋りよう費	警察職員数	一人につき 一〇、二〇六、〇〇〇 円
		(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき 一九四、〇〇〇
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき 三、五九五、〇〇〇
		2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき 一三三、〇〇〇
		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき 五八四、〇〇〇
		(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき 三七、四〇〇
		3 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき 一三、九〇〇
		(1) 経常経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき 六、五八〇
		(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき 五、三一〇
		4 その他の土木費	人口	一人につき 一、二四五
道府県	一 警察費 二 土木費	(1) 経常経費	人口	一人につき 七九五
		(2) 投資的経費	人口	一人につき 七九五

三 教育費	1 小学校費	教職員数	一人につき	五、六六三、〇〇〇
	2 中学校費	教職員数	一人につき	五、六一四、〇〇〇
	3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、八〇〇、〇〇〇
	(1) 経常経費	生徒数	一人につき	八一、一〇〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三九、八〇〇
	4 特殊教育諸学	教職員数	一人につき	五、六九〇、〇〇〇
	(1) 経常経費	児童及び生徒の数	一人につき	三三二、〇〇〇
	(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、四九二、〇〇〇
	(3) 学級数	学級数	一学級につき	一、五二九、〇〇〇
	5 その他の教育費	人口	一人につき	二、一二〇
四 厚生労働費	1 生活保護費	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	三三四、〇〇〇
	2 社会福祉費	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二三四、六〇〇
	(1) 経常経費	町村部人口	一人につき	六、一二〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	五、七六〇
	3 衛生費	人口	一人につき	五、三八四
	4 高齢者保健福祉費	人口	一人につき	五、九四〇
	(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	四〇、八〇〇
	(2) 投資的経費	七十五歳以上人口	一人につき	五一、三〇〇
	5 労働費	六十五歳以上人口	一人につき	二、二四〇
	5 産業経済費	人口	一人につき	六八九
五 農業経済費	1 農業行政費	農家数	一人につき	一〇〇、八〇〇
	(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	五三、七〇〇
	(2) 投資的経費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、四二〇
	2 林野行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一一、四〇〇
	(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	四、七三〇
	(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	四、七三〇

3	水産行政費	水産業者数	一人につき	二、三、七、〇〇〇
(1)	経常経費	水産業者数	一人につき	四、五、八〇〇
(2)	投資的経費	水産業者数	一人につき	二、五、三〇
4	商工行政費	人口	一人につき	
六	その他の行政費			
1	企画振興費	人口	一人につき	一、八、一〇
(1)	経常経費	人口	一人につき	八、七〇
(2)	投資的経費	人口	一世帯につき	七、五三〇
2	徴税費	世帯数	一人につき	一、二、六二、〇〇〇
3	恩給費	恩給受給権者数		
4	その他の諸費	人口	一人につき	四、八三〇
(1)	経常経費	人口	一人につき	一、七五〇
(2)	投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	七〇二、〇〇〇
七	災害復旧費	災害復旧事業費の 財源に充てられる 又は許可を得た 発行に充てられる 地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八	補正予算償還費	昭和五十年から 平成十年までの 各年度において の補正予算等 に係る事業費の 財源に充てられ る事業費の財源 に充てられる地 方債に係る元利 償還金	千円につき	八〇〇
九	地方税減収補てん償還費	地方税の減収補て んのための昭和五 十年から平成十 五年までの各年 度において特別 に地方債の額	千円につき	二五

十	地域財政特別対 策償還費	地域財政特別対 策のため昭和五 十八年度から平 成五十八年度に わたって特別に 発行した地方債 の額	千円につき	二五
十一	臨時財政特別 償還費	臨時財政特別対 策のため昭和六 十二年から平成 十二年までの各 年度において特 別に発行した地 方債の額	千円につき	八七
十二	財源対策償還 費	平成十六年度か ら平成二十年度 までの各年度に わたって財源対 策のため該年度 の地方債の許 可額	千円につき	八八
十三	減税補てん償 還費	個人にわたる道 府県民税の減 税による平成十 六年から平成 十六年度までの 各年度にわた る減収を補て んするための各 年度にわたる 減収の額	千円につき	四一
十四	臨時税収補て ん償還費	臨時税収補てん のため平成九年 度から平成十九 年度までの各年 度において特別 に発行した地方 債の額	千円につき	一三二
十五	臨時財政対策 償還費	臨時財政対策の ため平成十三年 度から平成十五 年度までの各年 度において特別 に発行した地方 債の額	千円につき	一四
市町村 二 土木費	人口	一〇、八〇〇 円		

1	道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一〇二、〇〇〇
	(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	三八〇、〇〇〇
2	港湾費	港湾における保留	一メートルにつき	三七、四〇〇
	(1) 経常経費	施設の延長	一メートルにつき	一三、九〇〇
(2)	投資的経費	施設の延長	一メートルにつき	六、五八〇
	施設の延長	施設の延長	一メートルにつき	五、三一〇
3	都市計画費	都市計画区域にお	一人につき	一、二八〇
	(1) 経常経費	ける人口	一人につき	八〇〇
(2)	投資的経費	都市計画区域にお	一人につき	四四、八〇〇
	ける人口	ける人口	一人につき	一五七
4	公園費	人口	一人につき	六七八
	(1) 経常経費	都市公園の面積	千平方メートルにつき	一五七
(2)	投資的経費	人口	一人につき	一三〇
	下水道費	人口	一人につき	一〇八
5	その他の土木費	人口	一人につき	一、五五〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	四七八
(2)	投資的経費	人口	一人につき	四四、九〇〇
	小学校費	児童数	一人につき	九七三、〇〇〇
1	小学校費	学級数	一校につき	一〇、二一〇、〇〇〇
	(1) 経常経費	学級数	一校につき	六八七、〇〇〇
(2)	投資的経費	生徒数	一人につき	三八、一〇〇
	中学校費	学級数	一校につき	一、一八一、〇〇〇
2	中学校費	学級数	一校につき	一、八三二、〇〇〇
	(1) 経常経費	学級数	一校につき	六八七、〇〇〇
(2)	投資的経費	学級数	一校につき	一、一八一、〇〇〇
	高等学校費	学級数	一校につき	六八七、〇〇〇
3	高等学校費	学級数	一校につき	六八七、〇〇〇
	(2) 投資的経費	学級数	一校につき	六八七、〇〇〇

1	経常経費	教職員数	一人につき	七、七二一、〇〇〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	六三、七〇〇
2	その他の教育費	生徒数	一人につき	二七、三〇〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	六、二七〇
(2)	投資的経費	幼稚園の幼児数	一人につき	三八六、〇〇〇
	人口	人口	一人につき	二一三
3	厚生費	市部人口	一人につき	六、二〇〇
	(1) 生活保護費	人口	一人につき	一、一〇〇
(2)	社会福祉費	人口	一人につき	四、五三
	投資的経費	人口	一人につき	四、三一〇
4	保健衛生費	人口	一人につき	七二、一〇〇
	高齢者保健福祉費	人口	一人につき	五、一三〇〇
5	清掃費	六十五歳以上人口	一人につき	一、八五〇
	(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	六、五七〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき	五五六
	産業経済費	人口	一人につき	六四、二〇〇
1	農業行政費	農家数	一戸につき	二九、七〇〇
	(1) 経常経費	農家数	一戸につき	一、二三〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき	一、三四、〇〇〇
	その他の産業経済費	人口	一人につき	九六、〇〇〇
2	商工行政費	人口	一人につき	一、一〇〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	四、七五〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき	一、〇〇〇
	その他の行政費	人口	一人につき	八、五七〇
3	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、六七〇
	(2) 投資的経費	世帯数	一世帯につき	一、六七〇
4	徴税費	人口	一人につき	一、〇〇〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	一、〇〇〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき	一、〇〇〇
	企画振興費	人口	一人につき	一、〇〇〇
5	その他の行政費	人口	一人につき	一、〇〇〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	一、〇〇〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき	一、〇〇〇
	林業、水産業及び	人口	一人につき	一、〇〇〇
6	林業、水産業及び	人口	一人につき	一、〇〇〇
	林業、水産業及び	人口	一人につき	一、〇〇〇

十二 臨時財政特別 償還費	臨時財政特別対策 のため昭和三十三 年度から平成十三 年度までの各年度 において特別に発 行を許可された地 方債の額	千円につき	八七
十三 財源対策償 還費	平成六年度から平 成十五年度までの 各年度の財源対策 のため当該各年度 において発行を許 可された地方債の 額	千円につき	八八
十四 減税補てん償 還費	個人の市町村民税 に係る特別減税等 による平成六年度 から平成八年度ま での各年度及び平 成十年度から平成 十五年度までの各 年度の減取を補て んするため当該各 年度において特別 に起こすことがで きることとされた 地方債の額	千円につき	四一
十五 臨時税収補て ん償還費	臨時税収補てんの ため平成九年度に おいて特別に起こ すことができるこ ととされた地方債 の額	千円につき	九〇
十六 臨時財政対策 償還費	臨時財政対策のた め平成十三年度か ら平成十五年度ま での各年度におい て特別に起こすこ とができることと された地方債の額	千円につき	一五

万七千円(以下「平成十五年度分の借入金限度額」という。)、平成十六年度から平成三十七年度までの各年度にあつては平成十五年度分の借入金限度額を「平成十六年度にあつては五十兆二千二百三十三億三千二百九十八万七千円以下「平成十六年度分の借入金限度額」という。)、平成十七年度にあつては平成十六年度分の借入金限度額から七百九十八億七千五百万円を控除

した額(以下「平成十七年度分の借入金限度額」という。)、平成十八年度にあつては平成十七年度分の借入金限度額から七百九十八億七千五百

万円を控除した額(以下「平成十八年度分の借入金限度額」という。)、平成十九年度から平成三十八年度までの各年度にあつては平成十八年度

分の借入金限度額に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除		額
	地方交付税法附則第四項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四項第八号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四項第九号の額に相当する借入金限度額に係るもの
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円	二兆三千二百八十一億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円	二千九百五十七億円	二兆六千九百七十七億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円	三千七百四十九億円	三兆四百八十七億六千万円
平成二十二年	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円	四千六百五十一億二千円	三兆四百九十八億四千万円
平成二十三年度	六千五百七十七億円	二千七百七十億円	二兆八千七百四十億五千万円
平成二十四年度	七千五百五十七億円	三千八十億円	二兆八千九百四十五億円
平成二十五年度	七千六百十五億円	三千三百八十九億円	二兆九千五百六十五億千百万円
平成二十六年度	八千三百七十六億円	三千七百二十七億円	二兆八千二百九十三億三千五百五十万円
平成二十七年	九千二百六十六億円	四千九百六十六億円	二兆二千五百億四千万円
平成二十八年	一兆百三十五億三千五百七十九万円	四千五百七十七億二千九百万円	一兆六千八百十九億四千二百四十万八千円
平成二十九年度	七千五百九十三億三千三百五十万円	三千六百二十六億八千八百万円	一兆三千百十三億二千二百万円
平成三十年度	五千九百九十八億円	二千六百四十三億四千百万円	一兆三百百十三億二千二百万円
平成三十一年度	四千二百八十八億円	千六百二十五億三千四百百万円	一兆二百八十五億四千百万円
平成三十二年	三千百四十四億円	四百十七億円	八千八百三十億三千四百百万円
平成三十三年	千七百二十八億五千万円	二百三十億円	六千七百四十五億円
平成三十四年度			五千二十五億円
平成三十五年度			二千三百二十三億円
平成三十六年度			二千四百二十八億円
平成三十七年度			三千七百三十七億円
平成三十八年度			三千九百五億円
			四千八十億二千万円

附則第六条中「平成十五年度を」平成十六年度に改める。

附則第六条の二第一項中「平成十六年度から

平成二十九年まで」を「平成十七年度から平成三十二年まで」に、「平成三十年まで」を「平

成三十三年度まで」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年に」に、「平成三十年度分」を

「平成三十三年度分」に改め、同条第二項中「平成三十年度に」を「平成三十三年度に」に改め、同項第一号中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改め、同項第二号中「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に、「平成三十年度分」を「平成三十三年度分」に改める。

附則第六条の三第一項中「平成十六年度から平成二十九年度まで」を「平成十七年度から平成三十二年まで」に、「平成三十年度まで」を「平成三十三年度まで」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年に」に、「平成三十年度分」を「平成三十三年度分」に改め、同条第二項中「平成三十年度に」を「平成三十三年度に」に改め、同項第一号中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改め、同項第二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年に」に、「平成三十年度分」を「平成三十三年度分」に改める。

附則第六条の四第一項中「平成十六年度を「平成十七年度」に改める。

附則第七条各号列記以外の部分中「平成十五年度」を「平成十六年度」に、「第七号」を「第六号」に、「平成十六年度から平成二十年度までの各年度にあつては第四条の規定により算定した額」を「平成十七年度及び平成十八年度にあつては第四条の規定により算定した額に第一号及び第五号に掲げる額並びに同法附則第四條の三第一項に規定する臨時財政対策のための特例加算額の合算額を加算した額とし、平成十九年度、平成二十年度及び平成三十一年度にあつては第四条の規定により算定した額に」とするを「とし、平成三十二年及び平成三十三年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号から第三号までに掲げる額の合算額を加算した額とする」に改め、同条第二号の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円
平成二十二年	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円
平成二十三年	六千五百七十七億円
平成二十四年	七千五百五十七億円
平成二十五年度	七千六百十五億円
平成二十六年度	八千三百七十六億円
平成二十七年	九千二百十六億円
平成二十八年度	一兆百三十五億三千五百七十九万円
平成二十九年度	七千五百九十三億三千三百五十万円
平成三十年度	五千百九十八億円
平成三十一年度	四千二百八十八億円
平成三十二年	三千百四十四億円
平成三十三年	千七百二十八億五千万円

附則第七条第三号の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十九年度	二千三百九十一億円
平成二十年度	二千九百五十七億円
平成二十一年度	三千七百四十九億円
平成二十二年	四千六百五十一億二千万円
平成二十三年	二千七百十億円
平成二十四年	三千八十億円
平成二十五年度	三千三百八十九億円
平成二十六年度	三千七百二十七億円
平成二十七年	四千九十六億円
平成二十八年度	四千五百七十七億二千九百万円
平成二十九年度	三千六百二十六億八千八百万円
平成三十年	二千六百四十三億四千万円
平成三十一年度	千六百二十五億三千四百万円
平成三十二年	四百十七億円
平成三十三年	二百三十億円

附則第七条第五号の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十七年度	千九百六十三億円

平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	七千二十七億円
平成二十二年	六千八百九十九億円
平成二十三年	六千二百七億円
平成二十四年	五千四百七十一億円
平成二十五年度	四千七百四十九億円
平成二十六年度	四千四億円
平成二十七年	三千三百二十億円
平成二十八年度	二千五百八十一億円
平成二十九年度	千九百五十二億円
平成三十年度	千二百八十八億円
平成三十一年度	六百六十億円

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二の見出し及び同条第一項中「平成十五年度を」平成十六年度から平成十八年度までの間」に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に、「第二種交付金」を「税源移譲予定特例交付金」に改める。

第一条中「平成十五年度において行われた国の補助金(地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六条に規定する補助金をいう。以下同じ。及び負担金(同法第十七条に規定する国の負担金をいう。以下同じ。の見直しに伴い)」を「義務教育費国庫負担法及び公立義務学校整備特別措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下「負担法等改正法」という。の施行による義務教育費国庫負担金(義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三

号)第二条の規定により国が負担すべき額をいう。以下同じ。及び公立義務学校教育費国庫負担金(公立義務学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)第五条の規定により国が負担すべき額をいう。以下同じ。の」に改める。

第三条第一項中「平成十五年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴う」を「負担法等改正法の施行による義務教育費国庫負担金及び公立義務学校教育費国庫負担金に係る」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 交付金の種類は、減税補てん特例交付金(地方税法改正法及び法人税等負担軽減措置法の施行による道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。及び税源移譲予定特例交付金(負担法等改正法の施行による義務教育費国庫負担金及び公立義務学校教育費国庫負担金に係る地方公共団体の減収額を埋めるために、当該減収額を埋めるための国から地方公共団体への税源の移譲を行うまでの間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。とする。

第三条第三項中「各地方公共団体」を「各都道府県に、第一種交付金及び第二種交付金の合算額を減税補てん特例交付金及び税源移譲予定特例交付金の合算額とし、毎年度分として各市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して交付すべき交付金の額は、減税補てん特例交付金の額に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における減税補てん特例交付金の総額及び当該年度における税源移譲予定特例交付金の総額の合算額として予算で定める額とする。

「第二節 第一種交付金」を「第二節 減税補てん特例交付金」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改め、同条第三項中「特別区を含む。以下同じ。」を削り、「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改める。

第六条中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改める。

「第三節 第二種交付金」を「第三節 税源移譲予定特例交付金」に改める。

第七条の二の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第二種交付金」を「税源移譲予定特例交付金」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 当該年度において負担法等改正法第一条の規定による改正前の義務教育費国庫負担法第二条第一号中「報酬等に要する経費」とあるのは「報酬等に要する経費(退職手当に要する経費に限る。)(一)と、同条第二号中「報酬等に要する経費」とあるのは「報酬等に要する経費(退職手当に要する経費に限る。)(二)として同条の規定の例によるもの」として同条の規定の例によるものとした場合に国が負担すべき額と当該年度において負担法等改正法第二条の規定による

改正前の公立養護学校整備特別措置法第五条第一号中「報酬等に要する経費」とあるのは「報酬等に要する経費(退職手当に要する経費に限る。)(一)として同条の規定の例によるもの」として同条の規定の例によるものとした場合に国が負担すべき額との合算額に相当する額

第七条の二第二号中「第二種交付金」を「税源移譲予定特例交付金」に改める。

第七条の三の見出しを「(各都道府県に交付すべき税源移譲予定特例交付金の算定方法)」に改め、同条第一項中「第二種交付金の額」を「税源移譲予定特例交付金の額」に、「第二種交付金の総額にあん分率を乗じて得た額(第三項において都道府県第二種交付金総額という。)」を「税源移譲予定特例交付金の総額」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二種交付金」を「税源移譲予定特例交付金」に改め、「第一項及び」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 財政力指数、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額を除いて得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。が、一を超える都道府県については、負担法等改正法第一条の規定による改正前の義務教育費国庫負担法第二条及び負担法等改正法第二条の規定による改正前の公立養護学校整備特別措置法第五条の規定の例による国庫負担額の最高限度の算定の内容を勘案して、総務省令で定めるところにより、第一項に規定する人口について補正することができ

る。

第七条の三第五項を削る。

第八条第一項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

第十二条中「第二種交付金」を「税源移譲予定特例交付金」に、「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改める。

第十三条第一項中「地方財政法の下に(昭和二十三年法律第九号)」を加える。

第十四条第一項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同条第二項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改め、同条第三項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

附則第七条を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十条の四第一項中「平成十年度から平成十五年度までの各年度」を「平成十六年度に、(国家公務員共済組合法附則第二十條の三第一項)を平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)第五條第一項に改め、同条第二項中「第百十六條第一項」を「同条第六項及び第七項中、特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体の負担金」とあるのは「及び特定地方独立行政法人の負担金」と、第百十六條第一項中」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十六年度分の地方交付税から適用する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十六年度分の予算から適用する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規

定は、平成十六年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。

2 平成十六年度に限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第九条第一項の規定にかかわらず、都道府県にあっては当該都道府県に対する平成十五年度分の第一種交付金(第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「旧法」という。))第三条第二項に規定する第一種交付金という。以下この条において同じ。の額に平成十六年度分の減税補てん特例交付金(第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(以下この条において「新法」という。))第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金をいう。以下この条において同じ。の総額の平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び平成十六年度分の税源移譲予定特例交付金(新法第三条第二項に規定する税源移譲予定特例交付金という。の総額を総務省令で定めるところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県の人口であん分した額のうち当該都道府県に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村(特別区を含む。以下同じ。))にあっては当該市町村に対する平成十五年度分の第一種交付金の額に平成十六年度分の減税補てん特例交付金の総額の平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

3 旧法の規定により交付された第一種交付金は、新法の規定による減税補てん特例交付金とみなす。

(平成十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

平成十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例

第五条 平成十六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額（都にあつては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額）（以下この項において「平成十六年度減税減収調整額」という。）を控除した額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額（特別区にあつては、当該額に平成十六年度減税減収調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額（都にあつては、当該合算額に特別区に係る次号ロからホまでに掲げる額の合算額を加算した額）からヘからチまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

ロ 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額

ハ 所得税法等改正法及び地方税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十六年度の減収見込額

ニ 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十六年度の減収見込額

ホ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十六年度の減収見込額
地方税法等改正法の施行によるゴルフ場交付金（昭和二十五年法律第二百二十六号 第三百三条の規定によりゴルフ場

所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）

ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十六年度の増収見込額（所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

ト 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十六年度の増収見込額

チ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十六年度の増収見込額（地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

二 イからヘまでに掲げる額の合算額（特別区にあつては、イ及びヘに掲げる額の合算額）からトからチまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

ロ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による償却資産に対する課する固定資産税の平成十六年度の減収見込額

ニ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十六年度の減収見込額

ホ 地方税法等改正法の施行による事業所税

の平成十六年度の減収見込額
ヘ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十六年度の減収見込額
ト 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十六年度の増収見込額
チ 所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金の平成十六年度の増収見込額

リ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十六年度の増収見込額
2 前項第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目		減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額	
二 道府県民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の数値	
三 法人の行う事業に対する事業税	法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値	
四 地方消費税の譲渡割及び貨物割	前年度の譲渡割及び貨物割の課税標準等の額	
五 不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額	
六 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量	
七 ゴルフ場利用税	ゴルフ場の延利用人員	
八 自動車取得税	前年度中の自動車の取得件数	

3 第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の

下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目		減収見込額の算定の基礎
一 市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額	
二 市町村民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額	
三 償却資産に対して課する固定資産税	地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分する償却資産に係る当該配分額	
四 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量	
五 特別土地保有税	平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額	

六 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
七 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
八 ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場の延利用人員
九 自動車取得税交付金	前年度における自動車取得税交付金の交付額

4

平成十六年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「地方消費税交付金」というの交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「地方消費税交付金」というの交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下この項において「平成十六年地方交付税法等改正法」という。)附則第五条第一項第一号へに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率(以下この項において「平成十六年度減税都区調整率」という。)を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税地方消費税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額」というの百分の七十五に相当する額」とあるのは「たばこ税調整額」というの百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号トに掲げる額に平成十六年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税たばこ税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車取得税交付金」というの交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取得税交付金」というの交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る同号チに掲げる額に平成十六年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税自動車取得税調整額」とい

う。)の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十六年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税地方消費税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

5 平成十六年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によつて読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「及び交付金調整額」とあるのは、「同項に規定する交付金調整額、都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第五条第一項第一号へに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第六条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中、「同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」と、第百十六条第一項中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項」とあるのは「次の各号(第一号の二、第四号及び)」とあるのは「次の各号(一)に、同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」を」と、「第百十六条第一項中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項」と、第百四十条第一項」とあるのは「第百四十条第一項」に改める。

平成十六年三月二十四日印刷

平成十六年三月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局